

平成 24 年度
西宮市幼児期の教育・保育審議会
適正配置WG
【審議経過】

(P 1 ~ P 24)

平成 24 年度 西宮市幼児期の教育・保育審議会

適正配置WG 審議経過

(目次)

1	はじめに	1
2	保育所の公的機能について	2
3	公立保育所の役割について	3
4	幼稚園の公的機能について	5
5	公立幼稚園の役割について	6
6	地域や家庭における子育て支援機能について	7
7	発達支援機能について	10
8	各地域における各機能の適正配置	14

別紙資料 1	2007 全国社会福祉協議会・全国保育協議会資料抜粋	15
別紙資料 2	保育所の役割 ~ 保育所保育指針<平成 20 年告示>より抜粋 ~	17
	特別な支援を必要とする子どもの保育の実施状況	18
	福祉的ニーズの高い子ども・家庭への支援	19
	公立保育所子育て支援事業活動チーム	20
	小ブロック別 保育所の福祉的ニーズの高い子どもの数(平成 23 年度)	21
	小ブロック別 保育所の福祉的ニーズの高い子どもの数(平成 23 年度)	22
別紙資料 3	学校教育法・幼稚園教育要領 抜粋	23

1 はじめに

平成 24 年度の「適正配置部会」では、諮問項目 6 項目のうち、次の 3 項目について 5 回にわたって部会を開催するとともに審議会においても部会での整理を踏まえて、議論を行ってきました。部会内での審議経過を、諮問項目ごとに整理したものは次のとおりです。

諮問項目 1…幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について

諮問項目 2…地域における保育サービスの提供（地域バランス・適正配置）

・幼稚園、保育所の公的役割（公立施設のあり方と民間施設の公的役割）

保育所の公的機能については、全国社会福祉協議会・全国保育協議会より、2007 年に出された資料を参考に、児童福祉法第 39 条に基づく保育所の機能を基本機能として、検討を行いました。【別紙資料 1】

公立保育所の役割については、特別な支援を必要とする児童や福祉的ニーズの高い子どもの保育の現状を把握し、保育所保育指針をもとに、公立保育所の現在の役割や、今後の役割について検討を行いました。【別紙資料 2】

幼稚園の公的機能については、幼稚園教育要領に準拠した教育を行うにあたり、幼稚園が担うべき公的機能について、次に挙げる学校教育法第 3 章及び幼稚園教育要領の留意事項に基づいた幼稚園の機能を基本として検討を行いました。【別紙資料 3】

また、「幼稚園機能」と「公的機能」に分けて、再度整理を行いました。

公立幼稚園の役割については、まず公立幼稚園の現状を整理し、公私連携のもと、私立幼稚園が率先して進めてきた 3 年保育や預かり保育等の実践を尊重しつつ、全市的な視点で今後の課題に対して公立幼稚園が果たすべき役割について検討を行いました。

・地域ブロックにおける適正配置（現状と今後の配置に対する考え方）

地域に必要な子育てに係る機能については、地域子育て支援拠点事業の拡充や発達支援機能など、各地域における各機能の適正配置について検討を行いました。

諮問項目 3…保育所の待機児童解消に向けた方策

2 保育所の公的機能について

【諮問項目2】

保育所では公民共に、保育所保育指針に準拠した保育を推進しています。総則では、「基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。」とされています。特に、保育所機能に期待されるところは「養護と教育を一体的に行う」ことや「子どもの保護者に対する保育に関する指導を行う」ことにあり、特に不適切な養育に関する早期発見、要保護児童対策地域協議会¹など地域の専門機関との連携にも言及しています。又、「保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。」とあります。保育所は児童福祉施設であることから、公立も民間も等しく公的機能や役割を果たしており、今後、より強固な連携・協働を進めなければなりません。

- 1 要保護児童対策地域協議会(通称:みやっこ安心ネット):虐待を受けている児童を始めとする要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)の早期発見や適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援と、関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図るため設置。

保育所の基本機能 ~ 児童福祉法第 39 条等に基づく保育所の基本機能 ~

保育に欠ける乳幼児の保育を行う機能

健康、安全で情緒の安定した生活ができる保育

養護と教育を一体的に行う保育

発達を支援する保育

保育所を利用する保護者を支援する機能

保護者との協働による子育てを行う

親と子のきずなの形成支援を行う

保護者の子育てを支援する多様な保育サービスを提供する

特に配慮を要する子どもの保育を行う機能

あゆみ(障がい児)保育児童や要保護児童など、特に配慮を必要とする子どもや家庭への支援

保育所の子育て支援機能 ~ 地域の実情やニーズに応じて整備していく機能 ~

地域の子育て家庭への支援機能

保育所での支援

例: 保育所施設開放、保育所体験、育児関連講座、子育てサークルの支援・育成

子育て情報の提供、子育て相談、預かり保育

未来のパパ・ママ支援機能

例: 中高生などを含めた未来の保護者の保育体験

プレパパ・プレママ支援

地域社会との連携・協働のなかで保育所として役割を果たしていく機能

例: 学校との連携協力、世代間交流の推進、異年齢児交流推進

虐待防止等、地域の他機関・関係者との連携・ネットワーク活動

子育て支援グループ・サークルへの支援

意見

- ・保育所を子育てのまちのステーションとして展開し、母子保健やプレママ・プレパパなどの事業を保育所で実施することで、保護者に対して、子育て支援機能の拠点が保育所であると意識付けをし、子育てに関する相談をしやすくできないか。
- ・市や社会福祉協議会、地域の事業を保育所や保育所の近隣施設で行うことで、子育てについては保育所という安心感を地域の人に与えることができる。
- ・保育と母子保健との連続性を考え、その上で保育所の機能を考える必要がある。
- ・公的機能というと、保育行政全般、子育て支援事業全般の枠組みで捉えてしまう。その中でも、保育所の果たす役割として何が一番効果的なのかというところにスケールダウンして考える必要がある。

保育所の公的な役割は、児童福祉法第 39 条に基づく保育所の機能を基本とし、保育所保育指針に準拠した保育を推進することと考えます。また今後の女性の社会進出の増加に伴う子育て支援のニーズに合った保育の展開が求められています。

3 公立保育所の役割について

【諮問項目 2】

【公立保育所のセーフティネット】

特に配慮を要する福祉的ニーズの高い子どもの保育については、公立保育所にセーフティネットの役割が求められます。公立保育所には、福祉的ニーズの高い子どもとその保護者への支援の迅速な対応が求められる場合があることから、公的機関との連携を取りやすい公立保育所が、セーフティネットの役割の多くを担っています。しかしながら、13ブロックの中で、公立保育所が無い地域においては、民間保育所が、その役割を担っています。今後、適正配置を考える上で、すべてのブロックに、特別な支援、福祉的ニーズに対応できる体制を作り、ブロック内に公立保育所がない場合には民間保育所が担うとともに、公立と民間が連携して両方で担っていく必要があります。

【公立保育所の地域子育て支援】

保育所での支援

子育て家庭への保育所機能の開放	子育て等に関する相談や援助の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・スマイル短期体験 ・スマイルあそぼう会 (園庭開放・体験保育・相談支援の一体型事業) 各地区の中で、毎日1ヶ所は開催。 公立保育所子育て支援事業活動チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所内で随時実施 ・地域の児童館での相談支援 (公立保育所長・副保育所長による子育て相談) 子育てのノウハウを在家庭の保護者に伝える <ul style="list-style-type: none"> ・スマイルあそぼう会なんでも相談

未来の保護者の保育体験

中学生	高校生
<ul style="list-style-type: none"> ・トライやるウィーク 全保育所 3~6名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい育児体験 4施設 高校生195名

地域社会との連携・協働

保育実習	地域の子どもをめぐる諸課題への対応
新任小学校教師 5施設 10名	・児童委員との定期的な連携実施
大学生 19大学 97名	・保健所（地域保健） 小学校、専門家など関係機関との協力
看護学生 1施設 55名	会議実施（要保護児童対策協議会等）

その他世代間交流、異年齢児交流を実施

その他

公立保育所保護者による1日保育士体験 保護者が地域に子育てのノウハウを還元する

【課題】

民間保育所では、公立保育所の支援事業に加えて下記の事業を実施しています。

- (ア) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進
- (イ) 地域の子育て支援に関する情報の提供
- (ウ) 一時保育 など

また、公立保育所の特性や民間保育所の特性をそれぞれ生かした今後のあり方や将来像についての検討が必要です。

民間保育所の特色ある子育て支援と公立保育所の子育て支援、公私立幼稚園の子育て支援の機能を活用し、全市で地域偏在がないよう適正に配置し、その機能が発揮されることが望まれます。

意見

- ・子どもや保護者の立場であれば、幼稚園、保育所いずれにせよ、行きたいところに行けることが、理想である。
- ・人的配置や財政措置をしても受け入れが難しい特殊なケースの場合のために、公立が専門化することも必要と考える。

特に配慮を要する福祉的ニーズの高い子どもにとって、公立保育所はセーフティネットとしての役割が必要です。公立保育所は、公的機関との連携が取りやすく、福祉的ニーズの高い子どもとその保護者への支援の迅速な対応が可能です。しかしながら、13ブロックの中で、公立保育所が無い地域においては、民間保育所が、その役割を担っています。

今後、公立と民間が連携し、すべてのブロックに、特別な支援や福祉的ニーズに対応できる体制作りが必要です。将来的には、すべての民間保育所においてセーフティネットの役割を担っていく体制の整備が必要と考えます。

4 幼稚園の公的機能について

【諮問項目2】

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして幼児を保育する機能

項目
満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象とする。 幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成する。 <ul style="list-style-type: none">・ 幼児の健やかな成長のために適当な環境を与える。・ 基本的生活習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。・ 集団生活を通じて、参加する態度を養い、身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養う。・ 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養う。・ 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導く、相手の話を理解しようとする態度を養う。・ 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う。・ 行事については、その教育的価値を十分検討し幼児が主体的に楽しく活動できるようにする。

家庭及び地域における幼児期の教育の支援を行う機能

項目
地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に教育活動を行う。(預かり保育) 保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。 子育て支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放し、幼児と保護者との登園や保護者同士の交流の機会を提供するなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たす。

幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を行う機能

項目
幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交流や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにする。

特に教育的な配慮を要する子どもの保育を行う機能

項目
集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していく。 特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、指導計画や支援計画を個別に作成する。

意見

・ 教育課程の編成、職員の研修等、公立幼稚園と私立幼稚園との連携を更に進める必要がある。

今後も幼稚園では、幼稚園教育要領に基づいた教育課程を編成し、指導計画にしたがって義務教育につながる教育を行うことが必要であり、加えて地域の実態や保護者のニーズに対応した取り組みも求められています。

5 公立幼稚園の役割について

【諮問項目2】

西宮市立幼稚園教育課程の研究、作成

- ・ 教育委員会への教育課程編成の届出
- ・ 「西宮市立幼稚園教育課程の基底」資料集の作成
- ・ 西宮市幼児教育研究会を中心とした幼稚園教員の研究
- ・ 教育委員会による保育の指導、研修

【課題】

今後とも私立幼稚園の特色ある教育課程を尊重しながら、小学校への学びの連続性や一貫性のある西宮市の幼稚園教育課程を研究、整備していく必要があります。

家庭、地域の子育て支援

- ・ 経験のある教員による子育て相談
- ・ 地域行事への参加、自治会等との連携
- ・ 「開かれた幼稚園事業」「にぎわい事業」

【課題】

今後の子育て支援は、すべての保育施設が実施し連携することが重要であり、その中で公立幼稚園での教育時間後を使った有効な支援方法について検討していく必要があります。

幼保小の連携による、義務教育への円滑な接続

- ・ 「つながり」～西宮市幼稚園・保育所・小学校連携推進事業の継続による連携
- ・ 人権地区別研修会等による、小中学校教員との研修・連携
- ・ 小学校行事への参加による連携

【課題】

今後も小学校への円滑な接続を図るため、各地域において、子どもや教職員の交流、連携を更に進め、相互理解を深めていくための推進役が求められています。

特別支援教育の推進

- ・ 個別の「指導計画」「支援計画」「みやっこファイル」による小学校への継続した教育
- ・ 保育補助員制度による保育（別紙資料7）
- ・ 特別支援教育コーディネーター研修の参加
- ・ 特別支援学校による巡回相談の活用

【課題】

特別な支援を必要とする子どもの教育・保育のため、共通した相談の窓口や入園の基準を設定することが必要です。また、各園への加配教員の配置や研修、相談体制を充実させ、どの園でもその子に応じた適切な指導や支援が行われ、小学校へ継続できる体制が求められています。

意見

- ・幼稚園全体の教育課程の研究、整備については、意義はあるがまとめにくいのではないか。
- ・公私幼稚園だけでなく、就学前の子ども全体につながるものでなければならないのではないか。
- ・0歳から5歳までの子どもの発達をどの程度1つにまとめられるか心配はあるが、各年齢までに育むべき力を示すことができれば、保護者にも提供できる。
- ・カリキュラムでなくても、ガイドラインや基底のようなものを作ってほしい。
- ・小学校への接続を踏まえて、どのような指導が必要なのかといったことも整理しておけば良いのでは。

公立幼稚園は、小学校への学びの連続性や一貫性のある教育課程の研究を進めること、また、私立幼稚園と共に、特別支援教育の推進や家庭・地域・保育所等の保育施設との連携による子育て支援を進めていくことといった役割が求められています。

6 地域や家庭における子育て支援機能について

【諮問項目2】

(1) 現状

ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、地域コミュニティの機能が失われていく流れにある中、身近な地域に相談できる相手がないなど、在宅で育児を行う家庭（以下、在家庭という）の子育ての負担感が増大しています。働いている、いないに関わらず、親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくしていくことが必要です。

【地域における主な子育て支援事業の概要】

事業名	対象	内容	実施機関等
健やか赤ちゃん訪問事業 全地域で実施	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭	対象家庭をすべて訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに支援が特に必要な家庭に対しては適切な支援につなげる。	民生委員・児童委員
地域子育て支援拠点事業 14か所 H25.4～1か所増	概ね0～2歳児までの親子	親子の交流や子育て相談、情報提供、子育て講座などを地域の拠点となつて一体的に行う常設の場。週3日以上、1日5時間以上開設。	子育て総合センター、児童館、大学、民間保育所
一時預かり事業 12か所	生後6か月～就学前の乳幼児	保護者の病気・入院や冠婚葬祭、育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減（リフレッシュ）等のため必要なときに、お子さんを一時的に預かる事業	民間保育所

事業名	対象	内容	実施機関等
地域活動	主に就園前の乳幼児	地域団体等が地域の公民館等を活用し実施している子育て支援事業（子育て地域サロン等）や子育て中の親同士による活動。	社会福祉協議会、子育てサークル、NPO、民間企業等
保育所における地域子育て支援	就学前の乳幼児	保育士や幼稚園教諭等による子育て相談や親子遊び、園庭開放による安全な遊び場の提供、在園児との交流、子育て支援情報の提供など。その他、地域と連携した子育て支援事業の実施。	保育所
幼稚園における地域子育て支援	就学前の乳幼児		幼稚園

(2) 課題

- ・ 地域子育て支援拠点事業については、在家庭の大半である0～2歳児を対象としているため、ベビーカー等で気軽に立ち寄れるよう、身近な場所への設置が求められています。西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）（以下、次世代行動計画という）においても、中学校区に1か所を目安として20か所の数値目標を掲げ、全市展開を図っており、現在は14か所で実施しています（H25.4～15か所）。しかし、主に既存施設等を活用した展開のため、地域偏在が見られます。既存の社会資源を活用した事業未実施地域での早期開設とともに、常設が困難な地域においては、出張型の事業展開を検討する必要があります。
- ・ 各地域で行われている様々な子育て支援事業については、その活動が効果的に行われるよう、地域子育て支援拠点事業実施機関が地域の中心となって、地域活動（地域団体等による子育て支援事業や子育てサークル）とともに、保育所や幼稚園を含め、様々な実施機関間の連携を図る必要があります。
- ・ 一時預かり事業については、育児ストレスなど、精神的・肉体的な負担を軽減し、親（保護者）が前向きに育児に取り組めるよう、一時的に子どもと離れリフレッシュすることを目的として、現在、認可の民間保育所で事業を実施しています。次世代行動計画においても、保育所の新設に合わせた増設をめざしていますが、保育所の利用児童の増加に伴い、なかなか増えていないのが現状です。
- ・ 児童虐待や発達上の課題など特に支援を必要とする子どもや家庭を支える機能として、～の事業とともに各種訪問相談支援、母子保健事業等との一体的なサービス提供を図っていく必要があります。

【次世代育成支援行動計画】

事業名	現状（実施機関等）	目標事業量	考え方
地域子育て支援拠点事業	子育て総合セ、児童館、大学、民間保育所 14か所	20か所	中学校区に1か所を目安に新設をめざす。
一時預かり事業	民間保育所 12か所	19か所	保育所の新設にあわせた増設を行う。

(3) 地域子育て支援拠点事業について

ア．実施箇所数について

<現状と課題>

空白地域での事業展開について、新たな開設場所の確保及び適切な事業者の選定等が必要になる。事業開始(全市展開)より2年が経過してきたため、事業の評価を行い、さらなる質の向上に努める必要がある。

<今後の方向性>

当面、西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)に掲げている20か所を目標に「ひろば型」を拡充していく。

【参考(国の数値目標=子ども子育てビジョンで「中学校区に1か所(ベビーカーで行ける距離)】

イ．センター型の拡充について

<現状と課題>

市域が広範囲で、子育て家庭が多い本市において、「センター型」の機能を持つ施設が、子育て総合センターと関西学院大学の2か所しかありません。

また、様々な事業展開されている本市において、それを把握・統括、あるいは連携する体制を整えていく必要があります。

<今後の方向性>

(1)の課題解決に取り組んでいく中核施設がさらに必要と考えます。

ウ．西宮市次世代育成行動計画(後期計画)以降について

将来的には、子育て親子がベビーカー等で気軽に立ち寄れる身近な場所において、子育てひろばの機能を享受できるようになることが必要と考えます。(そのため、様々な手法を用いて、常設の広場の拡充に努めるとともに、)現在ある常設の子育てひろばを拠点として、そこから地域の様々な施設に出向いていく「出張型子育てひろば」の実施も進めていくなどして、各小学校区に1か所の子育てひろばの実施を目指していくことが望まれます。

その際には、現在、地域で行われている子育て地域サロンや地域、NPOなどとの連携を強化し、子育て親子に、できるだけ多くの機会を提供していく必要があると考えます。

意見

- ・ 地域子育て支援拠点事業について、センター型の子育てひろばを南部にも作って欲しい。
- ・ 子育て支援事業の企画・運営に子育て当事者の能力を活用すべきである。
- ・ 妊娠中から母親も巻き込んで、母子保健と乳児への支援事業が一連にならないか。

地域子育て支援拠点事業の拡充において、大ブロックに1ヶ所ぐらいはセンター型が必要である。

地域活動において、子育て中の親である利用者が、支援者になっていけるような取り組みが必要である。また、妊娠期からの継続的な子育て支援が重要であることから、母子保健部門との連携した取り組みが望まれます。

7 発達支援機能について

【諮問項目2】

(1) 中間答申の「発達支援機能」における整理

中間答申(平成24年7月2日)では、地域に必要な子育てに係る機能を6つに分類し、その中のひとつの機能として「発達支援機能」を挙げています。この発達支援機能について、中間答申の添付資料(p9表-1)には、「現状と課題」として、次のように記述しています(下線は事務局にて追記)。

中核施設としての児童発達支援センターを整備する(「わかば園」の建て替え・再整備)。中核拠点以外に、地域の発達支援機能の充実のため、拠点となるブランチを2か所程度整備することを検討する。また、地域における身近な相談・支援機関として、幼稚園や保育所がその役割を担えるような体制整備を進めていく必要がある。

以下、「発達支援機能」に関して、中間答申で記述された3つの論点(上記の下線部)に沿って、整理を行います。

以下、整備予定の児童発達支援センターについて「新センター」と表記します。

(2) 中核施設としての児童発達支援センター整備

児童発達支援センター整備事業の概要

さまざまな課題や不安を持つ子どもが、その可能性を最大限に伸ばすことができるよう、従来の医療・福祉・教育の垣根を越え、現在のわかば園とNSSCとを移転・複合化して再整備を行うこととしています。

今回整備する新センターでは、関係機関等とも幅広く連携しながら、切れ目のない適切なサポートを行うための、中核拠点としての機能を果たしていくことをめざしています。

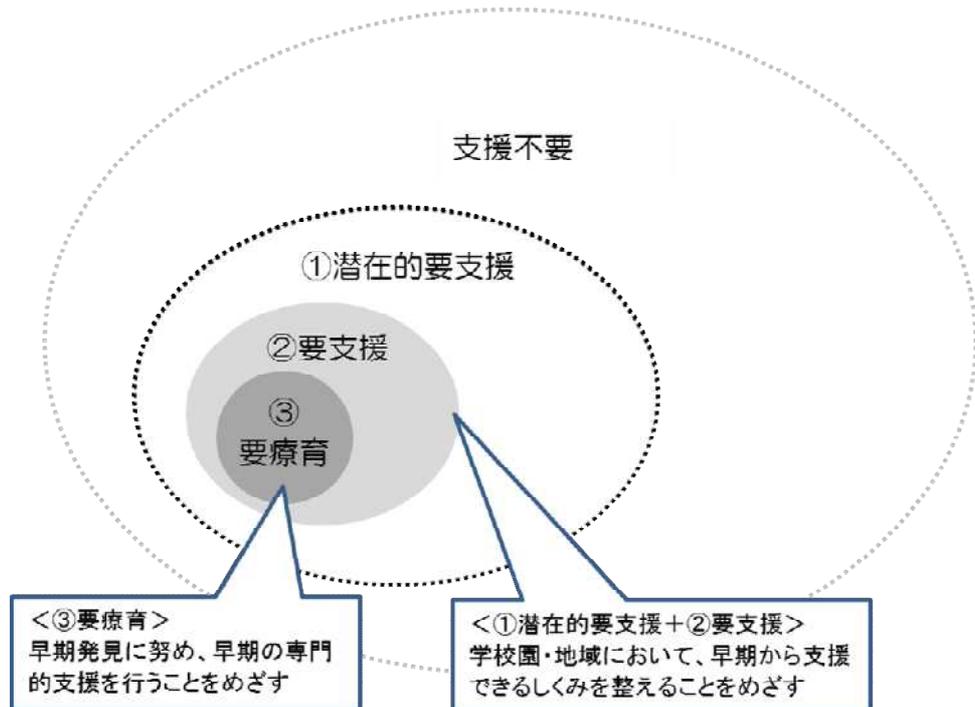
児童発達支援センターにおける支援の考え方

発達面・学習面・生活面で課題がある子どもの状態はさまざまであり、それぞれにあった支援のありようを考えていく必要があります。

そこで、支援を必要とする子どもの状況について、次のように整理しています。

潜在的な要支援：普段は少し丁寧な配慮で対応が可能だが、時々特別な配慮や専門的な支援が必要になることもある
 要支援：学校園等において特別な配慮や専門的な支援が必要である
 要療育：センター利用による専門的な支援が継続的にまたは頻繁に必要なある

< 支援を必要とする子どもの分類と支援の方針 >



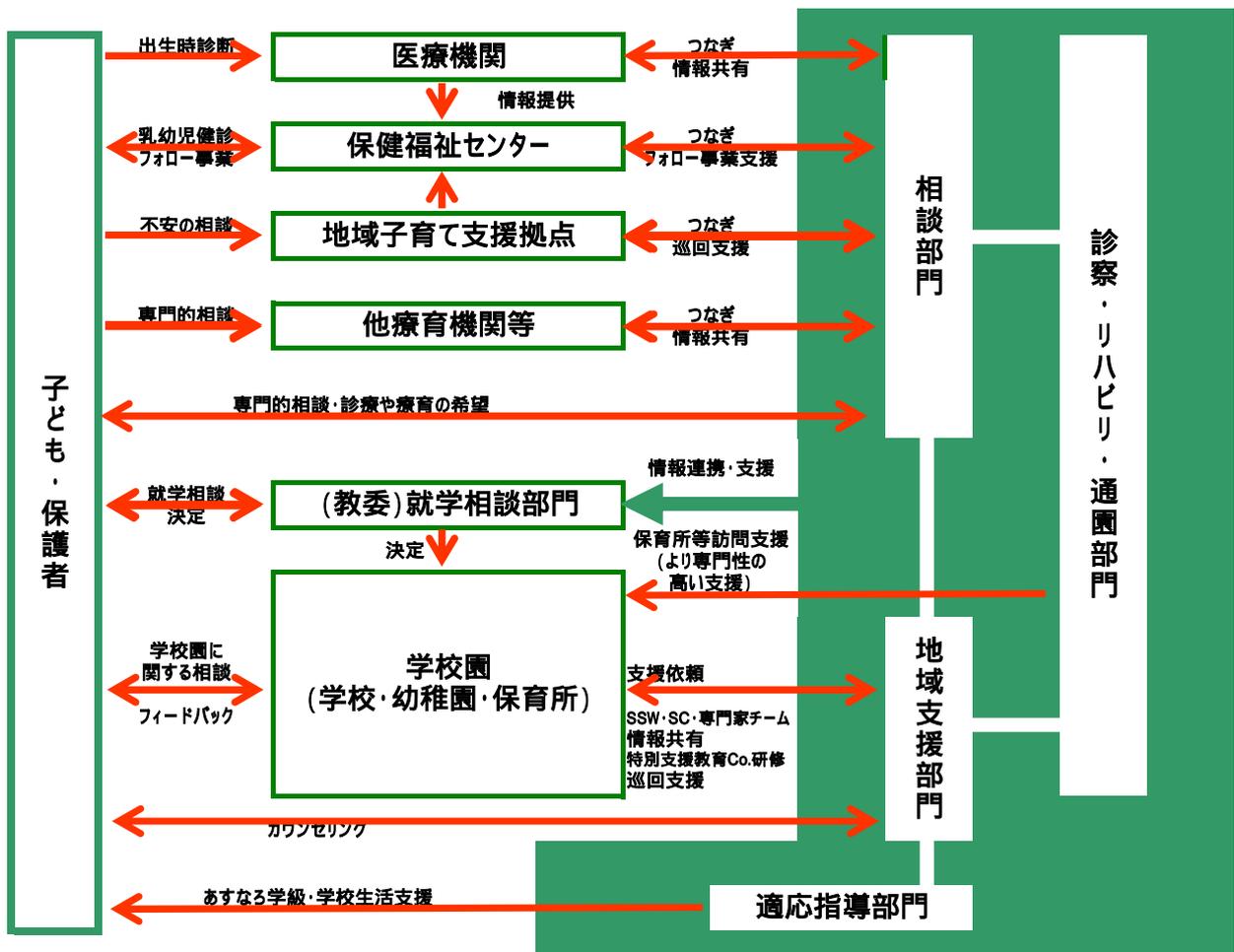
※それぞれの境目は、必ずしも明確でない

新センターの支援の方針として、「要療育」に該当する子どもについてはできる限りの機会をとらえ、早期発見に努め、新センターでの早期の専門的支援を行うことが必要と考えます。

一方、「潜在的な要支援」「要支援」に該当する場合には、学校・幼稚園・保育所など、地域において支援を行うことを基本とし、そのためのしくみづくりを整えることが必要と考えます。

新センターを中核拠点とした発達支援機能の連携イメージ

新センターを中核拠点として発達支援機能を果たしていくうえで、新センターが専門性を強化するとともに、関係機関との「つなぎ」の強化、そして学校・幼稚園・保育所・地域の支援力の育成が重要となります。



(3) 地域の発達支援機能の充実

これまでの審議内容より

西宮市幼児期の教育・保育審議会【平成22年度審議経過】において、「地域の発達支援機能の充実」に関連して、下記のような記述がされています（p11「発達支援機能」より抜粋。ただし、文中の注は事務局が追記）

また、こうした拠点（注：新センターをさす）から地域の幼稚園や保育所に専門職が巡回相談や支援を行うなど、いわゆるアウトリーチ型の支援体制の確立も求められています。そのため、中核施設だけでなく、サテライト的な機関（施設）の必要性について検討が必要です。

「ランチ」拠点の設置について

新センターでは、関係機関との連携・情報共有を積極的に行うことで、効果的な地域支援を行っていく必要があると考えています。

また、中間答申資料において「地域の発達支援機能の充実のため、拠点となるランチを2か所程度整備することを検討する」とされています。

一方、児童の発達支援を行ううえで、多くの専門スタッフが必要となります。

< 現在のわかば園に在籍する専門職種 >

医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、調理師、栄養士など

当面は、新センターを拠点としてアウトリーチなどの地域支援を行いながら、将来的に児童発達支援における専門スタッフ体制を充実していくことを目指すべきと考えます。

また、将来的に地域支援拠点（ランチ）の設置を行う場合、

適正配置で議論された地域ブロックの考え方を参考にする

既存の各種施設等（子育て支援拠点、幼稚園、保育所等）を有効活用する

必要があると考えます。

(4) 幼稚園・保育所が地域における身近な相談・支援の役割を担えるような体制整備
これまでの審議内容より

西宮市幼児期の教育・保育審議会【平成22年度審議経過】において、幼稚園や保育所が担う役割に関連して、下記のような記述がされています（p11「発達支援機能」より抜粋）。

また、地域療育の観点から専門機関だけでなく、地域における身近な機関として、幼稚園や保育所も発達支援の相談・支援機能を担うべきではないかという意見が委員から出されました。

幼稚園・保育所が地域における身近な相談・支援の役割

新センターでは「潜在的な要支援」「要支援」の子どもたちに対して、地域、とりわけ学校・幼稚園・保育所（以下、「学校園」と表記。）への支援を重点的に行うことが必要と考えます。

前述のアウトリーチなどの地域支援を行うことで、また、教職員への研修や指導、支援などを行うことで、学校園において生じた問題や課題などについて、学校園自らが対処していくことのできる環境をつくる必要があると考えます。

意見

わかば園が新しくなることで、スタッフがどのくらい増えるとか、指導助言がどのくらいよくなるかという具体的な部分の発信ができればいい。

支援を必要とする子どものお母さん以外のお母さんへの研修を行い、共通理解を進めていく必要がある。

8 各地域における各機能の適正配置

【諮問項目2】

(1) 各機能についての整理

これまで保育所の機能・役割、幼稚園の機能・役割、子育て支援機能のほか、発達支援機能（格差是正・こども支援部会等において議論）および公的機能について議論してきました。

各地域における各機能の適正配置については、これらの議論を踏まえ、進めていく必要があります。

【これまでに整理されたもの】

保育所機能 公立保育所は小ブロックごとに原則1箇所以上

幼稚園機能 公立幼稚園は小ブロックごとに原則1箇所

発達支援機能 今後、整備する児童発達支援センターが中核的な機能を担うとともに、市内の大学における発達支援施設および子育て総合センターとの連携を図る。

公的機能 保育所や幼稚園における特別支援教育や障害児保育、児童虐待など、特別支援を要する子どもや家庭に対して、就学前の教育・保育を保障する。

幼児教育に関する研修・研究機能 研修機能については、子育て総合センターを中心に参加対象を広げるとともに、民間保育所や私立幼稚園など各機関との合同開催を進める。

【未整理のもの】

地域や家庭における子育て支援機能

(2) 具体的な適正配置

整理された機能を地域に配置すると、別紙資料のようになる。

(3) 適正配置を行うにあたっての基準について

今後においては、地域における適正配置については、各地域ブロックにおける就学前児童数や現在の各事業の参加者数なども考慮していく必要があります。

意見

- ・地域子育て支援拠点事業の目標である20ヶ所がそれぞれアウトリーチのような事業展開をすればもっと広がる。
- ・児童発達支援センターのアウトリーチ機能について、子育てひろばにも来てもらいたい。

地域子育て支援拠点事業の拡充において、設置目標とともにアウトリーチ機能の充実も望まれます。

発達支援機能においては、市内大学の発達支援施設や教育・保育施設および子育て総合センターとの連携を図るなど地域支援に力を注いでいくことも必要です。

1. 保育所の基本機能

児童福祉法 39 条に基づく保育所の機能を基本機能とする

保育に欠ける乳幼児の保育を行う機能

- ・「健康、安全で情緒の安定した生活の提供」、「保育＝養護と教育」を提供し、子どもの発達を支援する機能、必要に応じて保護者の委託を受けて、保育に欠ける子どもの保育を行う」機能＝一時保育の提供等を含む

保育所を利用する子どもの保護者を支援する機能

- ・「保護者との協働による子育て」、「親と子のきずなの形成支援」を図る機能や、保護者の子育てを支援する多様な保育サービスを提供する機能

特に配慮を要する子どもの保育を行う機能

- ・ 障害児や被虐待児など、特に配慮を必要とする子どもや家庭の支援

2. 機能拡充が必要な場合に、積極的に備えていく機能

基本機能のようにすべての保育所が備えていく機能ではないが、地域の実情やニーズなどから整備が必要である場合に、保育所として積極的に整備していくべき機能

地域の子育て家庭への支援機能

- ・ 園庭開放、保育所開放など
- ・ 短時間の預かり保育等、保護者のレスパイト支援など
- ・ 保育ママの派遣、出前保育の実施など、地域の子育て家庭へ直接保育サービスを提供することによる支援
- ・ 相談に応じ、保育所のサービスを提供

プレパパ・プレママ支援機能

- ・ 妊娠中の親の不安の解消や仲間づくり、保育所利用の体験などによるプレママ・プレパパ支援
- ・ 中高校生などを含めた未来の保護者の保育体験

(参考) 児童福祉法

第三十九条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

3. 地域社会との連携・協働のなかで保育所として役割を果たしていく機能

幅広く子育て環境や子育て文化の創造を進める機能であり、保育所だけで取り組むのではなく、地域社会の関係機関・団体や市民との連携・協働のなかで、保育所がその特性を活かし、役割を発揮していくことを踏まえ、備えていく機能

すべての子育て家庭を対象とした子育て相談・支援サービス仲介機能

- ・ 地域の子育て支援拠点として、さまざまな相談の窓口となったり、情報提供を行ったり、支援サービスにつなげたりする機能

子ども家庭福祉に関する啓発機能

- ・ 多くの人が子ども、子育て、家庭福祉に関心を持つための啓発実施
- ・ 子ども子育て支援活動への市民の参加促進
- ・ ボランティア活動、体験学習等の受入れによる啓発

胎生期から青少年・大人までの切れ目のない子育て支援機能

- ・ 放課後児童クラブ等、学童期の子ども・子育て家庭支援の拡大
- ・ 学校との連携協力
- ・ 虐待防止等、地域他機関・関係者との連携・ネットワーク活動

地域の子育て文化と子育てコミュニティを育む機能

- ・ 世代間交流の推進
- ・ 異年齢児交流の推進
- ・ 子育て関連講座等の実施
- ・ 子育て支援グループ、サークルへの支援

【保育所の役割 ～ 保育所保育指針＜平成 20 年告示＞より抜粋 ～】

第1章 総則

2 保育所の役割

(3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

(4) 保育所における保育士は、児童福祉法第 18 条の 4 の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。

3 保育の原理

(1) 保育の目標

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

第6章 保護者に対する支援

3 地域における子育て支援

(1) 保育所は、児童福祉法第 48 条の 3 の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。

ア 地域の子育ての拠点としての機能

(ア) 子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）

(イ) 子育て等に関する相談や援助の実施

(ウ) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進

(エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供

イ 一時保育

(2) 市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。

(3) 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。

【特別な支援を必要とする子どもの保育の実施状況】

(1) 実施箇所数(平成23年度)

(単位:園)

	保育所
公立	21
民間	17
合計	38

(2) 保育所のあゆみ保育児童数・加配数(平成23年度)

(単位:人)

	あゆみ保育児童数	加配数
公立	45(11)	29
民間	28(1)	20
合計	73(12)	49

() 前年度に加配をはずした人数(外数)

集団保育の中で、子どもが共に育ち、保育士の見守りにより友達と生活できる状況と認め、加配をはずしているが、障害が無い状態ではないため。

(単位:園)

西宮市保育所あゆみ保育実施保育所数		
年度	公立実施保育所数	民間実施保育所数
S. 49	4	0
S. 50	5	0
S. 51	7	1
S. 53	7	2
S. 56	8	2
S. 60	9	3
H. 7	11	3
H. 12	11	4
H. 14	11	5
H. 18	18	6
H. 19	18	12
H. 20	19	14
H. 21	20	15
H. 22	22	19
H. 23	21	17

公立保育所は平成21年度より全保育所であゆみ保育実施を決定した。

昭和47年(1972)現厚生労働省通知「心身障害児通園事業実施要綱」

昭和48年(1973)障害児保育が制度化され、全国的に統合保育が取り組まれた。

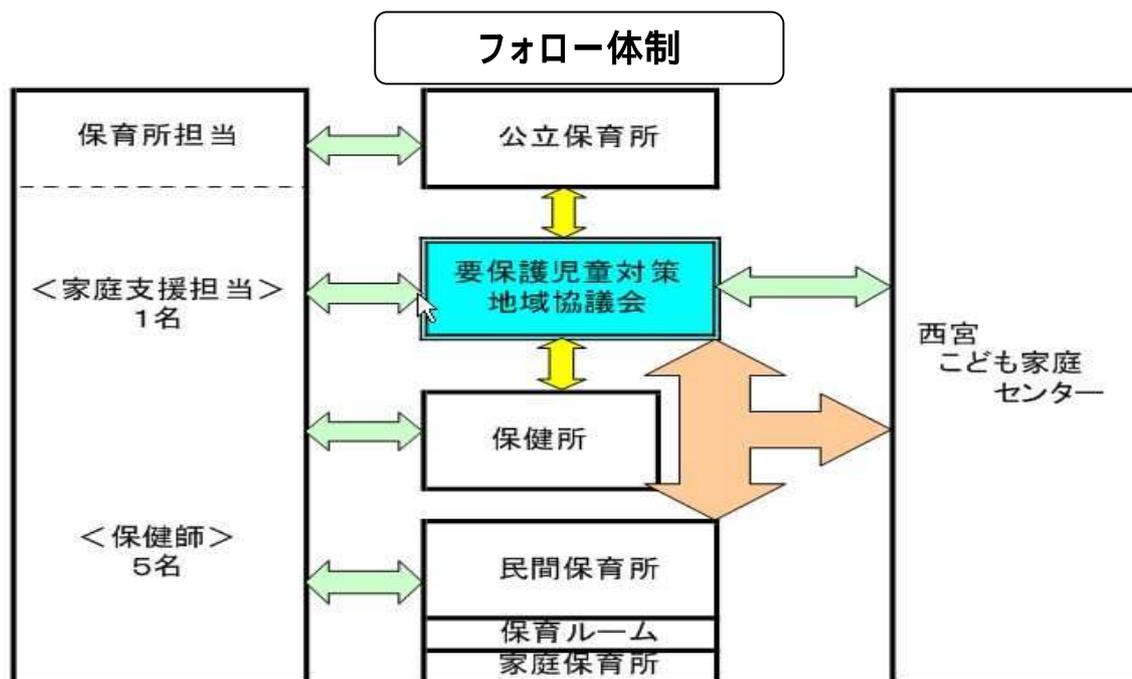
【福祉的ニーズの高い子ども・家庭への支援】

支援の必要な家庭のフォロー体制

保育所は、DV・虐待児童の入所があります。市では、公立保育所の家庭支援担当保育士1名と保健師5名が、全保育所を巡回し子どもの様子を把握しています。

保健所より、児童の安全を図る為に、保育所への入所誘導があり、その場合は入所後に緊密な連携を図ることができる公立保育所へ誘導し、児童とその家庭の見守りを行っています。

また、要保護児童対策協議会、民生児童委員、学校関係者、医療関係者、地域の保健師など、地域総がかりでの見守りと、ケース検討などが実施されています。



(ア) 児童虐待が疑われるケース

市への相談件数のうち保育所へ入所している件数（平成23年度）

	ケース数（単位：件）（ ）は養護ケース
公立	55（20）
民間	36（11）
合計	91（31）

要保護児童対策地域協議会が、市民や保育所から通報・相談を受けた虐待及び養護ケース

公立保育所で児童虐待が疑われる内容と件数

(イ) 保護者への精神面のフォロー

保護者の精神面でのフォローが多く必要な場合、保育所では保育所長が面談を行っています。

日々の観察は保育所の役割であり、未然に虐待を防ぐ一助になっています。保護者とのやり取りは、時に所長の心の重荷となる為、重篤なケースの子どもが在所している公立保育所間では「ほっとサポート」会議を持ち、事例から学ぶなどして所長のバーンアウトを防ぐ役割を担っています。

また、保護者や子どもへの支援については、要保護児童対策地域協議会をはじめとした関係機関と連携して行っています。

【公立保育所子育て支援事業活動チーム】

チーム	小ブロック	公立保育所	小学校区	
C	浜脇1	建石保育所	浜脇小	
		浜脇保育所	香櫨園小	
		朝日愛児館	用海小	
		用海保育所	西宮浜小	
	大社1	北夙川保育所		夙川小
				北夙川小
				甲陽園小
				苦楽園小
	大社2	大社保育所		安井小
				大社小
			神原小	
D	浜脇2	今津文協保育所	津門小	
		今津南保育所	今津小	
		津門保育所	南甲子園小	
	広田2	芦原保育所	瓦木小	
		むつみ保育所	平木小	
		瓦木北保育所	深津小	
B	鳴尾1	鳴尾保育所	鳴尾小	
		鳴尾東保育所	鳴尾東小	
		浜甲子園保育所	甲子園浜小	
	鳴尾2	高須西保育所	高須西小	
		高須東保育所	高須小	
A	上甲子園	学文殿保育所	上甲子園小	
		瓦木みのり保育所	春風小	
		小松朝日保育所	鳴尾北小	
		鳴尾北保育所	小松小	
	広田1	甲東北保育所		広田小
				上ヶ原小
				上ヶ原南小
	甲東2	上之町保育所		樋ノ口小
				高木小
				瓦林小
	甲東1		甲東小	
			段上小	
			段上西小	
	山口		山口小	
			北六甲台小	
	塩瀬		名塩小	
			生瀬小	
		東山台小		

【小ブロック別 保育所の福祉的ニーズの高い子どもの数(平成 23 年度)】

小ブロック	子ども			保護者			合計
	身体	心理	ネグレクト	DV	病気	養護	
浜脇1	0	0	0	0	4	6	10
浜脇2	0	5	4	1	3	7	20
鳴尾1	1	0	4	0	3	3	11
鳴尾2	1	1	1	2	0	10	15
上甲子園	1	1	3	1	4	12	22
大社1	2	0	1	0	2	5	10
大社2	0	0	1	0	1	2	4
広田1	0	0	0	0	0	0	0
広田2	2	0	4	1	1	8	16
甲東1	0	0	0	0	0	0	0
甲東2	0	1	1	0	0	0	2
山口	0	0	0	0	0	0	0
塩瀬	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	8	19	5	18	53	110

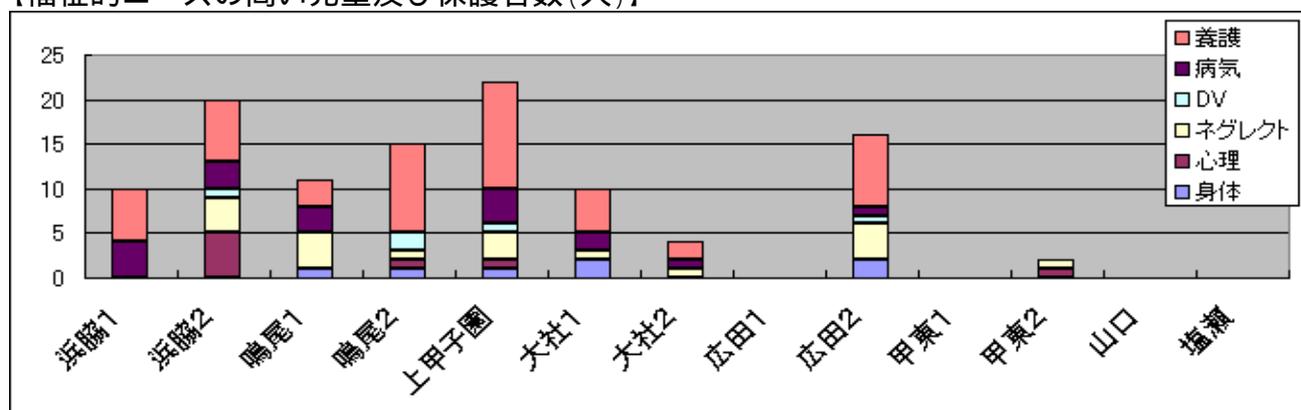
小ブロック	生活保護	関係機関連携
浜脇1	4	5
浜脇2	7	15
鳴尾1	2	9
鳴尾2	3	10
上甲子園	8	10
大社1	1	6
大社2	1	2
広田1	0	0
広田2	10	12
甲東1	0	0
甲東2	0	0
山口	0	0
塩瀬	0	0
合計	36	69

世帯の状況	
母子家庭	55
父子家庭	6
父母以外が養育	3
両親家庭	46
合計	110

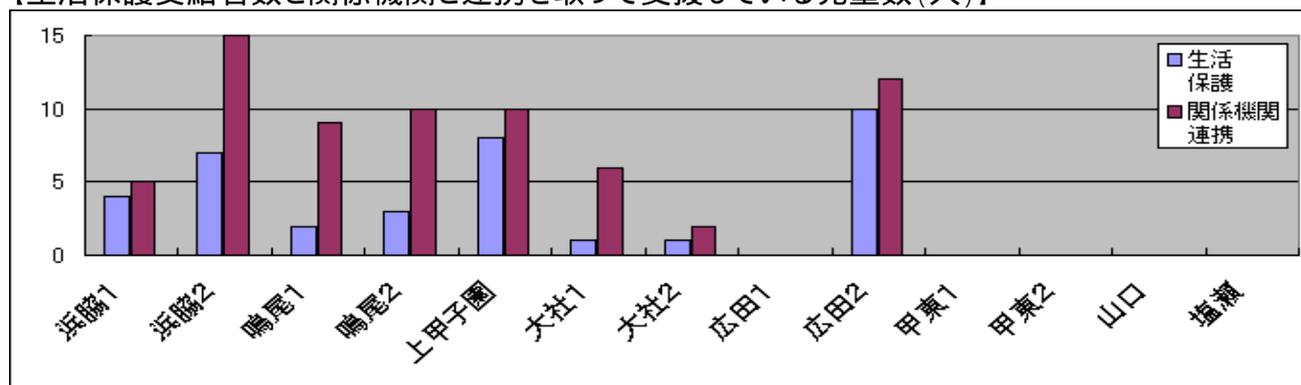
一時保護件数	3
ショートステイ利用者数	4

途中退所の状況	
施設入所	3
市外	10
長期欠席	3

【福祉的ニーズの高い児童及び保護者数(人)】



【生活保護受給者数と関係機関と連携を取って支援している児童数(人)】

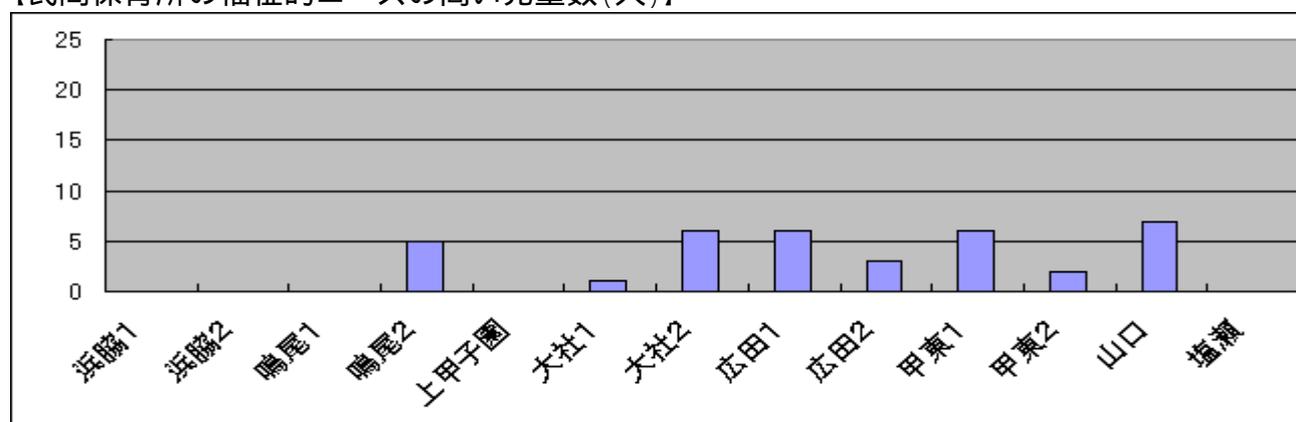


【小ブロック別 保育所の福祉的ニーズの高い子どもの数(平成 23 年度)】

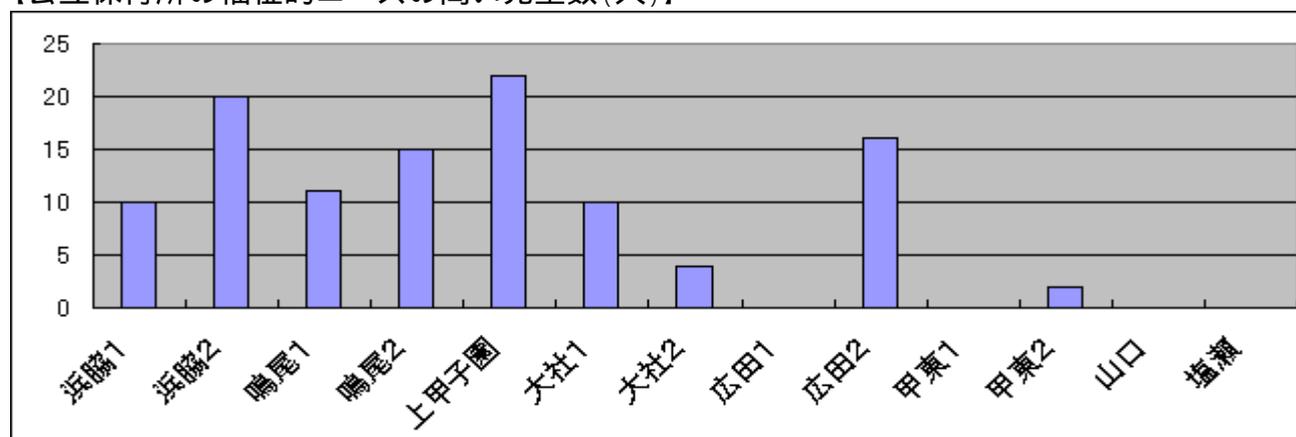
小ブロック	民間保育所		
	民間 児童数	在籍 園数	保育所 数
浜脇1	0	0	6
浜脇2	0	0	3
鳴尾1	0	0	2
鳴尾2	5	1	1
上甲子園	0	0	1
大社1	1	1	3
大社2	6	2	6
広田1	6	2	2
広田2	3	2	2
甲東1	6	3	5
甲東2	2	1	3
山口	7	1	2
塩瀬	0	0	3
合計	36	13	39

小ブロック	公立保育所		
	公立 児童数	在籍 園数	保育所 数
浜脇1	10	4	4
浜脇2	20	3	3
鳴尾1	11	3	3
鳴尾2	15	2	2
上甲子園	22	4	4
大社1	10	1	1
大社2	4	1	1
広田1	0	0	1
広田2	16	3	3
甲東1	0	0	0
甲東2	2	1	1
山口	0	0	0
塩瀬	0	0	0
合計	110	22	23

【民間保育所の福祉的ニーズの高い児童数(人)】



【公立保育所の福祉的ニーズの高い児童数(人)】



昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号

一部改正：平成 19 年 6 月 27 日法律第 96 号

第 3 章 幼稚園

第 22 条

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第 23 条

幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言語の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第 24 条

幼稚園においては、第 22 条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第 25 条

幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第 22 条及び第 23 条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第 26 条

幼稚園に入園することのできる者は、満 3 才から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第 1 章 総 則 （抜粋）

第 1 幼稚園教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第 22 条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

第 2 教育課程の編成

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第 1 に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第 23 条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園教育は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。

これらを踏まえ、各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

第 3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動（預かり保育）について、学校教育法第 22 条及び第 23 条並びに総則の第 1 に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。

平成 25 年度
西宮市幼児期の教育・保育審議会
適正配置WG
【審議経過】

(P 1 ~ P 6)

平成 25 年度 西宮市幼児期の教育・保育審議会

適正配置WG 審議経過

(目次)

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	公立幼稚園について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	地域に必要な子育てに係る機能について・・・・・・・・	2
4	公立保育所の今後のあり方について・・・・・・・・	3
5	各地域における各機能の適正配置について・・・・・・・・	4

1.はじめに

平成 25 年度の「適正配置部会」では、諮問項目 6 項目のうち、次の 3 項目について 2 回にわたってワーキンググループ(以下、WG)を開催するとともに審議会においても WG での整理を踏まえて、議論を行ってきました。WG 内での審議経過を、諮問項目ごとに整理したものは次のとおりです。

諮問項目 1・・・幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について

諮問項目 2・・・地域における保育サービスの提供(地域バランス・適正配置)

- ・公立幼稚園について

平成 24 年度に審議いただいた「幼稚園の公的機能」と「公立幼稚園の役割」について、「幼稚園機能」と「公的機能」に分けて引き続き整理を行いました。

- ・地域に必要な子育てに係る機能について

平成 24 年度に審議いただいた「地域や家庭における子育て支援機能」と「発達支援機能」について引き続き整理を行いました。

- ・公立保育所の今後のあり方について

平成 24 年度に審議いただいた「公立保育所の今後のあり方」について、特別な支援を必要とする児童や福祉的ニーズの高い子どもの保育の現状を把握しながら、公立保育所の現在の役割や、今後の役割について引き続き整理を行いました。

- ・各地域における各機能の適正配置について

平成 24 年度に審議いただいた「各地域における各機能の適正配置」について、引き続き整理を行いました。

諮問項目 3・・・保育所の待機児童解消に向けた方策

2. 公立幼稚園について

「幼稚園機能」について

【定義】

就学後の教育を培うものとしての、幼稚園教育要領に基づいた幼児教育等を提供する機能。

【現状】

この機能は、公私関係なく、どの園でも担える機能です。

その上で、私立幼稚園においては、各園が建学の精神に基づいた教育課程を作成し、特色ある幼児教育を提供しています。また、公立幼稚園においては、全園が公立幼稚園の教育課程に基づいた、同一内容の幼児教育を提供しています。

【今後】

公立幼稚園については、当面、小ブロックごとに原則1箇所配置の方向とします。

また、将来的に減少傾向にあるブロックごとの園児数の推移や教育・保育施設の状況を踏まえ、公立幼稚園の園数を検討する必要があります。閉園する場合は、地域子育て支援の拠点などの子育て・子育てを支える機能を有する施設や、公園などの遊び場等の必要性も考慮しながらそのあり方を検討する必要があると考えます。

「公的機能」について

【定義】

セーフティネットとして、特別支援教育及び児童虐待、DV（家庭内暴力）など、特別な配慮を必要とする家庭と子どもに対し、就学前教育を保障する機能。

【現状】

この機能は、私立幼稚園と公立幼稚園が共に取り組みを進めています。

【今後】

就学前教育を保障するために、市は必要な措置を講じて公的機能の整備を図る必要があります。その上で、私立幼稚園と公立幼稚園が共に各地域で確実に機能を担保することが求められます。

3. 地域に必要な子育てに係る機能について

地域や家庭における子育て支援機能

将来的には、子育て親子がベビーカー等で気軽に立ち寄れる身近な場所で、親同士が交流し、子どもたちが自由に遊ぶことを目的とした「子育てひろば」のような機能を享受できるようになることが必要と考えます。しかしながら、現在市内に15箇所しかないことや、地域偏在化していることから、既存施設の活用や、現在ある常設の子育てひろばを拠点として、そこから地域の様々な施設に出向いていく「出張型子育てひろば」の実施も進めていくなどして、各小学校区

に1箇所の子育てひろばの設置を目指していくことが望まれます。

さらには、センター型の機能を持つ施設は、子育て総合センターと関西学院大学の2箇所に加えて、南部地域への設置も必要と考えます。

その際には、現在、社会福祉協議会が地域の公民館など、身近な場所で開催している「子育て地域サロン」や今後、活動が期待される地域、NPOや民間団体などが主体となった子育て支援に関する取り組みとも連携しながら、子育て親子にできるだけ多くの機会を提供するとともに、地域を対象とした子育てに関する研修を行うなど、新たな支援者が生まれるような仕組みを考えていく必要があります。

また、児童虐待の予防や子育ての孤立化など育児不安の解消のためにも妊娠期からの継続的な子育て支援が重要であることから、妊婦健診や乳幼児健診などを行う母子保健部門や民生委員・児童委員による生後2ヶ月頃の乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する相談などを行う「すこやか赤ちゃん訪問事業」など地域の見守り活動と連携した取り組みが必要です。

発達支援機能

発達に課題のある子どもたちへの支援として、ソーシャル・インクルージョンの考え方を基本に据えて取り組みを進めていくべきであると考えます。そのために、子どもが必要とする教育・保育にかかる各種支援とともに、そのような子どもたちが暮らしやすいものとなるように地域や生活環境を整えていく支援についても充実していくことが求められています。

西宮市ではわかば園を再整備して児童発達支援センターの整備を行うこととしていますが、新センターを中核拠点として、地域における理解の促進を進めるとともに、幼稚園や保育所など身近な場所での相談や専門的支援実施のためのランチ機能のあり方やアウトリーチ機能の充実、子どもを支援するための情報共有などについて、積極的に進めていく必要があります。

4. 公立保育所の今後のあり方について

これまで保育所は、地域におけるセーフティネットや子育て支援機能を有する施設として位置付けられてきましたが、今後において、公立保育所は、小ブロックごとに原則1箇所は、従来の保育所機能に加え、特別な配慮を要する子どもや保護者に対応する機能、子育て拠点機能、在宅家庭への支援機能(特にハイリスクな家庭へのアウトリーチ機能)など複数の機能を備えた公立保育所の設置が必要です。

また、将来的な収束方法については、「当面、小ブロックごとに原則1箇所の配置」とし、将来的に保育需要が減少する局面を迎えた時には、民間保育所とともにセーフティネットとしての機能を担ってきた公立保育所は、西宮市全体の保育環境を維持向上させることを目的として、今後多様化するニーズに対応することも踏まえ、施設数の整理を行っていく必要があると考えます。

その際には、複数の機能を備えた公立保育所への集約化を図っていくとともに、位置付けも踏まえ、人材の有効活用を図ることが必要です。

5. 各地域における各機能の適正配置について

地域に必要な子育て支援機能【中間答申】

機能	現状と課題	考え方	今後の方向性
保育所機能(0～5歳児の長時間保育機能)	ブロックごとの保育需要を満たすように保育所整備及び保育所以外の待機児童対策を進める。保育需要の伸びと就学前児童数の将来予測も適宜検証しながら、どの程度の保育所機能が必要かを見極めていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロックごとの保育需要を満たすことを基本とする。 ・他ブロックとの連携についても検討する。 	公立保育所は小ブロックごとに原則1箇所以上
幼稚園機能(3～5歳児の短時間保育機能)	現在の施設定員において、短時間保育の需要を満たすことが可能。また、公立幼稚園の機能をどう位置付けるのかを別途検討していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域偏在の解消についても検討する。 	公立幼稚園は小ブロックごとに原則1箇所
地域や家庭における子育て支援機能	「地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援の拠点)」を少なくとも中学校区(20校区)に1か所を目安に整備する。各地域の拠点を軸に、その他、子育て支援サービス及びメニューの充実を図る。また、社会資源の活用や地域活動との連携を図り、地域での子育て・子育てを支える場を目指していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核施設：1か所(子育て総合センター) ・地域子育て支援拠点事業：少なくとも中学校区(20校区)に1か所を目安に整備。 	各小学校区に1か所の子育てひろばの実施や子育て地域サロンとの連携などで、子育て親子に、できるだけ多くの機会を提供していく。
発達支援機能	中核施設としての児童発達支援センターを整備する(「わかば園」の建て替え・再整備)中核施設以外に、地域の発達支援機能の充実のため、拠点となるランチを2か所程度設置することを検討する。また、地域における身近な相談・支援機関として、幼稚園や保育所がその役割を担えるような体制整備を進めていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核施設：1か所(児童発達支援センター) ・ランチ：2か所程度の設置を検討する。 	今後、整備する児童発達支援センターが中核的な機能を担うとともに、市内の大学における発達支援施設及び子育て総合センターとの連携を図る。
公的機能	就学前教育・保育の保障の観点から、私立と公立の連携・協働のもと、公的機能の整備を図っていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・私立と公立が共に幼児期の教育・保育の保障を図る。 	保育所や幼稚園における特別支援教育や障害児保育、児童虐待など、特別支援を要する子どもや家庭に対して、就学前の教育・保育を保障していく。
幼児教育に関する研修・研究機能	中核施設は子育て総合センターの1か所とする。研修の一体化、保育内容や幼保連携などに関する調査研究を大学などの専門機関との連携により進める。幼・保・小連携などによる研修や保育研究などについては幼・保・小連携ブロックごとに基幹園の必要性を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核施設：1か所(子育て総合センター) ・幼・保・小連携などによる研修や研究などはブロックごとに基幹園の必要性を検討。 	研修機能については、子育て総合センターを中心に参加対象を広げるとともに、公立、民間を問わず、参加ができるようにしていく。

地域に必要な子育て支援機能【最終答申（A案）】 公的機能は、～に吸収

機能	現状と課題	考え方	今後の方向性
保育所機能(0～5歳児の長時間保育機能)	ブロックごとの保育需要を満たすように保育所整備及び保育所以外の待機児童対策を進める。保育需要の伸びと就学前児童数の将来予測も適宜検証しながら、どの程度の保育所機能が必要かを見極めていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロックごとの保育需要を満たすことを基本とする。 ・他ブロックとの連携についても検討する。 	公立保育所は小ブロックごとに原則1箇所とし、人材についてはアウトリーチなど多機能化に向けて活用を図るべき。保育所における障害児保育、児童虐待など、特別な配慮を要する子どもや家庭に対して、就学前の保育を保障していくべき。
幼稚園機能(3～5歳児の短時間保育機能)	現在の施設定員において、短時間保育の需要を満たすことが可能。将来の保育需要を踏まえて、公立幼稚園のあり方を検討していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼・保・小連携ブロックごとに検討する。 	公立幼稚園は小ブロックごとに原則1箇所とし、閉園する場合、子育て・子育てを支える機能を持つ施設・場等の必要性も含めてあり方を検討すべき。幼稚園における特別支援教育、児童虐待など、特別な配慮を要する子どもや家庭に対して、就学前の教育を保障していくべき。
地域や家庭における子育て支援機能	「地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援の拠点)」を少なくとも中学校区(20校区)に1箇所を目標に整備してきた。各地域の拠点を軸に、その他、子育て支援サービス及びメニューの充実を図る。また、社会資源の活用や地域活動との連携を図り、地域での子育て・子育てを支える場を目指していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核施設：子育て総合センターを中心に3箇所を目指す(他に関西学院大さぼさぼ、南部1箇所) ・地域子育て支援拠点事業：ベビーカー等で気軽に立ち寄れる身近な場を目指していく。 	各小学校区に1箇所の子育てひろばの実施や子育て地域サロンとの連携などで、子育て親子に、できるだけ多くの機会を提供していくべき。また、南部地域に市内3番目のセンター型子育てひろばの設置を目指すべき。
発達支援機能	中核施設としての児童発達支援センターを整備する(「わかば園」の建て替え・再整備)とともに地域の発達支援機能の充実のため、ランチ機能やアウトリーチの実施について検討する。また、地域における身近な相談・支援機関として、幼稚園や保育所がその役割を担えるような体制整備を進めていく必要がある。社会全体の理解促進についても取り組んでいく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核施設：1箇所(児童発達支援センター) ・地域支援：ランチ機能やアウトリーチの実施について検討する。 	ソーシャル・インクルージョンの考え方に基づき、整備予定の児童発達支援センターを中核拠点とした地域支援の充実、社会的な理解促進に取り組むべき。また、市内の療育関連機関・大学・子育て総合センター等との連携を図るとともに、幼稚園・保育所等に対する支援を充実していくべき。
乳幼児期の教育・保育に関する研修・研究機能	中核施設は子育て総合センターの1箇所とする。研修の一体化、保育内容や幼保小連携など本市の課題や特性に応じた調査研究を大学などの専門機関との連携により進める。幼・保・小連携などによる研修や保育研究などについては、幼・保・小相互の連携を強めていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核施設：1箇所(子育て総合センター) ・幼・保・小連携などによる研修や研究などは、幼・保・小相互の連携を強めていく方策について検討をしていく。 	研修機能については、子育て総合センターを中心に参加対象を広げるとともに、公立、民間を問わず、参加ができるようにしていくべき。研究機能については、市の課題や特性に応じた調査研究を、公私の幼稚園・保育所や大学などの専門機関との連携により進めるべき。成果については、広く市民や地域にも発信していくべき。

「アウトリーチ」：英語で手を伸ばすこと。公共機関の現場出張サービスなどの意味で多用される。
「ソーシャル・インクルージョン」：社会的包含。障害者らを社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方。

地域に必要な子育て支援機能【最終答申（B案）】 公的機能は前文へ

地域における公的機能として、特別支援教育や障害児保育、児童虐待など、特別な配慮を要する子どもや家庭に対して、就学前の教育・保育を保障していく必要があります。今後も市は必要な措置を講じて公的機能の整備を図り、公民が共に各地域で確実に機能を担保することが求められます。

機能	現状と課題	考え方	今後の方向性
保育所機能(0～5歳児の長時間保育機能)	ブロックごとの保育需要を満たすように保育所整備及び保育所以外の待機児童対策を進める。保育需要の伸びと就学前児童数の将来予測も適宜検証しながら、どの程度の保育所機能が必要かを見極めていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロックごとの保育需要を満たすことを基本とする。 ・他ブロックとの連携についても検討する。 	公立保育所は小ブロックごとに原則1箇所とし、人材についてはアウトリーチなど多機能化に向けて活用を図るべき。
幼稚園機能(3～5歳児の短時間保育機能)	現在の施設定員において、短時間保育の需要を満たすことが可能。将来の保育需要を踏まえて、公立幼稚園のあり方を検討していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼・保・小連携ブロックごとに検討する。 	公立幼稚園は小ブロックごとに原則1箇所とし、閉園する場合、子育て・子育てを支える機能を持つ施設・場等の必要性も含めてあり方を検討すべき。
地域や家庭における子育て支援機能	「地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援の拠点)」を少なくとも中学校区(20校区)に1箇所を目標に整備してきた。各地域の拠点を軸に、その他、子育て支援サービス及びメニューの充実を図る。また、社会資源の活用や地域活動との連携を図り、地域での子育て・子育てを支える場を目指していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核施設：子育て総合センターを中心に3箇所を目指す(他に関西学院大さぼさぼ、南部1箇所) ・地域子育て支援拠点事業：ベビーカー等で気軽に立ち寄れる身近な場を目指していく。 	各小学校区に1箇所の子育てひろばの実施や子育て地域サロンとの連携などで、子育て親子に、できるだけ多くの機会を提供していくべき。また、南部地域に市内3番目のセンター型子育てひろばの設置を目指すべき。
発達支援機能	中核施設としての児童発達支援センターを整備する(「わかば園」の建て替え・再整備)とともに地域の発達支援機能の充実のため、ランチ機能やアウトリーチの実施について検討する。また、地域における身近な相談・支援機関として、幼稚園や保育所がその役割を担えるような体制整備を進めていく必要がある。社会全体の理解促進についても取り組んでいく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核施設：1箇所(児童発達支援センター) ・地域支援：ランチ機能やアウトリーチの実施について検討する。 	ソーシャル・インクルージョンの考え方に基づき、整備予定の児童発達支援センターを中核拠点とした地域支援の充実、社会的な理解促進に取り組むべき。また、市内の療育関連機関・大学・子育て総合センター等との連携を図るとともに、幼稚園・保育所等に対する支援を充実していくべき。
乳幼児期の教育・保育に関する研修・研究機能	中核施設は子育て総合センターの1箇所とする。研修の一体化、保育内容や幼保小連携など本市の課題や特性に応じた調査研究を大学などの専門機関との連携により進める。幼・保・小連携などによる研修や保育研究などについては、幼・保・小相互の連携を強めていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核施設：1箇所(子育て総合センター) ・幼・保・小連携などによる研修や研究などは、幼・保・小相互の連携を強めていく方策について検討をしていく。 	研修機能については、子育て総合センターを中心に参加対象を広げるとともに、公立、民間を問わず、参加ができるようにしていくべき。研究機能については、市の課題や特性に応じた調査研究を、公私の幼稚園・保育所や大学などの専門機関との連携により進めるべき。成果については、広く市民や地域にも発信していくべき。

「アウトリーチ」：英語で手を伸ばすこと。公共機関の現場出張サービスなどの意味で多用される。

「ソーシャル・インクルージョン」：社会的包含。障害者らを社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方。

【ブロック別の就学前児童数、保育需要とその将来予測、施設定員】

資料 E

ブロック	就学前児童							増減見込数		施設数		
	居場所	H25年5月1日			H33年推計			人数	率	幼稚園	公立 私立	H25
		0～2歳児	3～5歳児	合計	0～2歳児	3～5歳児	合計					
浜 1	就学前児童	1,575	1,688	3,263	1,425	1,408	2,833	-430	-13.2%	幼稚園	公立	2
	保育需要	332	400	732	380	375	755	23	3.1%	幼稚園	私立	2
	待機児童数	1	1	2	103	32	135	133	6650.0%	保育所	公立	4
	保育所	277	343	620	277	343	620	0	0.0%	保育所	私立	6
	幼稚園	-	980	980	-	980	980	0	0.0%	計		14
	合計(施設定員)	277	1,323	1,600	277	1,323	1,600	0	0.0%	認可外		5
	認可外(定員)	-	-	310	-	-	310	0	-	保育ルーム等		13
浜 2	就学前児童	1,156	1,082	2,238	388	1,042	1,430	-808	-36.1%	幼稚園	公立	2
	保育需要	241	328	569	103	278	381	-188	-33.0%	幼稚園	私立	3
	待機児童数	2	0	2	-107	-72	-179	-181	-9050.0%	保育所	公立	3
	保育所	174	296	470	210	350	560	90	19.1%	保育所	私立	3
	幼稚園	-	695	695	-	695	695	0	0.0%	計		11
	合計(施設定員)	174	991	1,165	210	1,045	1,255	90	7.7%	認可外		4
	認可外(定員)	-	-	140	-	-	140	0	0.0%	保育ルーム等		0
鳴 1	就学前児童	801	852	1,653	658	629	1,287	-366	-22.1%	幼稚園	公立	1
	保育需要	210	286	496	175	168	343	-153	-30.8%	幼稚園	私立	4
	待機児童数	5	0	5	7	-104	-97	-102	-2040.0%	保育所	公立	3
	保育所	168	272	440	168	272	440	0	0.0%	保育所	私立	2
	幼稚園	-	1,180	1,180	-	1,180	1,180	0	0.0%	計		10
	合計(施設定員)	168	1,452	1,620	168	1,452	1,620	0	0.0%	認可外		2
	認可外(定員)	-	-	143	-	-	143	0	-	保育ルーム等		2
鳴 2	就学前児童	531	472	1,003	433	404	837	-166	-16.6%	幼稚園	公立	1
	保育需要	115	175	290	115	108	223	-67	-23.1%	幼稚園	私立	1
	待機児童数	3	0	3	9	-86	-77	-80	-2666.7%	保育所	公立	2
	保育所	106	194	300	106	194	300	0	0.0%	保育所	私立	1
	幼稚園	-	620	620	-	620	620	0	0.0%	計		5
	合計(施設定員)	106	814	920	106	814	920	0	0.0%	認可外		0
	認可外(定員)	-	-	0	-	-	0	0	-	保育ルーム等		0
上 甲 子 園	就学前児童	1,732	1,725	3,457	1,485	1,495	2,980	-477	-13.8%	幼稚園	公立	3
	保育需要	314	367	681	396	399	795	114	16.7%	幼稚園	私立	6
	待機児童数	4	0	4	88	-73	15	11	275.0%	保育所	公立	4
	保育所	269	421	690	308	472	780	90	13.0%	保育所	私立	2
	幼稚園	-	1,540	1,540	-	1,540	1,540	0	0.0%	計		15
	合計(施設定員)	269	1,961	2,230	308	2,012	2,320	90	4.0%	認可外		5
	認可外(定員)	-	-	146	-	-	146	0	-	保育ルーム等		4

ブロック	就学前児童							増減見込数		施設数		
	居場所	H25年5月1日			H33年推計			人数	率	H25		
		0～2歳児	3～5歳児	合計	0～2歳児	3～5歳児	合計			幼稚園	公立	私立
大社1	就学前児童	1,521	1,688	3,209	1,257	1,383	2,640	-569	-17.7%	幼稚園	公立	2
	保育需要	168	187	355	335	369	704	349	98.3%	幼稚園	私立	3
	待機児童数	2	0	2	184	181	365	363	18150.0%	保育所	公立	1
	保育所	151	188	339	151	188	339	0	0.0%	保育所	私立	4
	幼稚園	-	940	940	-	940	940	0	0.0%	計		10
	合計(施設定員)	151	1,128	1,279	151	1,128	1,279	0	0.0%	認可外		10
	認可外(定員)	-	-	538	-	-	538	0	-	保育ルーム等		1
大社2	就学前児童	1,064	1,063	2,127	862	820	1,682	-445	-20.9%	幼稚園	公立	2
	保育需要	309	398	707	230	219	449	-258	-36.5%	幼稚園	私立	4
	待機児童数	7	0	7	-41	-200	-241	-248	-3548.4%	保育所	公立	1
	保育所	271	419	690	271	419	690	0	0.0%	保育所	私立	7
	幼稚園	-	1,097	1,097	-	1,097	1,097	0	0.0%	計		14
	合計(施設定員)	271	1,516	1,787	271	1,516	1,787	0	0.0%	認可外		1
	認可外(定員)	-	-	79	-	-	79	0	-	保育ルーム等		10
広田1	就学前児童	968	1,120	2,088	828	870	1,698	-390	-18.7%	幼稚園	公立	1
	保育需要	123	178	301	221	232	453	152	50.5%	幼稚園	私立	4
	待機児童数	1	1	2	123	60	183	181	9050.0%	保育所	公立	1
	保育所	98	172	270	98	172	270	0	0.0%	保育所	私立	2
	幼稚園	-	935	935	-	935	935	0	0.0%	計		8
	合計(施設定員)	98	1,107	1,205	98	1,107	1,205	0	0.0%	認可外		1
	認可外(定員)	-	-	25	-	-	25	0	-	保育ルーム等		1
広田2	就学前児童	975	812	1,787	824	692	1,516	-271	-15.2%	幼稚園	公立	1
	保育需要	172	246	418	220	184	404	-14	-3.3%	幼稚園	私立	3
	待機児童数	2	0	2	15	-151	-136	-138	-6900.0%	保育所	公立	3
	保育所	133	227	360	205	335	540	180	50.0%	保育所	私立	1
	幼稚園	-	500	500	-	500	500	0	0.0%	計		8
	合計(施設定員)	133	727	860	205	835	1,040	180	20.9%	認可外		5
	認可外(定員)	-	-	332	-	-	332	0	-	保育ルーム等		10
甲東1	就学前児童	1,108	1,076	2,184	854	817	1,671	-513	-23.5%	幼稚園	公立	1
	保育需要	225	227	452	228	218	446	-6	-1.3%	幼稚園	私立	4
	待機児童数	2	1	3	43	8	51	48	1600.0%	保育所	公立	0
	保育所	185	210	395	185	210	395	0	0.0%	保育所	私立	5
	幼稚園	-	1,025	1,025	-	1,025	1,025	0	0.0%	計		10
	合計(施設定員)	185	1,235	1,420	185	1,235	1,420	0	0.0%	認可外		2
	認可外(定員)	-	-	50	-	-	50	0	-	保育ルーム等		0

ブロック	就学前児童							増減見込数		施設数		
	居場所	H25年5月1日			H33年推計			人数	率	H25		
		0～2歳児	3～5歳児	合計	0～2歳児	3～5歳児	合計			幼稚園	公立	私立
甲東2	就学前児童	1,375	1,462	2,837	1,040	1,048	2,088	-749	-26.4%	幼稚園	公立	1
	保育需要	203	247	450	277	279	556	106	23.6%	幼稚園	私立	4
	待機児童数	1	2	3	71	15	86	83	2766.7%	保育所	公立	1
	保育所	164	216	380	206	264	470	90	23.7%	保育所	私立	3
	幼稚園	-	1,060	1,060	-	1,060	1,060	0	0.0%	計		9
	合計(施設定員)	164	1,276	1,440	206	1,324	1,530	90	6.3%	認可外		3
	認可外(定員)	-	-	119	-	-	119	0	-	保育ルーム等		11
山口	就学前児童	410	443	853	417	450	867	14	1.6%	幼稚園	公立	1
	保育需要	82	137	219	111	120	231	12	5.5%	幼稚園	私立	1
	待機児童数	1	0	1	28	3	31	30	3000.0%	保育所	公立	0
	保育所	83	117	200	83	117	200	0	0.0%	保育所	私立	2
	幼稚園	-	370	370	-	370	370	0	0.0%	計		4
	合計(施設定員)	83	487	570	83	487	570	0	0.0%	認可外		1
	認可外(定員)	-	-	25	-	-	25	0	-	保育ルーム等		0
塩瀬	就学前児童	580	786	1,366	527	616	1,143	-223	-16.3%	幼稚園	公立	2
	保育需要	81	103	184	140	164	304	120	65.2%	幼稚園	私立	1
	待機児童数	0	0	0	67	42	109	109	-	保育所	公立	0
	保育所	73	122	195	73	122	195	0	0.0%	保育所	私立	3
	幼稚園	-	645	645	-	645	645	0	0.0%	計		6
	合計(施設定員)	73	767	840	73	767	840	0	0.0%	認可外		2
	認可外(定員)	-	-	78	-	-	78	0	-	保育ルーム等		1
合計	就学前児童	13,796	14,269	28,065	10,998	11,674	22,672	-5,393	-19.2%	幼稚園	公立	20
	保育需要	2,575	3,279	5,854	2,931	3,113	6,044	190	3.2%	幼稚園	私立	40
	待機児童数	31	5	36	590	-345	245	209	579.5%	保育所	公立	23
	保育所	2,152	3,197	5,349	2,341	3,458	5,799	450	8.4%	保育所	私立	41
	幼稚園	-	11,587	11,587	-	11,587	11,587	0	0.0%	計		124
	合計(施設定員)	2,152	14,784	16,936	2,341	15,045	17,386	0	0.0%	認可外		41
	認可外(定員)	-	-	1,985	-	-	1,985	450	22.7%	保育ルーム等		53

(注釈)

1. 保育所...H25は、該当ブロックに属している園の定員
H33は、H25の定員+計画されている定員
2. 幼稚園...該当ブロックに属している園の認可定員
3. 保育需要...H25は、当該ブロックの保育所利用者数
H33は、H33の児童数×H33保育需要率(H25保育需要率+増減率)
4. 待機児童数...H25は、実際の待機児童数
H33は、保育需要-保育所

保育需要率

保育需要率		H25	H26	H27	H28	H29	
A	H24～25の増加率(年)	1.24%	21.38%	22.62%	23.86%	25.10%	26.34%
B	H16～25の平均増加率(年)	0.66%	21.38%	22.04%	22.70%	23.36%	24.02%
C	H25～26待機児童解消計画における推計増加率	1.27%	21.38%	22.65%	23.92%	25.19%	26.46%

H30	H31	H32	H33
27.58%	28.82%	30.06%	31.30%
24.68%	25.34%	26.00%	26.66%
27.73%	29.00%	30.27%	31.54%

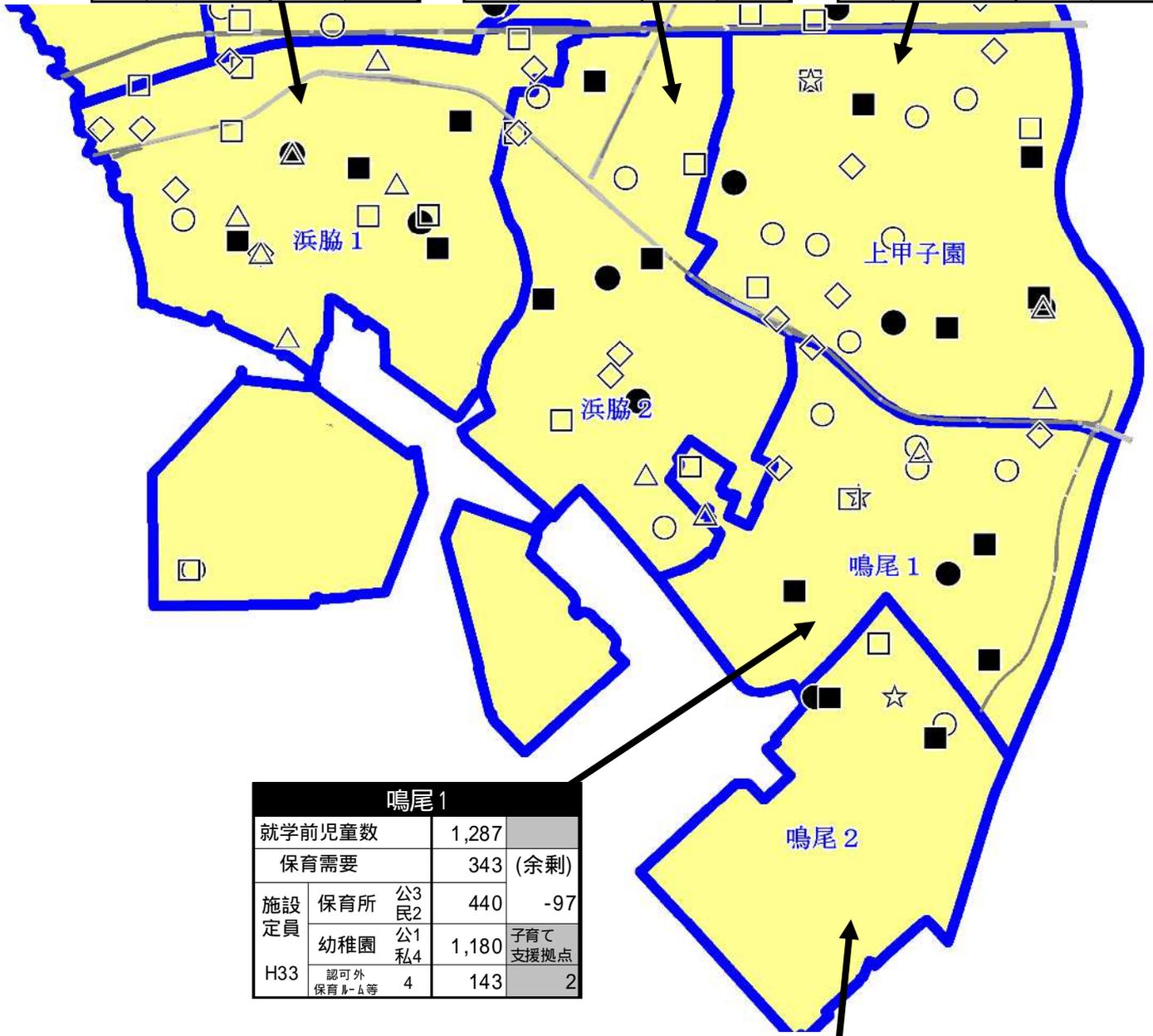
<平成33年の予測値 小ブロック別就学前児童数、保育需要>

【南部】

浜脇1			
就学前児童数	2,833		
保育需要	755	(待機)	
施設定員	保育所 公4 民6	620	135
	幼稚園 公2 私2	980	子育て支援拠点
H33	認可外 保育ルーム等	18	310
			1

浜脇2			
就学前児童数	1,430		
保育需要	381	(余剰)	
施設定員	保育所 公3 民4	560	-179
	幼稚園 公2 私3	695	子育て支援拠点
H33	認可外 保育ルーム等	4	140
			1

上甲子園			
就学前児童数	2,980		
保育需要	795	(待機)	
施設定員	保育所 公4 民3	780	15
	幼稚園 公3 私6	1,540	子育て支援拠点
H33	認可外 保育ルーム等	9	146
			1



鳴尾1			
就学前児童数	1,287		
保育需要	343	(余剰)	
施設定員	保育所 公3 民2	440	-97
	幼稚園 公1 私4	1,180	子育て支援拠点
H33	認可外 保育ルーム等	4	143
			2

鳴尾2			
就学前児童数	837		
保育需要	223	(余剰)	
施設定員	保育所 公2 民1	300	-77
	幼稚園 公1 私1	620	子育て支援拠点
H33	認可外 保育ルーム等	0	0
			1

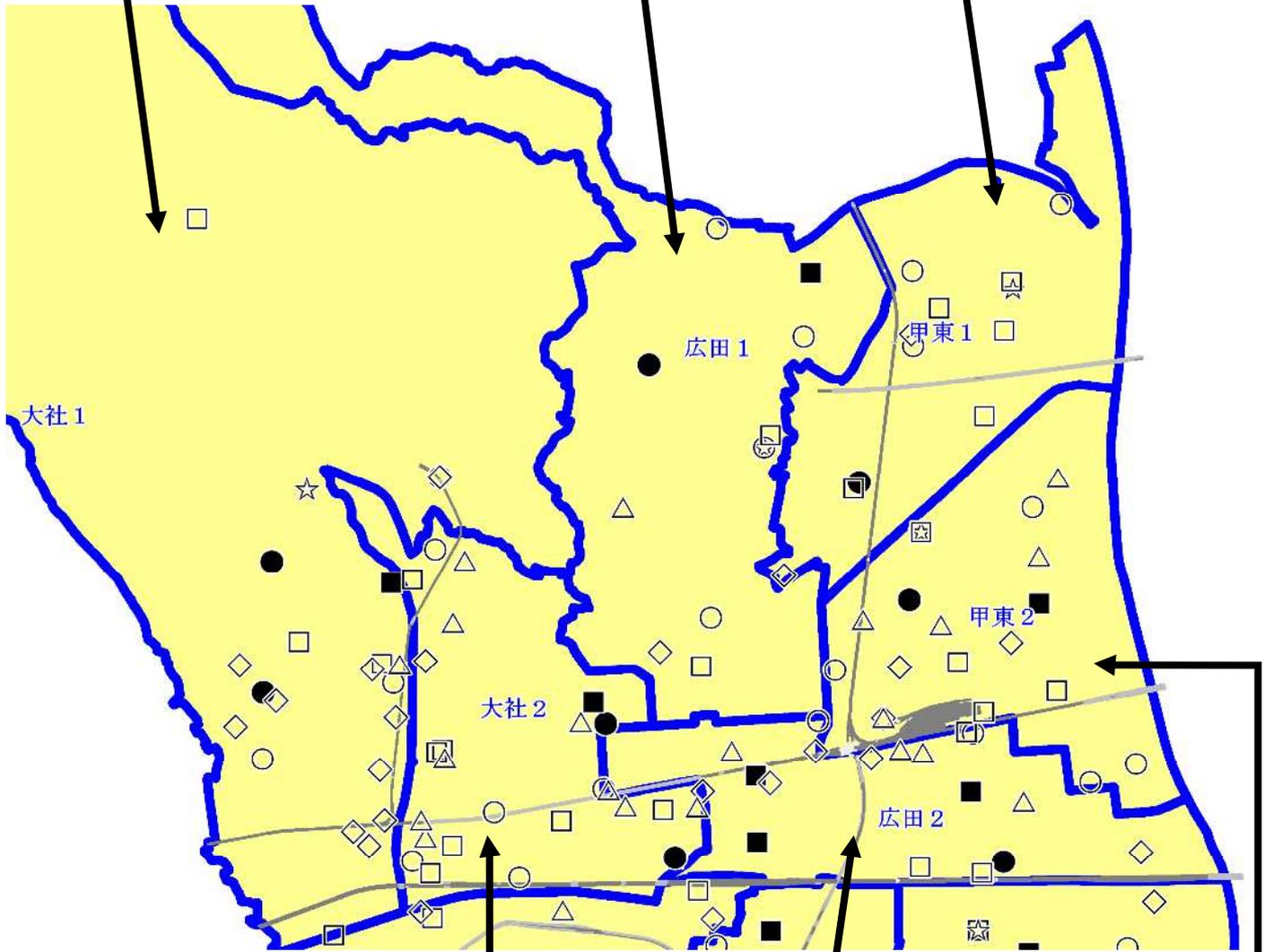
- <凡例>
- 私立幼稚園
 - 公立幼稚園
 - 民間保育所
 - 公立保育所
 - 認可外保育施設
 - 家庭保育所・保育ルーム
 - 子育て支援拠点施設

【中部】

大社1				
就学前児童数	2,640			
保育需要	704 (待機)			
施設定員	保育所	公1 民4	339	365
	幼稚園	公2 私3	940	子育て支援拠点
H33	認可外 保育所・ルーム等	11	538	0

広田1				
就学前児童数	1,698			
保育需要	453 (待機)			
施設定員	保育所	公1 民2	270	183
	幼稚園	公1 私4	935	子育て支援拠点
H33	認可外 保育所・ルーム等	2	25	1

甲東1				
就学前児童数	1,671			
保育需要	446 (待機)			
施設定員	保育所	公0 民5	395	51
	幼稚園	公1 私4	1,025	子育て支援拠点
H33	認可外 保育所・ルーム等	2	50	1



大社2				
就学前児童数	1,682			
保育需要	449 (余剰)			
施設定員	保育所	公1 民7	690	-241
	幼稚園	公2 私4	1,097	子育て支援拠点
H33	認可外 保育所・ルーム等	11	79	3

広田2				
就学前児童数	1,516			
保育需要	404 (余剰)			
施設定員	保育所	公3 民3	540	-136
	幼稚園	公1 私3	500	子育て支援拠点
H33	認可外 保育所・ルーム等	15	332	1

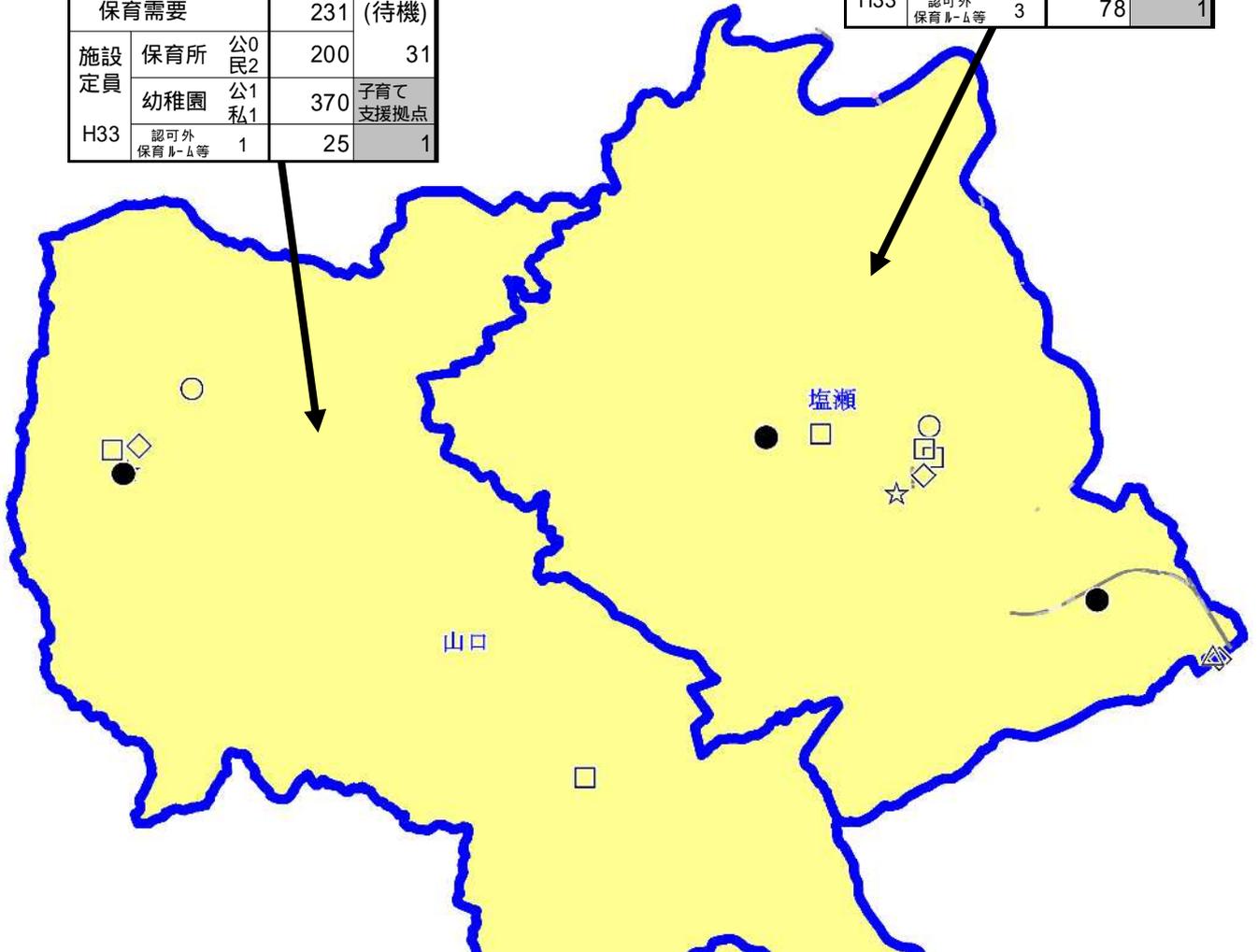
甲東2				
就学前児童数	2,088			
保育需要	556 (待機)			
施設定員	保育所	公1 民3	470	86
	幼稚園	公1 私4	1,060	子育て支援拠点
H33	認可外 保育所・ルーム等	14	119	1

<凡例>
 私立幼稚園 公立幼稚園
 民間保育所 公立保育所
 認可外保育施設
 家庭保育所・保育ルーム
 子育て支援拠点施設

【北部】

山口				
就学前児童数		867		
保育需要		231	(待機)	
施設 定員	保育所	公0 民2	200	31
	幼稚園	公1 私1	370	子育て 支援拠点
H33	認可外 保育所・ 認定こども園等	1	25	1

塩瀬				
就学前児童数		1,143		
保育需要		304	(待機)	
施設 定員	保育所	公0 民3	195	109
	幼稚園	公2 私1	645	子育て 支援拠点
H33	認可外 保育所・ 認定こども園等	3	78	1



<凡例>	
○	私立幼稚園
□	公立幼稚園
◇	民間保育所
●	公立保育所
☆	認可外保育施設
◻	家庭保育所・保育所
◻	子育て支援拠点施設

合計				
就学前児童数		22,672		
保育需要		6,044	(待機)	
施設 定員	保育所	公23 民46	5,799	245
	幼稚園	公20 私40	11,587	子育て 支援拠点
H33	認可外 保育所・ 認定こども園等	94	1,985	15

小ブロック別 幼保等施設配置状況

資料G

平成25年4月1日現在

小ブロック	子育て支援拠点	公立幼稚園		私立幼稚園		公立保育所		民間保育所		家庭保育所・保育ルーム		認可外保育施設	
		名称	認可定員	名称	認可定員	名称	定員	名称	定員	名称	定員	名称	定員
浜脇1	浜脇児童館	浜脇幼稚園	350	いるか幼稚園	260	建石保育所	90	なぎさ保育園	70	森下家庭保育所	5	みんなげんき虹っ子保育所	15
		用海幼稚園	70	香櫛園幼稚園	300	浜脇保育所	120	かいで保育園	60	(まご保育ルーム)	5	西宮こもれびキンダーガーデン	12
						朝日愛児館<民間移管対象>	50	めばえの子保育園(分園)	30	すくすく・ほがらが保育ルーム	10	保育所パスデルの森	45
						用海保育所	60	西宮YMCA保育園	60	保育ルームそら・たいよう・つき・にし・ほし	25	関西インターナショナルスクール芦屋校	100
								ゆめこ保育園	50	保育ルームキャンディ・クッキー	10	インターナショナルスクール ブルードルフィンズ香櫛園校	40
								幸和園保育所南園(分園)	30	保育ルーム花の子・こもれび	10		
		(小計)	420	(小計)	560	(小計)	320	(小計)	300	(小計)	65	(小計)	212
浜脇2	津門児童館	今津幼稚園	100	こぼと幼稚園	250	今津文協保育所<民間移管対象>	90	ちどり保育園	60			保育所 すこやか	40
		南甲子園幼稚園	65	こひつじ幼稚園	160	今津南保育所	80	みどり園保育所	90			保育所ちびっこランド西宮今津園	30
				浜甲子園健康幼稚園	120	津門保育所	90	西宮つとがわYMCA保育園	60			ピッコロ4 保育ルーム	40
		(小計)	165	(小計)	530	(小計)	260	(小計)	210	(小計)	0	(小計)	140
鳴尾1	鳴尾児童館 武庫川女子大学「子育てひろば」	鳴尾東幼稚園	135	西光幼稚園	120	鳴尾保育所	120	西宮夢保育園	60	たけのこ家庭保育所	11	ラビキッズワールドらぼーと保育園	30
				松風幼稚園	220	鳴尾東保育所	80	武庫川女子大学附属保育園	90	保育ルームハンビ	5	都市型保育園ボラー兵庫武庫川園	87
				光明幼稚園	600	浜甲子園保育所	90						
		(小計)	135	(小計)	1045	(小計)	290	(小計)	150	(小計)	16	(小計)	117
鳴尾2	高須児童センター	高須西幼稚園	140	睦幼稚園	480	高須西保育所	120	パドマ保育園	60				
				(小計)	480	高須東保育所	120						
		(小計)	140	(小計)	480	(小計)	240	(小計)	60	(小計)	0	(小計)	0
上甲子園	まつぼっくり保育園「ほおずき子育てひろば」	春風幼稚園	140	上甲子園幼稚園	280	学文殿保育所	90	甲子園保育所	150	中田家庭保育所	5	保育所わいわいランドにしのみや東園	38
		鳴尾北幼稚園	140	甲子園口幼稚園	180	瓦木みのり保育所	130	まつぼっくり保育園	120	保育ルームりんご・さくらんぼ	10	保育ルームあゆみ園	10
		小松幼稚園	210	甲子園東幼稚園	160	小松朝日保育所	120	保育ルームおひさま	5	MOMO Kid's 保育ルーム	15	プリモ保育園	31
				甲子園二葉幼稚園	120	鳴尾北保育所<民間移管対象>	80					あした保育園	40
				つぼみ幼稚園	200								
		花園幼稚園	110										
		(小計)	490	(小計)	1050	(小計)	420	(小計)	270	(小計)	20	(小計)	134
大社1	夙川幼稚園 越木岩幼稚園	夙川幼稚園	140	若菜園口幼稚園	120	北夙川保育所	120	夙川宝保育園	50	ぼっぼ保育園	5	夙川プリスクール	208
		越木岩幼稚園	140	神戸海星女子学院マリア幼稚園	300			善照マイルレーヤ保育園	79			チャイルドフレンズミュージウ	20
				甲陽幼稚園	240			のぞみ夢保育園	60			チャイルドルームこどもの森	40
								つぼみ夢保育園(分園)	30			ピッコロ5 保育ルーム	30
												西宮幼児アカデミー保育園	30
												インターナショナルスクールTREE HOUSE夙川校	39
		(小計)	280	(小計)	660	(小計)	120	(小計)	219	(小計)	5	(小計)	507
大社2	夙川学院短期大学「しゃくたん広場」 大社児童センター 子育て総合センター	大社幼稚園	170	夙川短大附属幼稚園	260	大社保育所	120	幸和園保育所	210	すずらん家庭保育所	5	チャイルドスクール若菜園	30
		付属あおぞら幼稚園	105	松秀幼稚園	242			マーヤ保育園	90	保育ルーム木の葉・かりん	10		
				みそら幼稚園	80			安井保育園	90	保育ルームにこにこ	4		
				安井幼稚園	240			安井さくら保育園(分園)	60	保育ルームポニー	5		
								ニコニコ桜保育園	60	そらいろ保育園	5		
		(小計)	275	(小計)	822	(小計)	120	(小計)	570	(小計)	49	(小計)	30
広田1	関西学院子どもセンター「さばさば」	上ヶ原幼稚園	210	くるみ幼稚園	80	甲東北保育所	90	月影保育所	60	保育ルームchouchou	5	保育所ちびっこランド西宮ひろた園	20
				関西学院聖和幼稚園	300			聖和乳幼児保育センター	120				
				仁川幼稚園	135								
		広田幼稚園	210										
		(小計)	210	(小計)	725	(小計)	90	(小計)	180	(小計)	5	(小計)	20
広田2	むつみ児童館	瓦木幼稚園	100	西宮公同幼稚園	120	芦原保育所	120	なでしこ保育園	60	保育ルームたんぼほ・うさぎ	10	はらっほ保育所	35
				阪急幼稚園	160	むつみ保育所	90			保育ルームすみれ・れんげ・つくし	14	キンダーキッズインターナショナルスクール	115
				和光幼稚園	120	瓦木北保育所	90			保育ルームほづら	5	コナミスポーツクラブ本店西宮アネックス	100
										ぎんが保育園	5	家庭保育園「はじめてのいっほ」	11
		(小計)	100	(小計)	400	(小計)	300	(小計)	60	(小計)	49	(小計)	291
甲東1	段上児童館	門戸幼稚園	135	一里山幼稚園	120			段上保育所	120			チャイルドケアハウス トット	20
				甲東幼稚園	100			新甲東保育園	90			アクティブラーニングスクール甲東園	30
				段上幼稚園	320			あんず保育園	45				
				仁川学院マリアの園幼稚園	350			ひかり保育園	90				
								段上認定こども園きりん園	50				
		(小計)	135	(小計)	890	(小計)	0	(小計)	395	(小計)	0	(小計)	50
甲東2	つぼみの子保育園「つぼみのひろば」	高木幼稚園	175	甲子園学院幼稚園	420	上之町保育所	100	一妻保育園	160	虹の子家庭保育所	8	ボレ・ボレ西宮北口ルーム	40
				すずらん幼稚園	105			西北夢保育園(分園)	100	保育ルームMAMA・KIDS	9	保育所 なかよし	17
				西宮甲武幼稚園	160			つぼみの子保育園	20	保育ルームまっかー	5	リッツナーサリースクール	10
				武庫川幼稚園	200					保育ルームてんとうむし・ちゅうちゅう・かたつむり・かぶとむし・みつばち・とんぼ	30		
		(小計)	175	(小計)	885	(小計)	100	(小計)	280	(小計)	57	(小計)	67
山口	山口児童センター	山口幼稚園	105	幸幼稚園	265			船坂保育園	40			ちびっこ天国	25
				(小計)	105	(小計)	265	(小計)	0	(小計)	200	(小計)	0
塩瀬	塩瀬児童センター	名塩幼稚園	140	東山幼稚園	365			名塩保育園	60	ひまわり家庭保育所	8	保育ルームチャイ・ランド 生瀬園	40
		生瀬幼稚園	140					東山ほほ保育園	46			保育ルームチャイ・ランド 名塩園	45
				(小計)	280	(小計)	365	(小計)	0	(小計)	195	(小計)	8
地域未定													
合計			2,910		8,677		2,260		3,089		274		1,678

(案)

平成25(2013)年7月 日

西宮市長 河野 昌弘様

西宮市幼児期の教育・保育審議会
会 長 倉 石 哲 也

西宮市の幼児期の教育・保育のあり方について(最終答申)

平成22年7月20日付で諮問のあった標記の件について、当審議会は16回の審議を重ね、慎重に検討を行ってまいりました。ここに、審議の成果を下記のとおり、答申します。

西宮市幼児期の教育・保育審議会委員(会 長)	倉石 哲也
同	(副会長) 酒井 修一郎
同	出原 大
同	上中 修
同	内田 澄生
同	小川 雅由
同	熊谷 智恵子
同	庄野 好美
同	中村 明美
同	前田 公美

記

1 はじめに

【資料1参照】

これまで、西宮市の幼児期の教育・保育については、幼稚園と保育所、公立と私立のように、所管や制度の違いがあり、行政においても教育委員会と健康福祉局が個別に対応を行ってきました。

しかしながら、子育て世代を中心とした人口増加に伴う保育所の待機児童の増加や多様化する保育ニーズへの対応などの新たな課題もあり、従来の枠組みを超えた一体的な検討が求められています。

また、平成21年8月に教育委員会が実施した「西宮市立幼稚園教育振興プラン(素案)」のパブリックコメントにおいても、保護者負担の格差是正等について23,000件に及ぶ意見が出されました。こうしたことから、全市的な視点で幼児期の教育・保育のあり方について検討していくことを目的とした「西宮市幼児期の教育・保育審議会」が平成22年7月に設置され、市長より諮問を受けて審議を重ねてきました。

審議会では、2つの作業部会(適正配置部会、格差是正・こども支援部会)を設置(平成24年8月から部会をワーキンググループに改組)し、部会での整理を踏まえて議論を行うとともに、平成22年度には特別支援教育ワーキンググループを設置し、特別な支援を必要とする子どもの現状把握と課題整理を行った上で、平成23~25年度の審議会で検討を行いました。

ここに、3年間の審議の成果を「最終答申」としてまとめました。今回の報告内容を活用し、西宮市の子どもの健やかな育ちの実現を目指して、今後の市の子ども・子育て支援新制度に向けた施策を充実されるよう求めます。

2 諮問項目ごとの基本的な考え方

【諮問1】幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について

【資料 -1,2 参照】

西宮市の幼稚園・保育所の現状等について、資料 -1 にあるように、幼稚園・保育所において数多くの取り組みが行われてきました。

幼稚園は、短時間の保育を前提に、就学後の教育を培うものとしての、幼稚園教育要領に基づいた幼児教育等を推進しています。その上で、私立幼稚園においては、各園が建学の精神に基づいた教育課程を作成し、特色ある幼児教育を提供しています。また、公立幼稚園においては、全園が公立幼稚園の教育課程に基づいた、同一内容の幼児教育を提供しています。

セーフティネットとして、特別支援教育及び児童虐待、DV（家庭内暴力）など、特別な配慮を必要とする家庭と子どもに対し、就学前教育を保障することについては、公立と私立が共に取り組みを進めています。

保育所では公民共に、児童福祉法第39条に基づく保育所の機能を基本とし、保育所保育指針に準拠した保育を推進しています。保育所は児童福祉施設であることから、公立も民間も等しく公的機能や役割を果たしていますが、特に配慮を要する福祉的ニーズの高い子どもとその保護者への支援の迅速な対応が求められる場合があることから、公的機関との連携を取りやすい公立保育所が、セーフティネットの役割の多くを担っています。しかしながら、13ブロックの中で、公立保育所がない地域においては、民間保育所が、その役割を担っており、今後、より強固な連携・協働を進めなければなりません。

こうして、これまでに蓄積してきた知見、環境等を生かしつつ、すべての子どもの健やかな育ちの実現を目指して、公立、私立の幼稚園や保育所が共に、幼児期における教育・保育の向上のために総合的に取り組んでいくことが求められます。

また、公私が共に地域における教育・保育を保障していく主体として、十分な役割を發揮していくとともに、DVや児童虐待などの福祉的ニーズを抱える家庭に対しても公私が共に各関係機関と連携しつつ、具体的ななかかわり方について検討していくことが必要です。

家庭や地域における子育ての役割については、子どもたちにとって心のよりどころであると同時に、基本的な生活習慣を身につける場所である家庭が、子どもの教育に関して、第一義的な責任を有しています。

しかし、核家族化や少子化、人のつながりの希薄化などの中で、児童虐待、地域から孤立した親の育児不安の広がりなど、家庭教育を支える環境が大きく変化しています。

このような中、次代を担う子どもたちが地域社会の中で成長できるよう、家庭・地域等、社会全体で取り組む子育て支援の環境整備が求められています。

幼稚園・保育所・小学校の連携については、西宮市では子どもや教職員の交流、連絡体制等の先進的な取り組みによって相互理解が深まりつつあり、今後の課題としては、学びの連続性や一貫性のあるカリキュラムの整備が挙げられます。なお、研修制度は、子育て総合センターが中心となって、参加対象を広げるとともに公立、私立を問わず参加ができるように条件整備

を行っていくことが望まれます。研究機能については、市の課題や特性に応じた調査研究を公立、私立の幼稚園・保育所や大学などの専門機関と連携を取りながら進めるべきであり、その成果については広く市民や地域に発信していく必要があると考えます。

一方、子どもが育つ環境の視点からの検討も必要であり、幼稚園教育要領や保育所保育指針に準拠した7つの領域等と、それに対応する子どもの姿や子どもの育ちに必要な環境(子ども・子育て環境)をトピックとして設定し、望ましい子ども像とその環境整備について検討しました。

西宮市の特質である豊かな自然環境を遊び場に、生きる力の基礎を培う教育・保育が展開できるよう、家庭や地域における子育て支援をより充実させていくことが求められており、「豊かな自然環境にふれての遊び」を中心として、子どもが自然と触れ合う遊びとそのための環境整備が望まれます。その他にも、生活リズム、食生活、絵本とのふれあいなど、子どもの体験を豊かにする環境整備や保護者への啓発といった取り組みを、すべての保育施設や地域・保護者、さらに母子保健部門との連携のもとに進めていくことにより、保護者の子育てを支援することが求められます。

【諮問2】地域における保育サービスの提供について(地域バランス・適正配置)

【資料 -1,2,3 参照】

適正配置の検討を進めるにあたって、まず地域に必要な子育てに係る機能を整理したうえで、その機能をどのように付加していくかを検討してきました。

その中で、地域に必要な子育てに係る機能を、0歳から5歳児の長時間保育機能としての保育所機能、3歳から5歳児の短時間保育機能としての幼稚園機能、地域や家庭における子育て支援機能、発達支援機能、乳幼児教育・保育に関する研修・研究機能としました。また、今後の配置にあたっては、ブロック別の就学前児童数、保育需要を平成33年度までの人口推計をもとにして算出し、検討のベースとしました。このほか、公立と私立の幼稚園や保育所が共に教育・保育に携わってきた歴史的経緯を踏まえ考えていく必要があります。

公的機能の観点からは、幼稚園における特別支援教育や保育所における障害児保育、児童虐待など、特別な支援を要する子どもや家庭に対して、就学前の教育・保育を保障するためにも市は必要な措置を講じていく必要があると考えます。

また、適正配置に向けた考え方として、小学校区に応じた幼稚園・保育所・小学校の連携ブロックを基本とした大(3)・中(8)・小(13)の3つのレベルでブロックを設定し、課題に応じたブロック分けを用いて検討を行っていくべきと考えます。

このほか、地域における教育・保育を受ける機会の保障の観点から、公立幼稚園については、当面、小ブロック(13)ごとに原則1箇所配置の方向とし、今後のブロックごとの園児数の推移や教育・保育施設の状況などを踏まえ、適切な配置数に整理を行うとともに、閉園する施設については、地域子育て支援の拠点などの子育て・子育てを支える機能を有する施設や、公園などの遊び場等の必要性も考慮しながら、そのあり方を検討する必要があると考えます。

公立保育所については、待機児童解消の方策や保育需要を勘案しつつ、当面、小ブロックごとに原則1箇所の配置とし、公立保育所が存在しない小ブロックにおいては、近隣の配置状況

や民間保育所の状況を見ながら検討していく必要があると考えます。また、アウトリーチなど公立保育所の多機能化に向けた人材の活用を図るべきと考えます。

なお、認定こども園等の設置・移行については、「子ども・子育て支援新制度」に関する国の動向を踏まえながら、今後も検討していくべきと考えます。

地域子育て支援の拠点は、子育て総合センターを軸にセンター型子育てひろば3か所の設置を目指すとともに、各小学校区における子育てひろばの実施や子育て地域サロンとの連携により、子育て親子にできるだけ多くの機会を提供していくべきと考えます。また、保護者や地域を対象とした子育てに関する研修を行うなど、新たな支援者が生まれる仕組みを考える必要があります。

発達支援機能については、ソーシャル・インクルージョン(社会的包含)の考え方にに基づき、平成27年度に整備予定の児童発達支援センターを中核拠点とした地域支援の充実、社会的な理解促進に取り組むべきと考えます。また、市内の療育関連機関・大学・子育て総合センター等との連携を図りながら、幼稚園・保育所等に対する支援を充実していくべきと考えます。

【諮問3】保育所の待機児童解消に向けた方策について

【資料 -1,2,3,4 参照】

これまで、市が策定した「保育所待機児童解消計画」の整備計画の内容を踏まえながら、従来の保育所整備以外の方策について、公立・私立幼稚園や認可外保育施設等、具体的な対策を含め、審議を重ねてきました。

具体的な対策としては、平成22年度以降の審議会において議論された、公立幼稚園における余裕保育室の保育ルーム等への活用や私立幼稚園の預かり保育の活用、認可外保育施設に対する市独自の基準の検討など、今後においてさまざまな方策を講じていく必要があると考えます。

また、保育の質の保障や将来的な収束方法、認定こども園への移行も視野に入れて、適正配置を検討していくことも必要です。

待機児童対策については、将来的な子ども数の減少の予測を踏まえ、現在、市が行っている保育所の分園整備や賃貸物件による保育所の整備、保育ルームの整備といった手法を含め検討していくことが必要と考えられます。

【諮問4】保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について

【資料 -1,2,3,4 参照】

幼稚園と保育所における公費投入と保護者負担の状況を比較したところ、公私間だけでなく、幼保間においても差が存在しており、資料-2にあるように、運営経費に占める公費投入の割合は、公立幼稚園が他と比べて高く、逆に私立幼稚園が低くなっており、その中間に保育所がありました。

幼稚園における保護者負担については、格差是正の早期実現を目指して優先的に審議を重ね、中間報告として取りまとめたものを平成22年11月22日付で市長に提出しました。まずは、この報告に基づき、幼稚園における保護者負担の公私間格差を是正するため、就園奨励助成金の増額に取り組むべきと考えます。一方、公立幼稚園の保育料の見直しについては、国の子ども・子育て新制度では、応能負担を基本とするため、今後は応能負担の方向で整備すべきと考えま

す。しかし、現在は、「私立幼稚園の最低額までへの格差是正を目指して、段階的に進めていくことが妥当」とした中間報告をもとに、就園奨励助成金の増額が取り組まれているところであり、また子ども・子育て新制度の具体的内容が示されていない状況であるため、保育料の具体的改正は、その後に行うことが適切と考えます。その際には、就園奨励助成金による格差是正も含めて検討していく必要があります。

公立幼稚園の運営経費については、「正規職員採用の抑制の継続」「今後の園数の削減」など、保育の質を維持しながらも、人件費等さまざまな点から運営経費を見直していくことが求められます。同時に、その他の保育施設へ必要な支援を行うために公費を投入することで、格差是正を進めることが望ましいと考えます。

また、保育所については、1・2歳児での保育士の配置基準が公立（5：1）と民間（6：1）で異なり、早急な改善が必要と中間答申したところですが、平成25年度には是正されています。

これまでの制度では、子育て支援にかかる公費の多くが幼稚園、保育所に投入されていることから、これらを利用している家庭とそれ以外の家庭（認可外保育施設や在家庭）との間には、公費の投入額に差が生じています。

認可外保育施設については、様々な実施形態で運営されておりますが、公費投入はなく、いずれも保護者の大きな負担のうえで運営されています。この度、施設や利用者数、保育内容を確認したうえで、他市の状況調査や市内施設へのアンケート調査を行い、支援のあり方として、「保育の質の向上を担保するため、必要な保育環境の基準の明確化」と「施設が必要としている支援のうち、保育の質の向上につながるものの精査」の検討を行いました。については、「認可外保育施設指導監督基準」を基本として、衛生面・安全面を重視し、子どもが健康的な生活リズムを身につけられ、元気に体を動かすことができる保育環境であることが求められます。については、「児童・職員の健康診断や入所児童に関する相談・連絡体制の整備、職員・保護者向けの研修といったものへの支援が必要と考えます。

また、在家庭については、保護者同士の交流や仲間づくり、子どもの遊び場、子育て相談等を総合的に提供する地域子育て支援の拠点を設置することが求められます。

近年の少子化の中、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、行政が家庭における子育てへの支援にも積極的に力を入れ始めた結果、これまでの幼稚園や保育所における保育サービスの充実だけではなく、家庭や地域における子育て支援にも広がりが見られるようになりました。今後も、社会全体で子どもや保護者を支える子育て支援と公費投入のあり方について検討していくことが必要です。今後は、子ども・子育て支援新制度に向けて、市で実施されるニーズ調査により、在宅子育て家庭や妊婦も対象とした支援のあり方を検討する必要があります。

【諮問5】特別支援教育、障害児保育のあり方について

【資料 -1,2,3参照】

諮問項目2において、発達支援機能についてはソーシャル・インクルージョンの考え方に基づくべきこと、整備予定の児童発達支援センターを中核として取り組むべきことについて触れましたが、このことは特別支援教育、障害児保育のあり方とも密接に関連しています。

インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の理念について、中央教育審議会で論点整理がなされ、それに向けた方向性が示されました。その中では「特別支援教育を推進していくことは、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことで特別な支援を必要とする子どもにも、また、支援の必要性を周囲から認識されていないものの学習面又は行動面での困難を抱えている子どもにも、更には全ての子どもにとっても良い効果をあたえることができるものと考えられる」とされています。

本審議会においては、このようにすべての子どもの幸せを願う視点に立ち、西宮市の特別な

支援を必要とする子どもの教育・保育の方向性と具体的な取り組みについて審議を行い、以下のとおり「短期」「中・長期」「継続」の取り組みに分けて、課題の整理・検討を行いました。

児童発達支援センターは福祉と教育の垣根を越えた複合施設として計画されていますが、以下の取り組みについて、連携しながら着実に実施していくべきと考えます。

「短期」の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

《専門職等の指導・助言》

現在は各施設や機関がそれぞれで行っている指導・助言体制を再構築し、公立と私立、幼稚園と保育所に関係なく、幅広い専門家等による巡回指導や指導・助言を受ける機会の充実が求められます。そこで、特別支援学校のセンター的機能を拡大し、専門家等による巡回指導や来所による相談体制を整え、指導・助言を受ける機会を充実させるべきと考えます。また、大学教員の派遣等、大学と相互連携するシステムの構築についても検討が必要です。

《人材育成や研修》

公立と私立、幼稚園と保育所への職員研修により、支援を必要とする子どもの教育・保育に関する理念の共有や認識を深めていくことが求められます。また、定期的な保育内容の評価・検証も必要です。具体的には、教育委員会主催の「特別支援教育コーディネーター研修」を私立幼稚園や保育所に案内するなどの公私幼保の連携、保育実践や保育内容を継承するための実践記録の作成や研修の充実が望まれます。

「中・長期」の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・

《相談体制・施設の選択》

関係機関の相互連携を強化するためには、相談窓口の明確化や情報の共有、専門機関のネットワークの強化等が必要です。現在、児童発達支援センター等施設が計画されていますが、相互連携・情報共有・ネットワーク強化などの中核的な機能を担うとともに、地域支援の拠点として活用していくべきと考えます。

《入園・入所決定などの体制》《加配職員の配置や職員体制》

西宮市全体で入園・入所を保障するためには、加配職員の配置等の仕組みや基準の整理を行う必要があります。また、入園・入所後の望ましい支援のあり方について、関係機関の一層の連携が求められます。こうしたことから、公立と私立、幼稚園と保育所が児童発達支援センター等と連携して、入園・入所判断のための共通尺度の作成、入園・入所後の加配職員の配置基準や資格基準の設定に向けた整理をしていく必要があります。なお、国から通知された「特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について」に基づき、医療的ケアの必要な子どもへの対応や巡回訪問型の相談支援の活用についても、あわせて検討していくべきと考えます。

「継続」の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・

《発達障害やその傾向がある子どもへの対応》

保育者が子どもの発達の課題を的確に把握し、適切な保育ができるための人員体制の充実と専門家の指導・支援、現場での研修の充実が求められます。また、保護者に対しても、不安や負担を軽減するような支援が必要であり、相談・診断・療育等の関係機関が支援していく体制を整備すべきと考えます。特に人員体制の充実については、公立幼稚園における特別支援教育支援員の配置や私立幼稚園への助成、保育所への加配人員の配置が望まれます。

《保育内容》

支援を必要とする子どもへの教育・保育の内容や方法について、従来の特別支援教育・保育で培ってきたものを維持・継続・発展させていく必要があります。例えば、子どもの発達の課題を的確に把握したり、支援内容を明確化したりするための個別の「支援計画」「指導計画」の作成や保護者・関係機関との連携強化等が重要であり、「みやっこファイル」の活用を促進し、幼稚園や保育所、関係機関での一貫性のある教育・保育を目指すことが大切です。

「みやっこファイル」は保護者や支援者が子どもの成長段階の記録を綴り、情報を蓄積、共有化するファイル。

【諮問6】行政組織・推進体制の一元化について

【資料 -1,2 参照】

幼児期の教育・保育に関しては、国・自治体ともに幼稚園と保育所の所管が違うことで、一体的な運用や施策展開が行えないという課題があります。

西宮市では、平成19年度に子育て支援に関する事業を統合的・統一的に実施するため、教育委員会が所管していた「子育て総合センター」を健康福祉局に移管するとともに「こども部」が新設されました。平成23年度に、中核市等44市や近隣市を対象に「子ども・子育てにかかる事務を所管する組織」の調査を行ったところ、西宮市とほぼ同様の組織の状況でした。

しかしながら、依然、幼稚園は教育委員会、保育所は健康福祉局という所管の違いが存在しています。

今後の推進体制の一元化を考えていく際には、国の子ども・子育て支援新制度の動向を注視しつつ、西宮市の独自性も打ち出せる方向で、引き続き検討していく必要があります。

3 さいごに

当審議会は、全市的な視点で幼児期の教育・保育のあり方について、平成22年7月から3年をかけて議論してきました。平成24年7月の中間答申で意見した保育所における保育所の配置基準（1・2歳児）が是正されるなど、一定の成果を挙げてきたものと考えます。

今後、平成27年4月に実施が予定されている子ども・子育て支援新制度は、幼児期の教育・保育を提供する体制の確保や地域子ども・子育て支援事業のあり方について変更を予定しているものであります。今後、西宮市では、国から示される基本指針等を基に、西宮市子ども・子育て会議において十分な議論が行われる予定としていますが、この最終答申の内容にも十分にご留意をいただき、西宮市の今後の教育・保育環境の充実に向けて積極的に取組を続けていただくことを望みます。

以 上

1 審議会の構成及び開催状況

審議会の構成（平成 22 年 7 月～平成 25 年 7 月）

役職	氏名	所属
会長	倉石 哲也	武庫川女子大学教授（H22.7～H24.7 副会長）（H24.8～会長）
	寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学教授（H22.7～H24.7）
副会長	酒井 修一郎	武庫川女子大学非常勤講師、元市立西宮養護学校長（H22.7～H24.7 委員）（H24.8～副会長）
委員	出原 大	西宮市私立幼稚園連合会理事長、関西学院聖和幼稚園長（H22.7～）
	上中 修	関西学院大学准教授（H22.7～）
	内田 澄生	西宮市民間保育所協議会会長、なぎさ保育園長（H22.7～）
	小川 雅由	NPO法人こども環境活動支援協会 事務局長（H24.8～）
	熊谷 智恵子	西宮市民生委員・児童委員会 今津地区今津校区主任児童委員（H22.7～）
	庄野 好美	公募委員（H22.7～）
	中村 明美	公募委員（H24.8～）
	前田 公美	NPO法人はらっぱ理事長（H22.7～）
	村上 美也子	公募委員（H22.7～H24.7）

合計：のべ 12 名

審議会の開催状況

開催日		主な議題
H22	第 1 回 H22.7.20	・西宮市の現状 ・課題整理 ・審議会の進め方
	第 2 回 H22.8.30	・幼稚園と保育所の役割 ・保護者等への調査
	第 3 回 H22.10.28	・幼稚園の保護者負担の格差是正
	第 4 回 H22.11.22	・保育所待機児童対策 ・特別支援教育、障害児保育
	第 5 回 H23.1.31	・適正配置と保育所の待機児童対策
	第 6 回 H23.3.23	・議論の整理
H23	第 1 回 H23.6.14	・保護者へのニーズ調査の報告
	第 2 回 H23.8.1	・作業部会の報告 ・保育者へのアンケート調査
	第 3 回 H23.10.7	・子ども・子育て環境 ・認可外保育施設への支援
	第 4 回 H24.1.30	・特別な支援を必要とする子どもの教育・保育 ・適正配置に向けた考え方
	第 5 回 H24.3.22	・議論の整理
H24	第 1 回 H24.6.7	・中間答申案
	第 2 回 H24.8.2	・ワーキンググループ設置・構成 ・今後のスケジュール
	第 3 回 H24.12.25	・各ワーキンググループの報告
H25	第 1 回 H25.6.11	・各ワーキンググループの審議経過 ・最終答申案
	第 2 回 H25.7.23	・最終答申案

他に、2つの作業部会（適正配置部会、格差是正・こども支援部会）を設置。H24年8月から部会をワーキンググループに改組。実施回数は、H22年度各5回、H23年度各6回、H24年度は(適)5回、(格)4回、H25年度は(適)2回、(格)1回となっている。

-1 幼稚園・保育所の現状等

	私立幼稚園	公立幼稚園	民間保育所	公立保育所
利用者数 (H25年度当初)	7,839人	1,396人	3,249人	2,567人
保育所機能 (0~5歳児の長時間保育機能： 8時間原則)	預かり保育 通常保育終了後、 および長期休暇 時等。 在園児(3歳児 ~)対象で実施。	-	通常保育 延長保育 (最長~20時) 産休あけ保育 給食	通常保育 延長保育 (最長~19時) 産休あけ保育 給食
幼稚園機能 (3~5歳児の短 時間保育機能： 4時間原則)	3年保育 満3歳児保育実 施園もある。 給食 バス送迎	2年保育 4歳児は1園に つき1学級。	-	-
地域の子育て支 援機能	一時預かり(保 育) 園庭開放 子育て相談 小学生の居場所 など	園庭開放 子育て相談 など	地域子育て支援 拠点事業 一時預かり(保 育) 病児保育事業 子育てサークル 支援 園庭開放 子育て相談 など	園庭開放 子育て相談 など

-2 子ども・子育て環境について

幼稚園教育要領と保育所保育指針の領域等に対応する子どもの姿や子どもの育ちに
必要な環境をトピック(項目)として設定した表

領域等	トピック
健康	食生活、生活習慣、運動
人間関係	異年齢の子ども集団、地域の人とのかかわり
環境	豊かな自然環境にふれての遊び
言葉	ふさわしい言葉、文化にふれる
表現	社会性、コミュニケーションの基礎
生命の保持	生活リズム、健康増進
情緒の安定	自発性、探索意欲、自分への自信

-1 地域に必要な子育て支援機能

地域における公的機能として、特別支援教育や障害児保育、児童虐待など、特別な配慮を要する子どもや家庭に対して、就学前の教育・保育を保障していく必要があります。今後も市は必要な措置を講じて公的機能の整備を図り、公民が共に各地域で確実に機能を担保することが求められます。

機能	現状と課題	考え方	今後の方向性
保育所機能(0～5歳児の長時間保育機能)	ブロックごとの保育需要を満たすように保育所整備及び保育所以外の待機児童対策を進める。保育需要の伸びと就学前児童数の将来予測も適宜検証しながら、どの程度の保育所機能が必要かを見極めていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロックごとの保育需要を満たすことを基本とする。 ・他ブロックとの連携についても検討する。 	公立保育所は小ブロックごとに原則1箇所とし、人材についてはアウトリーチなど多機能化に向けて活用を図るべき。
幼稚園機能(3～5歳児の短時間保育機能)	現在の施設定員において、短時間保育の需要を満たすことが可能。将来の保育需要を踏まえて、公立幼稚園のあり方を検討していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼・保・小連携ブロックごとに検討する。 	公立幼稚園は小ブロックごとに原則1箇所とし、閉園する場合、子育て・子育てを支える機能を持つ施設・場等の必要性も含めてあり方を検討すべき。
地域や家庭における子育て支援機能	「地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援の拠点)」を少なくとも中学校区(20校区)に1箇所を目標に整備してきた。各地域の拠点を軸に、その他、子育て支援サービス及びメニューの充実を図る。また、社会資源の活用や地域活動との連携を図り、地域での子育て・子育てを支える場を目指していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核施設：子育て総合センターを中心に3箇所を目指す(他に関西学院大さばさば、南部1箇所) ・地域子育て支援拠点事業：ベビーカー等で気軽に立ち寄れる身近な場を目指していく。 	各小学校区に1箇所の子育てひろばの実施や子育て地域サロンとの連携などで、子育て親子に、できるだけ多くの機会を提供していくべき。また、南部地域に市内3番目のセンター型子育てひろばの設置を目指すべき。
発達支援機能	中核施設としての児童発達支援センターを整備する(「わかば園」の建て替え・再整備)とともに地域の発達支援機能の充実のため、ランチ機能やアウトリーチの実施について検討する。また、地域における身近な相談・支援機関として、幼稚園や保育所がその役割を担えるような体制整備を進めていく必要がある。社会全体の理解促進についても取り組んでいく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核施設：1箇所(児童発達支援センター) ・地域支援：ランチ機能やアウトリーチの実施について検討する。 	ソーシャル・インクルージョンの考え方にに基づき、整備予定の児童発達支援センターを中核拠点とした地域支援の充実、社会的な理解促進に取り組むべき。また、市内の療育関連機関・大学・子育て総合センター等との連携を図るとともに、幼稚園・保育所等に対する支援を充実していくべき。
乳幼児期の教育・保育に関する研修・研究機能	中核施設は子育て総合センターの1箇所とする。研修の一体化、保育内容や幼保小連携など本市の課題や特性に応じた調査研究を大学などの専門機関との連携により進める。幼・保・小連携などによる研修や保育研究などについては、幼・保・小相互の連携を強めていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核施設：1箇所(子育て総合センター) ・幼・保・小連携などによる研修や研究などは、幼・保・小相互の連携を強めていく方策について検討をしていく。 	研修機能については、子育て総合センターを中心に参加対象を広げるとともに、公立、民間を問わず、参加ができるようにしていくべき。研究機能については、市の課題や特性に応じた調査研究を、公私の幼稚園・保育所や大学などの専門機関との連携により進めるべき。成果については、広く市民や地域にも発信していくべき。

「アウトリーチ」：英語で手を伸ばすこと。公共機関の現場出張サービスなどの意味で多用される。

「ソーシャル・インクルージョン」：社会的包含。障害者らを社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方。

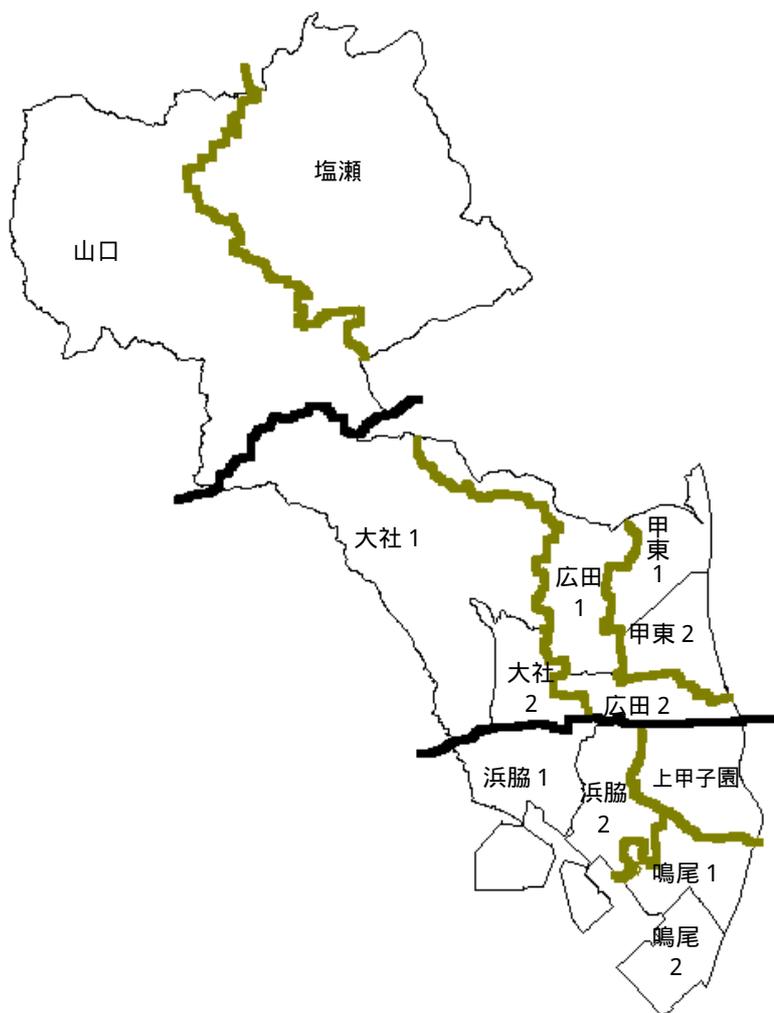
-2 ブロック分け

〔大ブロック〕は、市内の南部地域を JR あるいは国道 2 号で以北と以南に分けた 2 ブロック、北部地域を 1 ブロックとし、計 3 ブロックとします。

〔中ブロック〕は、南部の大ブロックを浜脇、鳴尾、上甲子園、大社、広田、甲東の 6 ブロック、北部の大ブロックを山口、塩瀬の 2 ブロックとし、計 8 ブロックとします。

〔小ブロック〕は、南部の中ブロックを更に 11 ブロックとし、北部の中ブロック 2 ブロックをそのまま合わせて計 13 ブロックとします。

ブロック図



保育所地区	大ブロック名	中ブロック名	小ブロック名	小学校区		
浜	南部	浜脇	浜脇1	浜脇		
				西宮浜		
				香櫛園		
			浜脇2	用海		
				津門		
				今津		
		鳴尾	鳴尾	鳴尾1	南甲子園	
					鳴尾	
				鳴尾2	甲子園浜	
			鳴尾東			
			鳴尾北	上甲子園	上甲子園	高須
						高須西
上甲子園						
春風						
鳴尾北						
小松						
夙川	中部	大社	大社1	夙川		
				北夙川		
			大社2	苦楽園		
				甲陽園		
		広田	広田1	安井		
				大社		
				神原		
				広田		
			広田2	上ヶ原		
				上ヶ原南		
				平木		
				瓦木		
甲東	甲東	甲東1	甲東			
			段上			
		甲東2	段上西			
	樋ノ口					
	高木					
	塩瀬山口	北部	山口	山口	山口	
北六甲台						
名塩						
塩瀬			塩瀬	東山台		
				生瀬		

注：このブロック分けは、幼保小連携ブロックを基本にしています。
今後、将来的な子ども的人数や検討課題に応じた大・中・小ブロック単位での検討を行います。

-3 ブロックごとの子育て関連施設の配置と状況（認可外保育施設を含む）

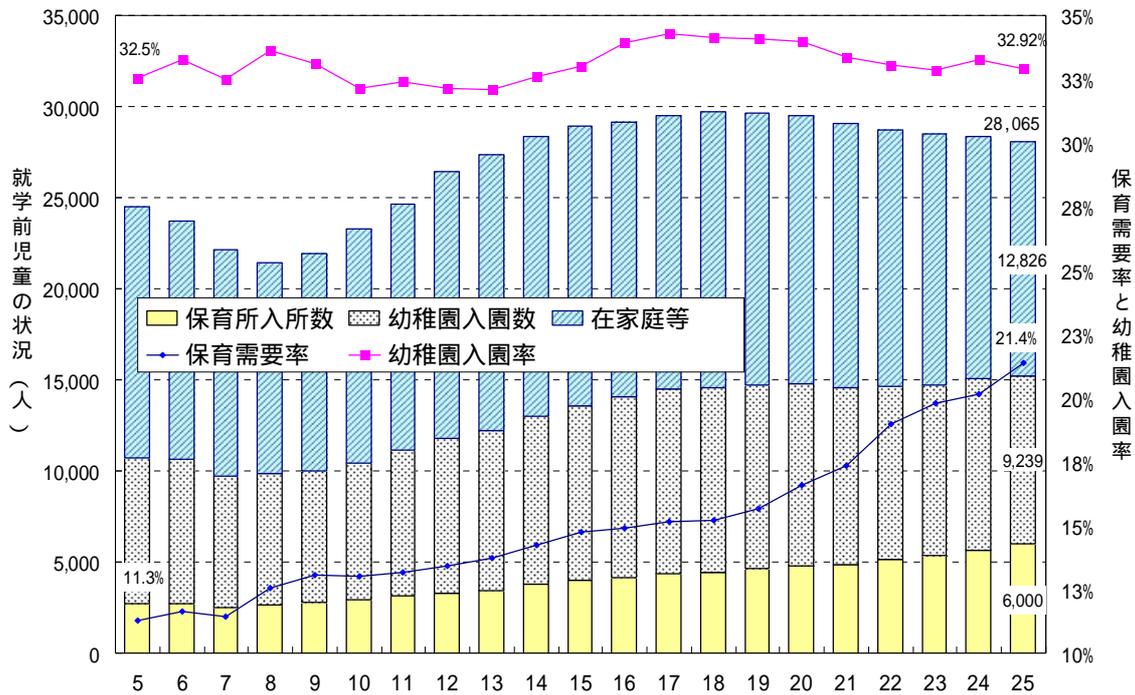
平成 25 年 4 月現在

小ブロック	子育て支援拠点	公立幼稚園		私立幼稚園		公立保育所		民間保育所		家庭保育所・保育ルーム		認可外保育施設	
		名称	認可定員	名称	認可定員	名称	定員	名称	定員	名称	定員	名称	定員
浜脇 1	浜脇児童館	浜脇幼稚園	350	いるか幼稚園	260	建石保育所	90	なぎさ保育園	70	森下家庭保育所	5	みんなげんき虹っ子保育所	15
		用海幼稚園	70	香榎園幼稚園	300	浜脇保育所	120	かえで保育園	60	くまのこ保育ルーム	5	西宮こもれびキンダーガーデン	12
						朝日愛児館<民間移管対象>	50	めばえの子保育園(分園)	30	すくすく・ほがらか保育園	10	保育所パスデルの森	45
						用海保育所	60	西宮YMCA保育園	60	保育ルームそら・たいよう・つき・にじ・ほし	25	関西インターナショナルスクール芦屋校	100
								ゆめっこ保育園	50	保育ルームキャンディ・クッキー	10	インターナショナルプリスクール ブルードフィンズ香榎園校	40
								幸和園保育所南園(分園)	30	保育ルーム花の子・こもれび	10		
		(小計)	420	(小計)	560	(小計)	320	(小計)	300	(小計)	65	(小計)	212
浜脇 2	津門児童館	今津幼稚園	100	こぼと幼稚園	250	今津文協保育所<民間移管対象>	90	ちどり保育園	60			保育所 すこやか	40
		南甲子園幼稚園	65	こひつじ幼稚園	160	今津南保育所	80	みどり園保育所	90			保育所ちびっこランド西宮今津園	30
				浜甲子園健康幼稚園	120	津門保育所	90	西宮つとがわYMCA保育園	60			ピッコロ4 保育ルーム	40
												PERA PERA SCHOOL	30
		(小計)	165	(小計)	530	(小計)	260	(小計)	210	(小計)	0	(小計)	140
鳴尾 1	鳴尾児童館 武庫川女子大学「子育てひろば」	鳴尾東幼稚園	135	西光幼稚園	120	鳴尾保育所	120	西宮夢保育園	60	たけのこ家庭保育所	11	ラビキッズワールドらぼーと保育園	30
				松風幼稚園	220	鳴尾東保育所	80	武庫川女子大学附属保育園	90	保育ルームバンビ	5	都市型保育園ボラー兵庫武庫川園	87
				光明幼稚園	600	浜甲子園保育所	90						
		(小計)	135	(小計)	1045	(小計)	290	(小計)	150	(小計)	16	(小計)	117
鳴尾 2	高須児童センター	高須西幼稚園	140	睦幼稚園	480	高須西保育所	120	パドマ保育園	60				
						高須東保育所	120						
				(小計)	140	(小計)	480	(小計)	240	(小計)	60	(小計)	0
上甲子園	まつぼっくり保育園「ほおずき子育てひろば」	春風幼稚園	140	上甲子園幼稚園	280	学文殿保育所	90	甲子園保育所	150	中田家庭保育所	5	保育所わいわいランドにしのみや東園	38
		鳴尾北幼稚園	140	甲子園幼稚園	180	瓦木のみり保育所	130	まつぼっくり保育園	120	保育ルームりんご・さくらんぼ	10	保育ルームあゆみ園	10
		小松幼稚園	210	甲子園東幼稚園	160	小松朝日保育所	120			保育ルームおひさま	5	MOMO Kid's 保育ルーム	15
				甲子園二葉幼稚園	120	鳴尾北保育所<民間移管対象>	80					プリモ保育園	31
				つばみ幼稚園	200							あした保育園	40
		(小計)	490	(小計)	1050	(小計)	420	(小計)	270	(小計)	20	(小計)	134
大社 1		夙川幼稚園	140	苦楽園幼稚園	120	北夙川保育所	120	夙川宝保育園	50	ぼっぼ保育園	5	夙川プリスクール	208
		越木岩幼稚園	140	神戸海星女子学院マリア幼稚園	300			善照マイルレーヤ保育園	79			チャイルドフレンズミュウミュウ	20
				甲陽幼稚園	240			のぞみ夢保育園	60			チャイルドルームこどもの森	40
								つばみ夢保育園(分園)	30			ピッコロ5 保育ルーム	30
												西宮幼児アカデミー保育園	30
												インターナショナルスクールTREE HOUSE夙川校	39
		(小計)	280	(小計)	660	(小計)	120	(小計)	219	(小計)	5	(小計)	507
大社 2	夙川学院短期大学「しゃくたん広場」 大社児童センター 子育て総合センター	大社幼稚園	170	夙川短大附属幼稚園	260	大社保育所	120	幸和園保育所	210	すずらん家庭保育所	5	チャイルドスクール苦楽園	30
		付属あおぞら幼稚園	105	松秀幼稚園	242			マヤ保育園	60	保育ルーム木の美・かりん	10		
				みそら幼稚園	80			安井保育園	90	保育ルームにこにこ	4		
				安井幼稚園	240			安井さくら保育園(分園)	60	保育ルームポニー	5		
								ニコニコ桜保育園	60	そらいる保育園	5		
		(小計)	275	(小計)	822	(小計)	120	(小計)	570	(小計)	49	(小計)	30
広田 1	関西学院子どもセンター「さばさば」	上ヶ原幼稚園	210	くるみ幼稚園	80	甲東北保育所	90	月影保育所	60	保育ルームchouchou	5	保育所ちびっこランド西宮ひろた園	20
				関西学院聖和幼稚園	300			聖和乳幼児保育センター	120				
				仁川幼稚園	135								
				広田幼稚園	210								
		(小計)	210	(小計)	725	(小計)	90	(小計)	180	(小計)	5	(小計)	20
広田 2	むつみ児童館	瓦木幼稚園	100	西宮宮幼幼稚園	120	芦原保育所	120	なでしこ保育園	60	保育ルームたんぼぼ・うさぎ	10	はらっぱ保育所	35
				阪急幼稚園	160	むつみ保育所	90			保育ルームすみれ・れんげ・つくし	14	キンダーキッズインターナショナルスクール	115
				和光幼稚園	120	瓦木北保育所	90			保育ルームぼぶら	5	コナミスボーツクラブ本店西宮アクセス	100
										ざんが保育園	5	家庭保育園「はじめのいっば」	11
		(小計)	100	(小計)	400	(小計)	300	(小計)	60	(小計)	49	(小計)	291
甲東 1	段上児童館	門戸幼稚園	135	一里山幼稚園	120			段上保育所	120			チャイルドケアハウス トット	20
				甲東幼稚園	100			新甲東保育園	90			アクティブラーニングスクール甲東園	30
				段上幼稚園	320			あんず保育園	45				
				仁川学院マリアの園幼稚園	350			ひかり保育園	90				
				(小計)	135	(小計)	890	(小計)	0	(小計)	395	(小計)	0
甲東 2	つばみの子保育園「つばみのひろば」	高木幼稚園	175	甲子園学院幼稚園	420	上之町保育所	100	一妻保育園	160	虹の子家庭保育所	8	ボレ・ボレ西宮北口ルーム	40
				すずらん幼稚園	105			西北夢保育園(分園)	100	保育ルームMAMA・KIDS	9	保育所 なかよし	17
				西宮甲武幼稚園	160			つばみの子保育園	20	保育ルームまきぎ	5	リッツナーサリースクール	10
				武庫川幼稚園	200					保育ルームてんとむし・ちゅうちゅう・かたつむり・かぶとむし・みつばち・とんぼ	30		
				(小計)	175	(小計)	885	(小計)	100	(小計)	280	(小計)	57
山口	山口児童センター	山口幼稚園	105	幸幼稚園	265			船坂保育園	40			ちびっこ天国	25
								やまよし保育園	160				
				(小計)	105	(小計)	265	(小計)	0	(小計)	200	(小計)	0
塩瀬	塩瀬児童センター	名塩幼稚園	140	東山幼稚園	365			名塩保育園	60	ひまわり家庭保育所	8	保育ルームチャイ・ランド 生瀬園	40
		生瀬幼稚園	140					東山ぼぼ保育園	46			保育ルームチャイ・ランド 名塩園	45
				(小計)	280	(小計)	365	(小計)	0	(小計)	195	(小計)	8
地域未定													
合計			2,910		8,677		2,260		3,089		274		1,678

-1 私立幼稚園の預かり保育の状況（平成23年度現在）

	預かり保育	開始時間	保育時間	終了時間	定員/ 1回	専属教員	夏休みの預かり保育	夏休みの預かり保育時間	冬休みの預かり保育	春休みの預かり保育
1	仁川	8:30	9:00～14:00(11:45)	17:00	30		×	-	×	×
2	すずらん	×	8:45～14:00(11:45)	16:00	15		×	-	×	×
3	浜甲子園健康	8:00	8:45～14:00(11:30)	19:00	なし		×	-	×	×
4	甲子園二葉	×	8:45～14:00(11:45)	18:00	30			9:00～17:00		
5	上甲子園	7:00	9:20～14:00(12:00)	19:00	40			7:00～19:00		
6	こひつじ	×	9:00～14:00(11:30)	17:00	20		×	-	×	×
7	甲子園学院	7:45	8:50～14:30(11:30)	18:00	30			7:45～18:00		
8	甲子園口	8:00	9:00～14:00(12:00)	18:00	40			9:00～18:00		
9	仁川学院マリアの園	×	9:00～14:00(11:40)	17:00	なし			9:30～14:30		
10	みそら	8:00	8:45～14:00(12:00)	17:00	なし	×		9:30～14:30		
11	神戸海星女子学院マリア	×	8:30～13:30(11:30)	17:30	なし			9:00～17:00	×	×
12	甲東	×	-	9:00～14:00(11:30)	-	-	-	-	-	-
13	武庫川	×	9:00～14:00(11:50)	16:00	なし	×	×	-	×	×
14	松風	×	9:00～14:00(13:00)	18:00	なし			9:00～16:30		
15	安井	7:00	9:00～14:00(11:30)	19:00	なし			7:00～19:00		
16	花園	×	9:00～14:00(12:00)	17:00	なし	×	×	-	×	×
17	光明	8:00	8:00～14:00(12:45)	18:00	なし			8:00～16:50		
18	甲子園東	×	8:40～14:00(11:30)	17:00	なし	×		9:00～14:00	×	×
19	くるみ	×	9:00～14:30(11:30)	17:00	なし	×		9:00～14:30	×	×
20	苦楽園口	×	9:00～14:00(11:45)	16:00	なし		×	-	×	×
21	香櫨園	×	9:00～14:00(11:30)	17:00	なし	×	×	-	×	×
22	つぼみ	8:00	9:00～14:00	19:00	なし	×		8:00～18:00		
23	西光	×	9:00～14:00	17:30	30			9:00～17:30		
24	一里山	×	8:30～14:00(11:30)	16:00	なし	×	×	-	×	×
25	関西学院聖和	×	8:30～13:30(11:50)	17:00	なし			8:30～17:00		
26	阪急	8:00	8:30～14:00(11:30)	18:00	30			8:00～18:00		
27	こばと	×	9:00～14:00(12:00)	17:00	なし		×	-	×	×
28	西宮甲武	×	9:00～14:00	17:00	なし	×		9:00～17:00		
29	西宮公同	×	-	8:30～14:00(12:00)	-	-	-	-	-	-
30	段上	7:00	8:30～14:00(11:30)	20:00	35			7:00～20:00		
31	夙川学院短期大学付属	×	9:00～14:30	18:00	なし	×	×	-	×	×
32	甲陽	×	9:00～14:00(13:00)	16:00	なし		×	-	×	×
33	広田	7:30	9:00～15:00	19:00	なし	×		7:30～19:00		
34	和光	8:00	9:00～14:00(11:40)	17:00	なし		×	-	×	×
35	松秀	×	9:00～14:00(12:00)	16:30	なし		×	-	×	×
36	武庫川女子大学付属	×	9:00～14:00(12:00)	17:00	25			9:00～17:00	×	
37	睦	7:40	9:00～14:30(11:30)	18:30	なし			8:00～18:00		
38	幸	8:00	9:00～14:00(13:00)	18:00	60	×		8:00～18:00		
39	東山	8:00	9:00～14:00(11:30)	18:00	なし	×		8:00～18:00		
40	いるか	8:00	8:30～14:00(11:30)	18:00	60			8:00～18:00		
計		38	17			25	24		20	21

保育需要率及び幼稚園入園率と就学前児童の状況の推移



保育需要率：(保育所入所数 + 保育ルーム等入所数 + 待機児童数) / 就学前児童数

-3 保育所需要と幼稚園入園率等の他市比較(中核市及び近隣都市)(平成22年4月1日)
(西宮市のみ平成25年)

区分		保育所需要率	幼稚園入園率	合計	待機児童数
西宮市	-	20.72%	32.92%	53.64%	0人
中核市 (40市)	平均	30.97%	24.61%	55.34%	55.60人
	分布	16.74 ~ 51.94%	11.02 ~ 38.84%	42.62 ~ 66.73%	0 ~ 357人
	順番	39 / 40	7 / 40	30 / 40	2 / 40
兵庫県内 近隣都市 (10市)	平均	21.46%	27.60%	48.53%	62.8人
	分布	14.92 ~ 31.16%	15.21 ~ 36.42%	42.30 ~ 55.15%	0 ~ 310人
	順番	8 / 10	2 / 10	4 / 10	1 / 10

近隣都市(10市): 神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、宝塚市、伊丹市、川西市、芦屋市、三田市

-4 保育所待機児童対策に係る市立幼稚園の余裕保育室の基本的な考え方
(平成25年度現在)

- ①各園4歳児1学級、5歳児2学級の計3室を確保する。
 ②経過措置や保育所供用等の部屋を除き、各園に図書室等の1室を確保する。
 ③各園における残りの部屋数を「活用可能な余裕保育室」とする。

幼稚園名	保有室数	①		②			③	備考
		4歳児	5歳児	経過措置	保育所供用 教員室	図書室等	活用可能な 余裕保育室	
浜脇	10	1	2		3	1	3	保育ルーム設置
用海	2	1	1				0	
夙川	4	1	2			1	0	
越木岩	4	1	2			1	0	
大社	5	1	2	2			0	
あおぞら	4	1	2			1	0	
上ヶ原	5	1	2			1	1	
門戸	4	1	2			1	0	
高木	5	1	2	2			0	
瓦木	4	1	2			1	0	
春風	4	1	2			1	0	
今津	3	1	2				0	
南甲子園	2	1	1				0	
高須西	4	1	2			1	0	
鳴尾東	4	1	2			1	0	
鳴尾北	4	1	2			1	0	
小松	6	1	2		2	1	0	保育ルーム設置
山口	5	1	2			1	1	
名塩	4	1	2			1	0	
生瀬	4	1	2			1	0	
合計	87	20	38	4	5	15	5	

※上記③「活用可能な余裕保育室数」については、あくまで保育所待機児童対策に係る市立幼稚園の短期的な活用という観点から整理したものであり、将来的な市立幼稚園のあり方(統廃合も含めた)に基づく施設の活用については別途検討を行う。

※浜甲子園幼稚園は、H25年度より休園

平成 22 年(2010 年)11 月 22 日

西宮市長 河野 昌弘 様

西宮市幼児期の教育・保育審議会
会長 寺見 陽子

幼稚園における保護者負担について（中間報告）

本審議会では、平成 22 年 7 月 20 日に西宮市長から諮問を受け、西宮市の幼児期の教育・保育のあり方について審議してきました。このうち、幼稚園における保護者負担について、下記のとおり中間報告として取りまとめましたので、報告します。なお、西宮市の幼児期の教育・保育のあり方については、引き続き審議を行い、答申に向けて整理していきたいと考えています。

記

（１）これまでの審議の経過

平成 22 年 7 月 20 日の第 1 回審議会において格差是正部会と適正配置部会の 2 つの作業部会を設置し、8 月 4 日から 11 月 17 日の間に 4 回の格差是正部会を開催するとともに、審議会においても格差是正部会での整理を踏まえて議論を行い、特に緊急を要する課題である「幼稚園の保護者負担の格差是正」についての審議を重ねてきました。

（２）審議会としての基本的な考え方

幼稚園の保護者負担格差について

市民や保護者の中には「費用の安い公立幼稚園に行かせようとしても、近くには私立幼稚園しかない。どこに通わせても格差がないようにしてほしい」「私立幼稚園とは、園の運営や施設、保育内容が違うので、多少の保育料の差があっても当然」と相反する意見がありますが、当審議会では私立幼稚園 40 園のうち公立幼稚園と条件に近い一群を抽出するなど、比較に精査を加えたうえで議論を行い、保護者負担(保育料及び入園料)における公私間格差は存在するとの結論に至りました。なお、公私間の格差是正という観点から、3 歳児を除く 4 歳児と 5 歳児の第 1 子・第 2 子を中心に審議を行っております。

格差是正の手法について

西宮市における私立幼稚園関係の補助制度には、幼稚園に対して補助するものと保護者に対して直接補助する制度がありますが、当審議会では両者について補助金の性質を比較検討いたしました。その結果、保護者負担の格差是正という観点からは、市民や保護者にも使途が明確で分かりやすい直接補助(就園奨励助成金)を選択することが妥当であるとの結論に至りました。

なお、「子どもの教育環境を整えるという意味からは、幼稚園への補助を検討していくのも良いのではないか」「公立幼稚園の保護者負担増という格差是正の方法もあるのではないか」との意見があったことを申し添えます。

配分の優先度とバランスについて

格差の是正には多額の財源が必要であり、年齢や所得階層などを考慮した配分の優先度を検討する必要がありますが、所得金額 800 万円以上の階層に対する補助については、就園機会の保障という観点を踏まえ、他の階層とのバランスも考えながら進めるべきと考えます。なお、「1年保育の機会提供という観点から5歳児を軸に考えるのも1つのアイデアではないか」との意見があったことを付記いたします。

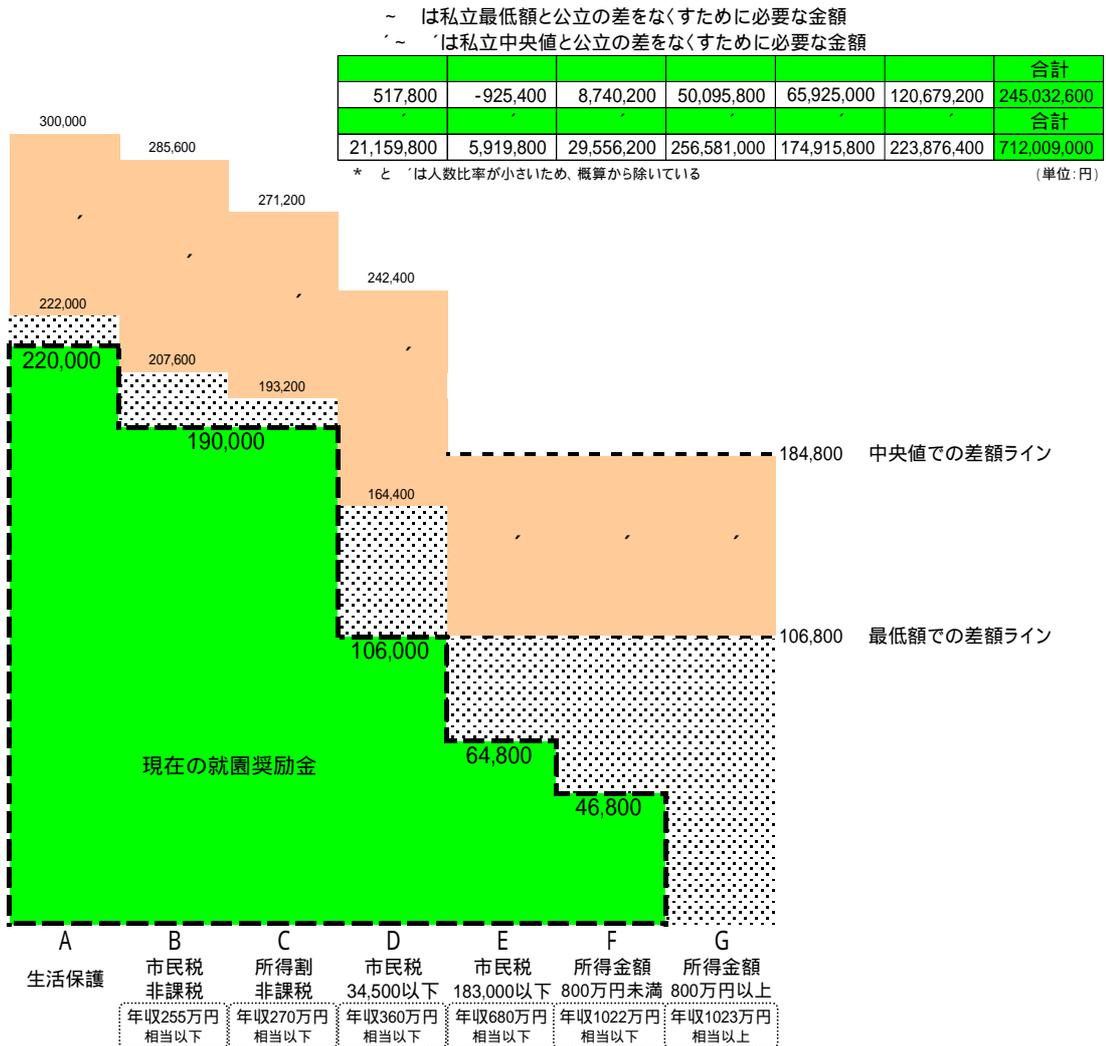
格差是正の目標について

格差是正の目標をどう設定すべきかについて、当面は私立幼稚園の最低額までへの格差是正を目指して、段階的に進めていくことが妥当であるとの結論に至りました。ただし、「低所得層に対する配慮という面では、最低額にとらわれずに検討していくことも必要ではないか」との意見があったことを申し添えます。

スケジュールについて

格差是正の早期実現のために、平成 23 年度西宮市私立幼稚園就園奨励助成金においても、対応できる部分については、可能な限り反映していく必要があると考えます。

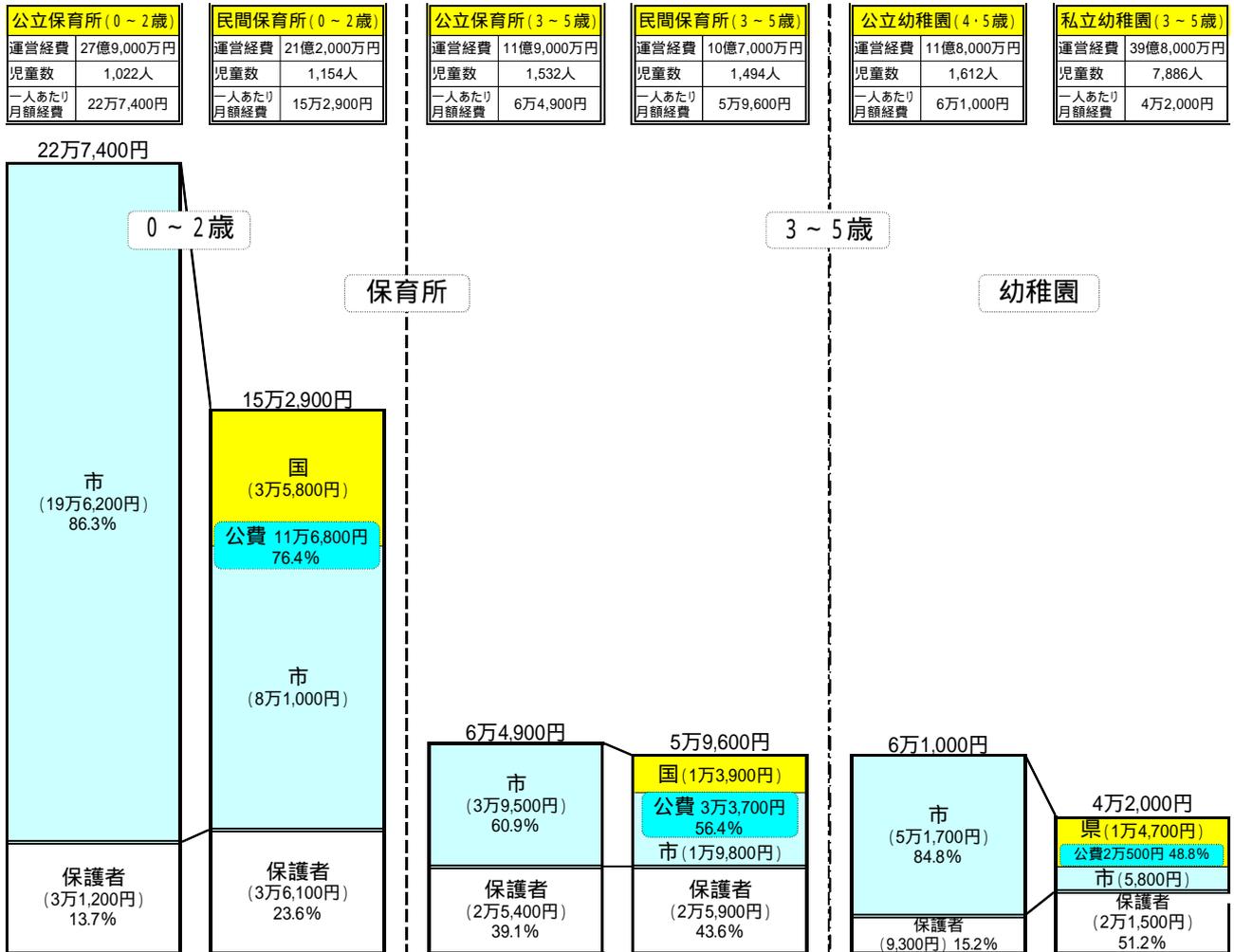
参考資料（保護者負担の格差是正における所要額概算）



* 参考として4歳児を表示。年収は目安、就園奨励金は平成22年度第1子(従来条件)の場合で、第2子以降等は更に金額が加算される。

-2 幼稚園と保育所の児童一人あたり月額公費投入と保護者負担の比較

(平成22年度決算)



上記の県・市の負担分には、地方交付税や国庫補助等の国負担分を含む。金額は四捨五入で端数処理している。民間保育所の保護者負担額には諸費(延長保育等)を含んでいない。私立幼稚園は預かり保育分を含む。保育所の国庫補助金は、0~2歳児、3~5歳児の運営経費の比率で按分して算出。

-3 幼稚園と保育所での運営経費に占める公費投入の割合

	公立幼稚園 (4・5歳児)	私立幼稚園 (3~5歳児)	公立保育所 (3~5歳児)	民間保育所 (3~5歳児)
公費投入	84.8%	48.8%	60.9%	56.4%
保護者負担	15.2%	51.2%	39.1%	43.6%

-4 保育士配置基準

(平成25年4月1日現在)

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児
西宮市	公立保育所	3 : 1	5 : 1	20 : 1	
	民間保育所	3 : 1	5 : 1	20 : 1	
国の最低基準		3 : 1	6 : 1	20 : 1	30 : 1

特別支援学校におけるセンター的機能（地域支援）について

市立西宮養護学校

発達に課題のある幼児児童生徒が在籍する学校園等の要請に基づき教育相談を行ったり、特別支援教育に係る研修会等を企画実施したりして、本市における特別支援教育の充実を図っています。

【支援内容】教育相談（日常生活や学校生活、発達、教材教具などに関すること）

【対応組織】 支援部...専任コーディネーター、自立活動担当者、臨床心理士、作業療法士等

第2 コーディネーター...支援部を除く教職員すべて

県立特別支援学校...発達等で気になる幼児児童生徒の保護者を始めとした地域住民、教職員を対象に、保育や教育に関する全般的な教育相談を実施。

巡回相談の地区割り（通学区域と合わせて）

こやの里特別支援学校：塩瀬中校区の学校、公私立幼稚園・保育所。

上野ヶ原特別支援学校：山口中校区の学校、公私立幼稚園・保育所。

芦屋特別支援学校：上記以外の地域の学校、公私立幼稚園・保育所。

県立こばと聴覚特別支援学校...専任の教員がきこえと言葉に関する相談に個別に対応。

大学との連携について

市内 10 大学との地域連携・社会連携という観点から、大学交流センターを通じて、大学交流協議会とも講師アドバイザー等の派遣や人材に関するリストの作成などについて、協議・調整していく必要があります。

特別支援教育コーディネーター研修 特別支援教育ネットワーク会議

（趣旨）特別支援教育体制の構築にあたり、学校園内及び関係機関等との連絡調整や相談窓口、適切な支援等の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの養成を図る必要があります。

（対象）市立学校園及び希望する私立幼稚園の特別支援教育コーディネーター、希望する保育所の障害児担当保育士等

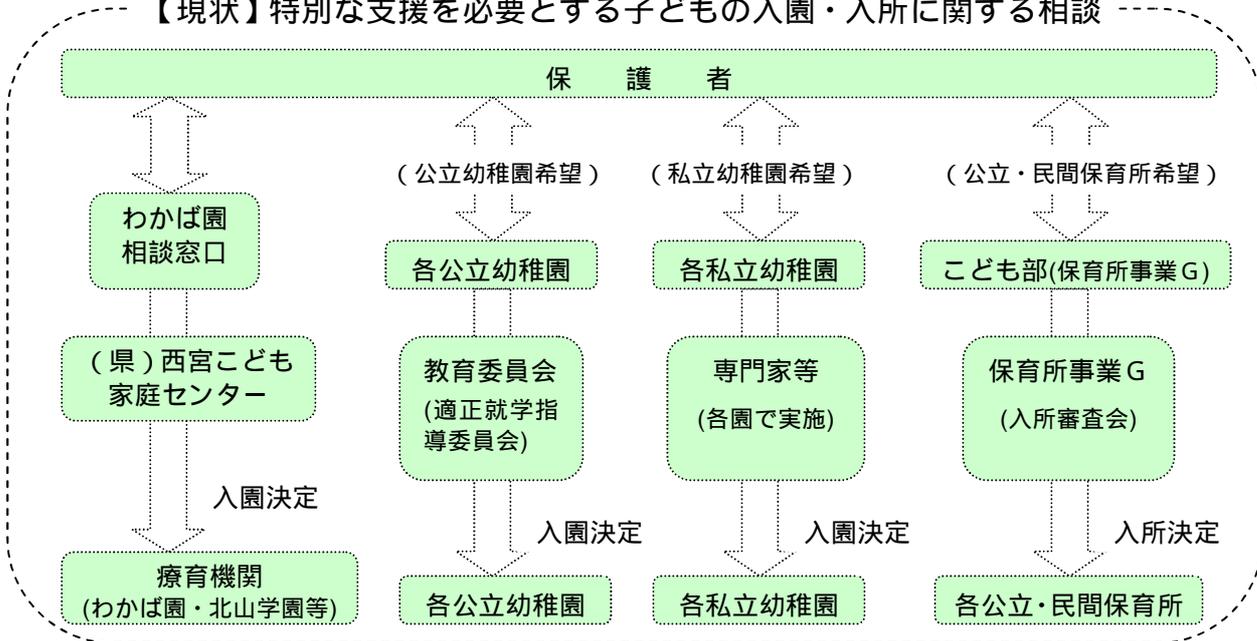
（内容例）「特別支援教育・校園内体制」「保護者に寄り添う支援とは」「就学前と義務教育との円滑な連携～みやっこファイルを活用して～」 「就学前機関及び小学校による実践発表及び交流」

（西宮市地域自立支援協議会こども部会との連携）

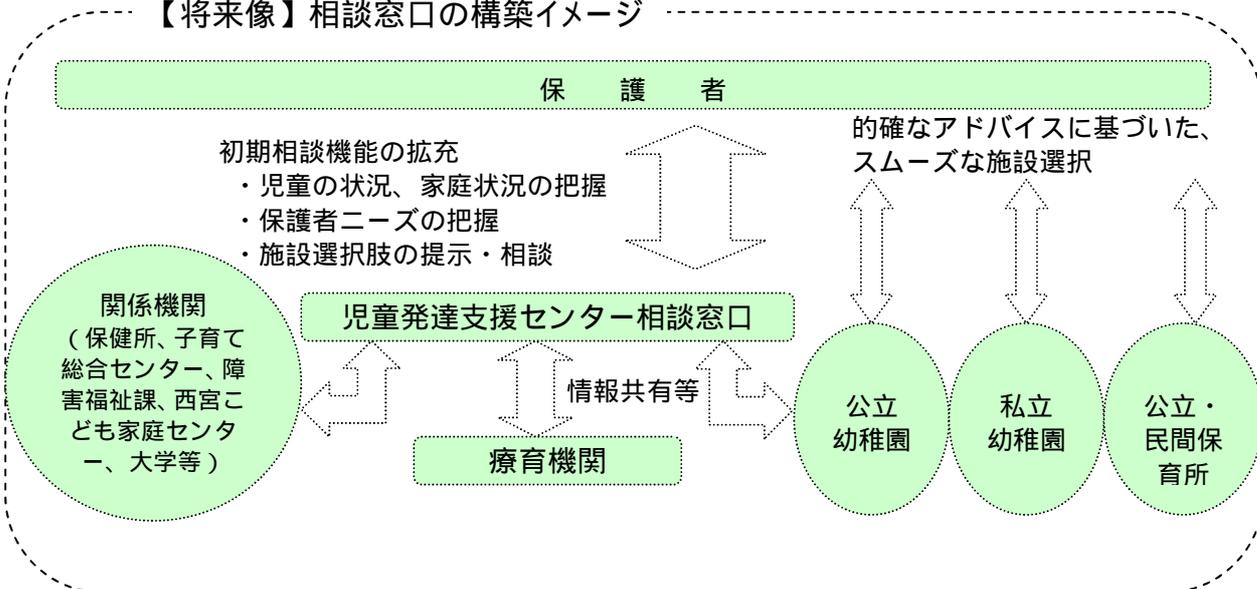
教育・福祉・医療・子育て等諸機関がネットワークの構築を図るため、本研修を特別支援教育ネットワーク会議と位置づけ、学校園だけでなく西宮市地域自立支援協議会こども部会に所属する関係機関にも案内し、「みやっこファイルの効果的な活用」「教育と福祉」に関する内容の研修も行っています。

西宮市地域自立支援協議会とは、障害のある人が地域で生活していく上で関係する様々な関係者（保護者や相談支援事業者、行政など）でメンバーを構成し、障害福祉施策について幅広く意見交換を行い、障害のある人のニーズを中心とした地域における諸課題について、その解決に向けた方策の検討を行っていくことで、「障害のある人も地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指す組織。

【現状】特別な支援を必要とする子どもの入園・入所に関する相談



【将来像】相談窓口の構築イメージ



-1 西宮市のそれぞれの組織における所管一覧

健康福祉局(こども部、福祉事務所、保健所) < 児童福祉・母子保健・障害福祉 >	教育委員会(学校教育部、社会教育部) < 学校教育・家庭教育・社会教育 >
保育所全般(設置・運営・許認可)	幼稚園教育全般(私立幼稚園)
留守家庭児童育成センター(学童保育)	小学校・中学校(義務教育全般)
子育て総合センター、児童館・児童センター	公民館・図書館(社会教育)、青少年育成施策
家庭児童相談(児童虐待関連)、母子家庭・DV相談	教育相談、適応指導
わかば園等(肢体不自由児施設・療育)障害福祉	特別支援教育
児童手当	スポーツ振興
母子保健・地域保健[保健所]	

私立幼稚園についての許認可・指導監査等は県の所管。

-2 子ども・子育てにかかる事務を所管する組織の状況 (平成23年度現在)
 中核市等44市の状況(中核市41市、中核市移行準備市3市)

事務の名称	西宮市の状況			44市の状況 (中核市41、中核市移行準備市3)			
	「子ども」組織	教育委員会	その他	「子ども」組織所管率		教育委員会所管率	
(1)子ども・子育て全般に関する企画・計画・調整に関すること				44	100%	0	0%
(2)子育て支援事業の企画及び実施に関すること				43	98%	1	2%
(3)母子保健及び母子の健康管理に関すること				14	32%	0	0%
(4)婦人相談、家庭児童相談及び要保護児童相談に関すること				40	91%	0	0%
(5)市立保育所の管理・運営等に関すること				34	77%	0	0%
(6)私立保育所の助成及び連絡調整に関すること				36	82%	0	0%
(7)保育所待機児童解消、保育所整備に関すること				35	80%	0	0%
(8)認可外保育施設の設置届出等に関すること				32	73%	0	0%
(9)認定こども園に関すること				34	77%	4	9%
(10)公立幼稚園に関すること				7	16%	29	66%
(11)私立幼稚園に関すること				16	36%	26	59%
(12)留守家庭児童育成センター(学童保育)の管理・運営等に関すること				21	48%	12	27%
(13)児童館・児童センターの管理・運営等に関すること				32	73%	5	11%
(14)障害のある子どもの相談、療養、支援に関すること(発達支援センター等)				17	39%	2	5%
(15)特別支援教育に関すること				0	0%	44	100%
(16)子ども手当、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること				41	93%	0	0%
(17)児童委員に関すること				8	18%	0	0%
(18)青少年健全育成の調査、計画、管理等に関すること				11	25%	29	66%
(19)青少年健全育成の各種事業に関すること				11	25%	29	66%
(20)青少年の補導・非行防止に関すること				11	25%	29	66%
(21)男女共同参画に関すること				0	0%	0	0%
(22)児童相談所に関すること			(県)	2	5%	0	0%

「子ども」組織が上記業務を所管している割合と、教育委員会が所管している割合を記載。

「子ども」組織以外の市長事務部局が所管する場合や担当組織がない場合(カウントなし)、また「子ども」組織と教育委員会の双方で所管している場合(双方でカウント)があるため、必ずしも計が100%とはならない。所管率が50%を上回る場合にセルを着色している。

平成 24 年 (2012 年) 7 月 2 日

西宮市長 河野 昌弘様

西宮市幼児期の教育・保育審議会
会 長 寺 見 陽 子

西宮市の幼児期の教育・保育のあり方について (中間答申)

平成 22 年 (2010 年) 7 月 20 日付で諮問のあった標記の件について、当審議会は 1 2 回の審議を重ね、慎重に検討を行ってまいりました。ここに、現時点での審議の成果を下記のとおり、中間答申いたします。

西宮市幼児期の教育・保育審議会委員 (会 長)	寺見 陽子
同	(副会長) 倉石 哲也
同	出原 大
同	上中 修
同	内田 澄生
同	熊谷 智恵子
同	酒井 修一郎
同	庄野 好美
同	前田 公美
同	村上 美也子

記

1 はじめに

【資料 1 参照】

これまで、西宮市の幼児期の教育・保育については、幼稚園と保育所、公立と私立のように、所管や制度の違いがあり、行政においても教育委員会と健康福祉局が個別に対応を行ってきました。

しかしながら、子育て世代を中心とした人口増加に伴う保育所の待機児童の増加や多様化する保育ニーズへの対応などの新たな課題もあり、従来の枠組みを超えた一体的な検討が求められています。

また、平成 21 年 8 月に教育委員会が実施した「西宮市立幼稚園教育振興プラン(素案)」のパブリックコメントにおいても、保護者負担の格差是正等について 23,000 件に及ぶ意見が出されました。こうしたことから、全市的な視点で幼児期の教育・保育のあり方について検討していくことを目的とした「西宮市幼児期の教育・保育審議会」が平成 22 年 7 月に設置され、市長より諮問を受けて審議を重ねてきました。

審議会では、2 つの作業部会 (適正配置部会、格差是正・こども支援部会) を設置し、部会での整理を踏まえて議論を行うとともに、平成 22 年度には特別支援教育ワーキンググループを設置し、特別な支援を必要とする子どもの現状把握と課題整理を行った上で、平成 23 年度の審議会で検討を行いました。

ここに、2 年間の審議の成果を「中間答申」としてまとめました。現時点での報告内容を活用し、市の施策を充実されるよう求めます。

2 諮問項目ごとの基本的な考え方

幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について【資料 -1,2 参照】

西宮市の幼稚園・保育所の現状等について、資料 -1 にあるように、幼稚園・保育所において数多くの取り組みが行われてきており、これまでに蓄積してきた知見、環境等を生かしつつ、将来に向けて公立と私立、幼稚園と保育所が共に、幼児期における教育・保育の向上のために総合的に取り組んでいくことが求められます。

また、公私が共に地域における教育・保育を保障していく主体として、十分な役割を發揮していくとともに、DVや児童虐待などの福祉的ニーズを抱える家庭に対しても公私が連携しつつ、具体的ななかかわり方について検討していくことが必要です。

幼保小の連携については、西宮市では子どもや教職員の交流、連絡体制等の先進的な取り組みによって相互理解が深まりつつあり、今後の課題としては、学びの連続性や一貫性のあるカリキュラムの整備が挙げられます。なお、研修制度については、子育て総合センターが中心となって、参加対象を広げる工夫や参加促進のための条件整備が望まれます。

一方、子どもが育つ環境の視点からの検討も必要であり、幼稚園教育要領や保育所保育指針に準拠した7つの領域等と、それに対応する子どもの姿や子どもの育ちに必要な環境(子ども・子育て環境)をトピックとして設定し、望ましい子ども像とその環境整備について検討しました。

西宮市の特質である豊かな自然環境を遊び場に、生きる力の基礎を培う教育・保育が展開できるよう、家庭や地域における子育て支援をより充実させていくことが求められており、「豊かな自然環境にふれての遊び」を中心として、子ども達が自然と触れ合う遊びとそのための環境整備が望まれます。

地域における保育サービスの提供について(地域バランス・適正配置)【資料 -1,2,3 参照】

適正配置の検討を進めるにあたって、まず地域に必要な子育てに係る機能を整理したうえで、その機能をどのように付加していくかを検討してきました。

その中で、地域に必要な子育てに係る機能を、0歳から5歳児の長時間保育機能としての保育所機能、3歳から5歳児の短時間保育機能としての幼稚園機能、地域や家庭における子育て支援機能、発達支援機能、公的機能、幼児教育に関する研修・研究機能としており、今後の検討にあたっては、公立と私立、幼稚園と保育所が共に教育・保育に携わってきた歴史を尊重しながら、いかに連携していくかという視点に立って考えていく必要があります。

また、適正配置に向けた考え方として、小学校区に応じた幼稚園・保育所・小学校の連携ブロックを基本とした大(3)・中(8)・小(13)の3つのレベルでブロックを設定し、課題に応じたブロック分けを用いて検討を行っていくべきと考えます。

このほか、地域における教育・保育を受ける機会の保障の観点から、公立幼稚園については、当面、小ブロックごとに原則1箇所配置の方向とし、園児数の推移やブロックごとの状況などを踏まえ、他の子育て関連施設への活用等を検討する必要があると考えます。

また、公立保育所については、待機児童解消の方策や保育需要を勘案して、当面、小ブロックごとに原則1箇所以上の配置とし、公立保育所が存在しないブロックにおいては、近隣の配置状

況や民間保育所の状況を見て検討していく必要があると考えます。

なお、幼保一体型施設の設置等については、「子ども・子育て新システム」に関する国の動向を踏まえながら、今後検討していきたいと考えています。

保育所の待機児童解消に向けた方策について

【資料 -1,2,3,4 参照】

市が策定している「保育所待機児童解消計画」の整備計画の内容を踏まえながら、従来の保育所整備以外の方策について、公・私立幼稚園や認可外保育施設等、具体的な対策を含め、重点的かつ優先的に審議を重ねてきました。

公立幼稚園の余裕保育室を保育ルーム等に活用することや私立幼稚園の預かり保育の活用、認可外保育施設に対して独自の基準を検討するなどの方策が今後ますます重要になってくるものと考えます。

また、保育の質の保障や将来的な収束方法、認定こども園への移行も視野に入れて、適正配置を検討していくことも必要です。

待機児童対策については、地域及び年限を区切った実施や保育需要が落ち着いた段階での施設転用など、それぞれの課題を整理した上で、解消に向けた早期の実現が望まれます。

保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について

【資料 -1,2,3,4 参照】

幼稚園と保育所における公費投入と保護者負担の状況を比較したところ、公私間だけでなく、幼保間においても差が存在しており、資料 -2 にあるように、運営経費に占める公費投入の割合は、公立幼稚園が他と比べて高く、逆に私立幼稚園が低くなっており、その中間に保育所がありました。

幼稚園における保護者負担については、格差是正の早期実現を目指して優先的に審議を重ね、中間報告として取りまとめたものを平成 22 年 11 月 22 日付で市長に提出しました。まずは、この報告に基づき、幼稚園における保護者負担の公私間格差を是正するため、就園奨励金の増額に取り組むべきと考えます。

また、保育所については、1・2 歳児での保育士の配置基準が公立(5:1)と民間(6:1)で異なっており、早急な改善が必要です。

これまでの制度では、子育て支援にかかる公費の多くが幼稚園、保育所に投入されていることから、これらを利用している家庭とそれ以外の家庭(認可外保育施設や在家庭)との間には、公費の投入額に差が生じています。

認可外保育施設については、様々な実施形態で運営されておりますが、公費投入はなく、いずれも保護者の大きな負担のうえで運営されています。この度、施設や利用者数、保育内容を確認したうえで、他市の状況調査や市内施設へのアンケート調査を行い、支援のあり方としては「保育の質の向上を担保するため、必要な保育環境の基準の明確化」と「施設が必要としている支援のうち、保育の質の向上につながるものの精査」の検討が必要であるとの結論に至りました。

また、在家庭については、保護者同士の交流や仲間づくり、子どもの遊び場、子育て相談等を総合的に提供する地域子育て支援の拠点を設置することが求められます。

近年の少子化の中、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、行政が家庭における子育てへの

支援にも積極的に力を入れ始めた結果、これまでの幼稚園や保育所における保育サービスの充実だけでなく、家庭や地域における子育て支援にも広がりが見られるようになりました。今後も、社会全体で子どもや保護者を支える子育て支援と公費投入のあり方について検討していくことが必要です。

特別支援教育、障害児保育のあり方について

【資料 -1,2,3 参照】

インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の理念について、中央教育審議会でも論点整理がなされ、それに向けた方向性が示されました。その中では「特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことで特別な支援を必要とする子どもにも、また、支援の必要性を周囲から認識されていないものの学習面又は行動面での困難を抱えている子どもにも、更には全ての子どもにとっても良い効果をあたえることができるものと考えられる」とされています。

本審議会においては、このようにすべての子どもの幸せを願う視点に立ち、西宮市の特別な支援を必要とする子どもの教育・保育の方向性と具体的な取り組みについて審議を行い、以下のとおり「短期」「中・長期」「継続」の取り組みに分けて、課題の整理・検討を行いました。

「短期」の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

《専門職等の指導・助言》

現在は各施設や機関がそれぞれで行っている指導・助言体制を再構築し、公立と私立、幼稚園と保育所に関係なく、幅広い専門家等による巡回指導や指導・助言を受ける機会の充実が求められます。そこで、特別支援学校のセンター的機能を拡大し、専門家等による巡回指導や来所による相談体制を整え、指導・助言を受ける機会を充実させるべきと考えます。また、大学教員の派遣等、大学と相互連携するシステムの構築についても検討が必要です。

《人材育成や研修》

公立と私立、幼稚園と保育所への職員研修により、支援を必要とする子どもの教育・保育に関する理念の共有や認識を深めていくことが求められます。また、定期的な保育内容の評価・検証も必要です。具体的には、教育委員会主催の「特別支援教育コーディネーター研修」を私立幼稚園や保育所に案内するなどの公私幼保の連携、保育実践や保育内容を継承するための実践記録の作成や研修の充実が望まれます。

「中・長期」の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

《相談体制・施設の選択》

関係機関の相互連携を強化するためには、相談窓口の明確化や情報の共有、専門機関のネットワークの強化等が必要です。今後、児童発達支援センターとして再整備される西宮市立わかば園が療育の内容や施設の選択につながるコーディネート機能を有するなどの中核的な機能を担い、子育て総合センター等との連携を進めるべきと考えます。

《入園・入所決定などの体制》《加配職員の配置や職員体制》

西宮市全体で入園・入所を保障するためには、加配職員の配置等の仕組みや基準の整理を行う必要があります。また、入園・入所後の望ましい支援のあり方について、関係機関の一層の連携が求められます。こうしたことから、公立と私立、幼稚園と保育所が児童発達支援センター等と連携して、入園・入所判断のための共通尺度の作成、入園・入所後の加配職員の配置基準や資格基準の設定に向けた整理をしていく必要があります。なお、国から通知された「特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について」に基づき、医療的ケアの必要な子どもへの対応や巡回訪問型の相談支援の活用についても、あわせて検討していくべきと考えます。

「継続」の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

《発達障害やその傾向がある子どもへの対応》

保育者が子どもの発達の課題を的確に把握し、適切な保育ができるための人員体制の充実と専門家の指導・支援、現場での研修の充実が求められます。また、保護者に対しても、不安や負担を軽減するような支援が必要であり、相談・診断・療育等の関係機関が支援していく体制を整備すべきと考えます。特に人員体制の充実については、公立幼稚園における特別支援教育支援員の配置や私立幼稚園への助成、保育所への加配人員の配置が望まれます。

《保育内容》

支援を必要とする子どもへの保育の内容や方法について、従来の特別支援教育・保育で培ってきたものを維持・継続・発展させていく必要があります。例えば、子どもの発達の課題を的確に把握したり、支援内容を明確化したりするための個別の「支援計画」「指導計画」の作成や保護者・関係機関との連携強化等が重要であり、「みやっこファイル」の活用を促進し、幼稚園や保育所、関係機関での一貫性のある教育・保育を目指すことが大切です。

「みやっこファイル」は保護者や支援者が子どもの成長段階の記録を綴り、情報を蓄積、共有化するファイル。

行政組織・推進体制の一元化について

【資料 -1,2 参照】

幼児期の教育・保育に関しては、国・自治体ともに幼稚園と保育所の所管が違うことで、一体的な運用や施策展開が行えないという課題があります。

西宮市では、平成 19 年度に子育て支援に関する事業を統合的・統一的に実施するため、教育委員会が所管していた「子育て総合センター」を健康福祉局に移管するとともに「こども部」が新設されましたが、現時点においても幼稚園は教育委員会、保育所は健康福祉局という所管の違いは存在しております。こうした状況は平成 23 年度に中核市等 44 市や近隣市を対象に実施した「子ども・子育てにかかる事務を所管する組織」の調査においても、ほぼ同様の傾向にありました。

今後の推進体制の一元化を考えていく際には、国の「子ども・子育て新システム」等の動向を注視しつつ、西宮市の独自性も打ち出せる方向で、引き続き検討していく必要があります。

3 今後の検討課題

審議会における意見や平成 22～23 年度に実施したアンケートの結果も活用しながら、以下の内容について引き続き検討する必要があります。

公立と私立、幼稚園と保育所の役割分担を整理し、家庭や地域の役割も含め、社会全体で子育てを支える環境づくりについて検討します。また、地域における子育て支援の充実（子ども・子育て環境）として、残された 2 つのトピック（文化にふれる取り組み、生活習慣・生活リズムにかかる取り組み）を引き続き検討します。

児童数の将来推計や費用対効果、機能の配置等を踏まえた基本的な方針について検討します。また、地域に必要な子育てにかかる機能の一つである公的機能の定義について、具体的に検討します。

待機児童の現状と将来推計を踏まえた施策のあり方について、既存施設の活用等を含めて検討します。

認可外保育施設への支援について、助成や保育の質の向上のための考え方、基準の具体化に向けて検討します。また、公立幼稚園の運営経費の見直しや適正な受益と負担の関係についても検討します。

児童発達支援センターとして再整備される西宮市立わかば園について、早期の気づきを早期の支援につなげていくため、幼稚園や保育所を中心とした施設へのアウトリーチ（巡回訪問）の検討を行います。

国の「子ども・子育て新システム」の動向を踏まえた、西宮市独自の子育て支援体制の整備に向けて検討します。

以上

1 審議会の構成及び開催状況

審議会の構成（平成 22 年 7 月～平成 24 年 7 月）

役 職	氏 名	所 属
会長	寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学教授
副会長	倉石 哲也	武庫川女子大学教授
委員	出原 大	西宮市私立幼稚園連合会理事長、関西学院聖和幼稚園長
	上中 修	関西学院大学准教授
	内田 澄生	西宮市民間保育所協議会会長、なぎさ保育園長
	熊谷 智恵子	西宮市民生委員・児童委員会 今津地区今津校区主任児童委員
	酒井 修一郎	武庫川女子大学非常勤講師、元市立西宮養護学校長
	庄野 好美	会社役員
	前田 公美	NPO 法人はらっぱ理事長
	村上 美也子	主婦

合計：10 名

審議会の開催状況

開催日		主な議題
H22	第 1 回 H22.7.20	・西宮市の現状 ・課題整理 ・審議会の進め方
	第 2 回 H22.8.30	・幼稚園と保育所の役割 ・保護者等への調査
	第 3 回 H22.10.28	・幼稚園の保護者負担の格差是正
	第 4 回 H22.11.22	・保育所待機児童対策 ・特別支援教育、障害児保育
	第 5 回 H23.1.31	・適正配置と保育所の待機児童対策
	第 6 回 H23.3.23	・議論の整理
H23	第 1 回 H23.6.14	・保護者へのニーズ調査の報告
	第 2 回 H23.8.1	・作業部会の報告 ・保育者へのアンケート調査
	第 3 回 H23.10.7	・子ども・子育て環境 ・認可外保育施設への支援
	第 4 回 H24.1.30	・特別な支援を必要とする子どもの教育・保育 ・適正配置に向けた考え方
	第 5 回 H24.3.22	・議論の整理
H24 第 1 回 H24.6.7	・中間答申	

他に、2つの作業部会（適正配置部会、格差是正・こども支援部会）を設置し、平成 22 年度は各 5 回、平成 23 年度は各 6 回開催している。

-1 幼稚園・保育所の現状等

	私立幼稚園	公立幼稚園	民間保育所	公立保育所
利用者数 (H23年度当初)	7,858人	1,485人	2,759人	2,529人
保育所機能 (0~5歳児の長時間保育機能： 8時間原則)	預かり保育 通常保育終了後、 および長期休暇 時等。 在園児(3歳児 ~)対象で実施。	-	通常保育 延長保育 (最長~20時) 産休あけ保育 給食	通常保育 延長保育 (最長~19時) 産休あけ保育 給食
幼稚園機能 (3~5歳児の短 時間保育機能： 4時間原則)	3年保育 満3歳児保育実 施園もある。 給食 バス送迎	2年保育 4歳児は1園に つき1学級。	-	-
地域の子育て支 援機能	一時預かり(保 育) 園庭開放 子育て相談 小学生の居場所 など	園庭開放 子育て相談 など	一時預かり(保 育) 病児保育事業 子育てサークル 支援 園庭開放 子育て相談 など	園庭開放 子育て相談 など

-2 子ども・子育て環境について

幼稚園教育要領と保育所保育指針の領域等に対応する子どもの姿や子どもの育ちに
必要な環境をトピック(項目)として設定した表

領域等	トピック
健康	食生活、生活習慣、運動
人間関係	異年齢の子ども集団、地域の人とのかかわり
環境	豊かな自然環境にふれての遊び
言葉	ふさわしい言葉、文化にふれる
表現	社会性、コミュニケーションの基礎
生命の保持	生活リズム、健康増進
情緒の安定	自発性、探索意欲、自分への自信

-1 地域に必要な子育てに係る機能

機能	現状と課題	考え方
保育所機能(0～5歳児の長時間保育機能)	ブロックごとの保育需要を満たすように保育所整備及び保育所以外の待機児童対策を進める。保育需要の伸びと就学前児童数の将来予測も適宜検証しながら、どの程度の保育所機能が必要かを見極めていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロックごとの保育需要を満たすことを基本とする。 ・他ブロックとの連携についても検討する。
幼稚園機能(3～5歳児の短時間保育機能)	現在の施設定員において、短時間保育の需要を満たすことが可能。また、公立幼稚園の機能をどう位置付けるのかを別途検討していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域偏在の解消についても検討する。
地域や家庭における子育て支援機能	「地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援の拠点)」を少なくとも中学校区(20校区)に1か所を目安に整備する。各地域の拠点を軸に、その他、子育て支援サービス及びメニューの充実を図る。また、社会資源の活用や地域活動との連携を図り、地域での子育て・子育てを支える場を目指していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核施設：1か所(子育て総合センター) ・地域子育て支援拠点事業：少なくとも中学校区(20校区)に1か所を目安に整備。
発達支援機能	中核施設としての児童発達支援センターを整備する(「わかば園」の建て替え・再整備)中核施設以外に、地域の発達支援機能の充実のため、拠点となるランチを2か所程度設置することを検討する。また、地域における身近な相談・支援機関として、幼稚園や保育所がその役割を担えるような体制整備を進めていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核施設：1か所(児童発達支援センター) ・ランチ：2か所程度の設置を検討する。
公的機能	就学前教育・保育の保障の観点から、私立と公立の連携・協働のもと、公的機能の整備を図っていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・私立と公立の連携・協働による充実及び幼児期の教育・保育の保障を図る。
幼児教育に関する研修・研究機能	中核施設は子育て総合センターの1か所とする。研修の一体化、保育内容や幼保連携などに関する調査研究を大学などの専門機関との連携により進める。幼・保・小連携などによる研修や保育研究などについては幼・保・小連携ブロックごとに基幹園の必要性を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核施設：1か所(子育て総合センター) ・幼・保・小連携などによる研修や研究などはブロックごとに基幹園の必要性を検討。

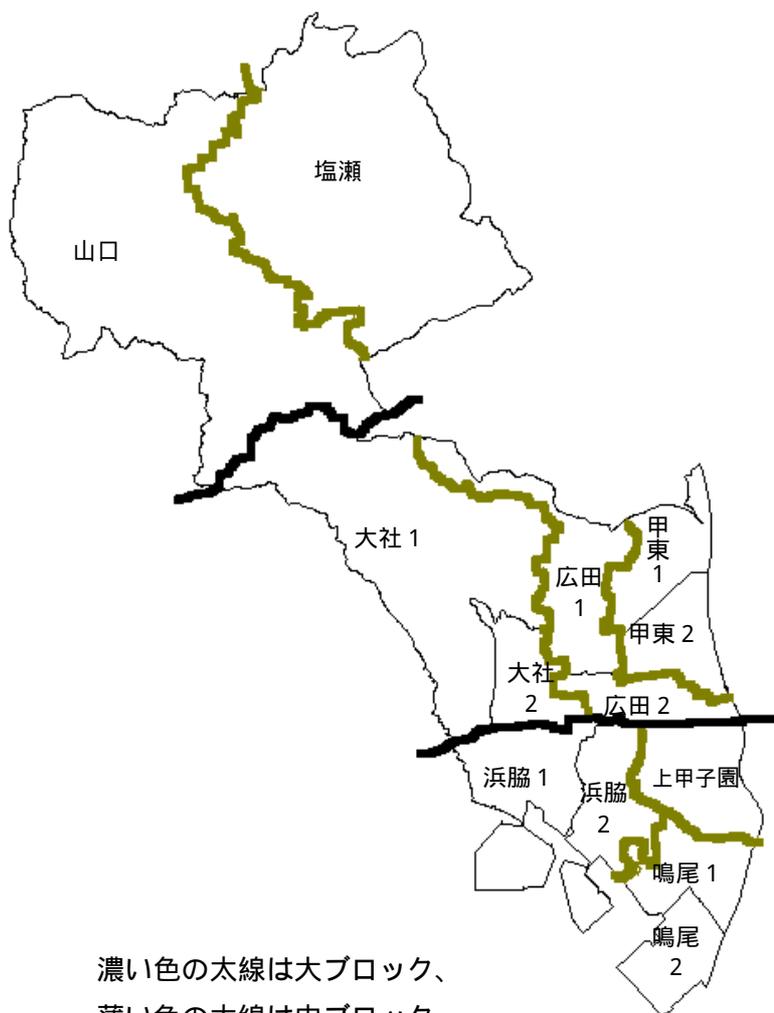
-2 ブロック分け

〔大ブロック〕は、市内の南部地域を JR あるいは国道 2 号で以北と以南に分けた 2 ブロック、北部地域を 1 ブロックとし、計 3 ブロックとします。

〔中ブロック〕は、南部の大ブロックを浜脇、鳴尾、上甲子園、大社、広田、甲東の 6 ブロック、北部の大ブロックを山口、塩瀬の 2 ブロックとし、計 8 ブロックとします。

〔小ブロック〕は、南部の中ブロックを更に 11 ブロックとし、北部の中ブロック 2 ブロックをそのまま合わせて計 13 ブロックとします。

ブロック図



濃い色の太線は大ブロック、
薄い色の太線は中ブロック、
細い線は小ブロックの境界を示す

保育所地区	大ブロック名	中ブロック名	小ブロック名	小学校区	
浜 今津 鳴尾 鳴尾北	南部	浜脇	浜脇1	浜脇	
				西宮浜	
			浜脇2	香爐園	
				用海	
		鳴尾	鳴尾1	津門	
				今津	
			鳴尾2	南甲子園	
				鳴尾	
		夙川	大社	大社1	甲子園浜
					鳴尾東
			大社2	高須	
				高須西	
本庁 甲東 本庁 瓦木	中部	上甲子園	上甲子園	上甲子園	
				春風	
		広田	広田1	鳴尾北	
				小松	
甲東 瓦木	甲東	甲東1	甲東1	夙川	
				北夙川	
		甲東2	甲東2	苦楽園	
				甲陽園	
甲東 瓦木	甲東	甲東1	甲東1	安井	
				大社	
		甲東2	甲東2	神原	
				神原	
塩瀬山口	北部	山口	山口	神原	
				神原	
		塩瀬	塩瀬	神原	
				神原	

注：このブロック分けは、幼保小連携ブロックを基本にしています。
今後、将来的な子ども的人数や検討課題に応じた大・中・小ブロック単位での検討を行います。

-3 ブロックごとの子育て関連施設の配置と状況（認可外保育施設を含む）

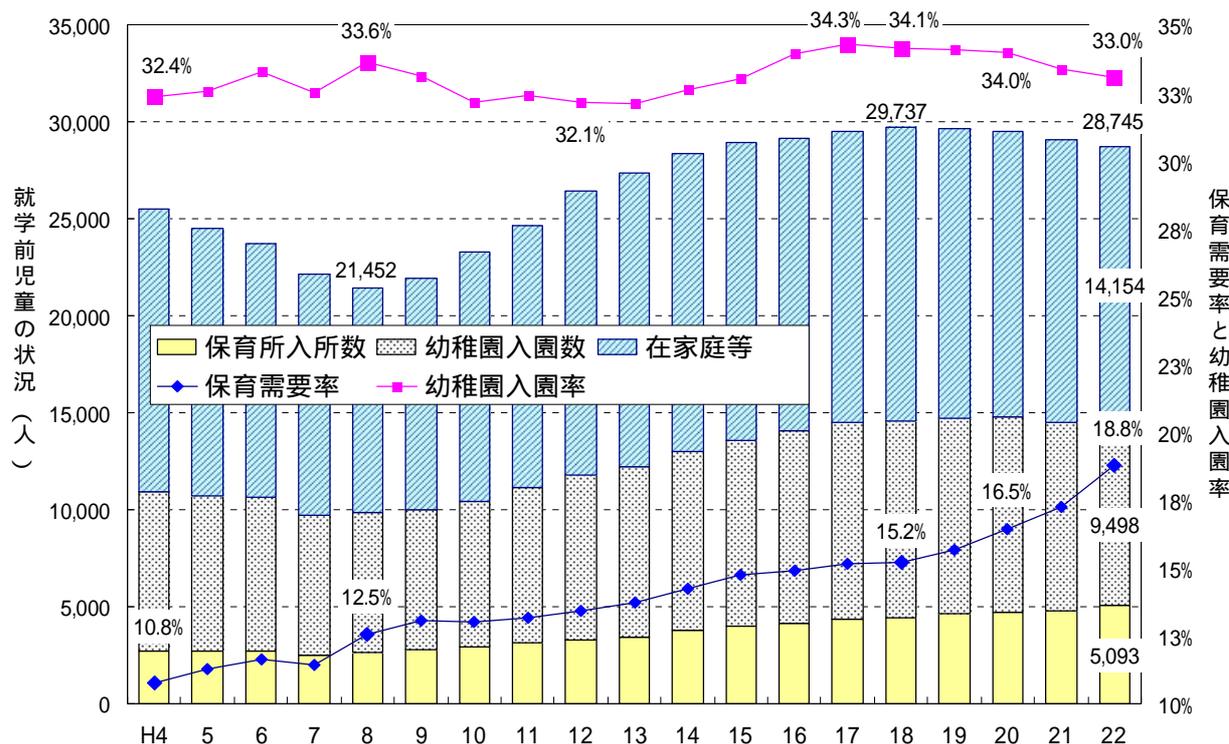
平成 23 年 10 月現在

小ブロック	子育て支援拠点	公立幼稚園			私立幼稚園			公立保育所			民間保育所			家庭保育所・保育ルーム			認可外保育施設		
		名称	認可 定員	H23 在園 者数	名称	認可 定員	H23 在園 者数	名称	定員 (H25見込)	H23 在園 者数	名称	定員 (H25見込)	H23 在園 者数	名称	定員 (H25見込)	H23 在園 者数	名称	定員	
浜脇1	浜脇児童館	浜脇幼稚園	350	99	いるか幼稚園	260	308	建石保育所	90 (90)	109	なぎさ保育園	70 (70)	77	森下家庭保育所	5 (5)	4	保育施設わらべ	7	
		用海幼稚園	70	61	香榎園幼稚園	300	259	浜脇保育所	120 (120)	129	かえで保育園	60 (60)	60	くまのこ保育ルーム	5 (5)	5	なかよし保育園阪神西宮園	22	
									朝日愛児館<移管対象>	50 (50)	55	めばえの子保育園(分園)	30 (30)	32				みんなげんき虹っ子保育所	30
									用海保育所	60 (60)	78	幸和園保育所南園(分園)	30 (30)	28				西宮こもれびキッズガーデン	32
												西宮YMCA保育園	60 (60)	69				保育所バステルの森	45
												ゆめこ保育園	50 (50)	58				関西インターナショナルスクール芦屋校	100
		(小計)	420	160	(小計)	560	567	(小計)	320 (320)	371	(小計)	300 (300)	324	(小計)	10 (10)	9	ピッコロ4 保育ルーム	40	
																	(小計)	276	
浜脇2	津門児童館	今津幼稚園	100	51	こばと幼稚園	250	215	今津西協保育所<移管対象>	60 (90)	96	ちどり保育園	60 (60)	71	保育ルームバンビ	5 (5)	0	保育所 すこやか	40	
		南甲子園幼稚園	70	61	こひつじ幼稚園	160	130	今津南保育所	60 (80)	85	みどり園保育所	90 (90)	111				保育所ちびっことらんど西宮今津園	25	
									津門保育所	90 (90)	108	津門川町保育園(H24.4新設)	60 (60)	0					
		(小計)	170	112	(小計)	530	443	(小計)	210 (260)	289	(小計)	210 (210)	182	(小計)	5 (5)	0	(小計)	65	
鳴尾1	鳴尾児童館	浜甲子園幼稚園	245	49	西光幼稚園	120	95	鳴尾保育所	120 (120)	124	西宮夢保育園	45 (45)	60	たけのこ家庭保育所	11 (11)	6	ラビキッズワールドららぽーと甲子園教室	30	
		武庫川女子大学「子育てひろば」	140	54	松風幼稚園	220	257	鳴尾東保育所	70 (80)	86	武庫川女子大学附属保育園	90 (90)	91				都市型保育園ボラー兵庫武庫川園	45	
									光明幼稚園	600	475	浜甲子園保育所	90 (90)	107					
									武庫川女子大付属幼稚園	105	99								
		(小計)	385	103	(小計)	1045	926	(小計)	280 (290)	317	(小計)	135 (135)	151	(小計)	11 (11)	6	(小計)	75	
鳴尾2	高須児童センター	高須西幼稚園	140	54	睦幼稚園	480	361	高須西保育所	120 (120)	111	バドマ保育園	60 (60)	72						
								高須東保育所	120 (120)	127									
		(小計)	140	54	(小計)	480	361	(小計)	240 (240)	238	(小計)	60 (60)	72	(小計)	0 (0)	0	(小計)	0	
上甲子園	甲子園口6丁目保育園	春風幼稚園	140	65	上甲子園幼稚園	280	264	学文殿保育所	90 (90)	109	甲子園保育所	150 (150)	153	中田家庭保育所	5 (5)	1	保育所&幼児教室 ビュア・チャイルド甲子園	40	
		鳴尾北幼稚園	140	61	甲子園口幼稚園	180	242	瓦木みのり保育所	130 (130)	145	甲子園口6丁目保育園(H25.4新設)	0 (120)	0				保育所わいわいランドにしのみや東園	37	
		小松幼稚園	210	54	甲子園東幼稚園	160	130	小松朝日保育所	120 (120)	132							保育ルームあゆみ園	10	
									鳴尾北保育所<移管対象>	60 (80)	91						MOMO Kid's 保育ルーム	15	
																	保育所ちびっことらんど阪神甲子園	31	
		(小計)	490	180	(小計)	1050	1005	(小計)	400 (420)	477	(小計)	150 (270)	153	(小計)	5 (5)	1	(小計)	133	
大社1	夙川学院短期大学「しゅくたん広場」	夙川幼稚園	140	66	苦楽園口幼稚園	120	144	北夙川保育所	120 (120)	133	夙川宝保育園	30 (30)	35	ぼっぼ保育園	5 (5)	5	夙川プリスクール	208	
		越木岩幼稚園	140	59	神戸海星女子学院マリア幼稚園	300	244				善照マイトレーヤ保育園(H24.11新設)	79 (79)	0				チャイルドフレンズミュウミュウ	20	
									甲陽幼稚園	240	269						パンピングガーデン夙川園	26	
																	チャイルドルームこどもの森	40	
																	ピッコロ5 保育ルーム	30	
																	西宮幼児アカデミー保育園	30	
																	インターナショナルスクールTREE HOUSE夙川校	34	
																	みんなげんき松ヶ丘虹っ子保育所	20	
																	食育プリスクール カマン	35	
																	たんぼぼハウス	13	
		(小計)	280	125	(小計)	660	657	(小計)	120 (120)	133	(小計)	169 (169)	35	(小計)	5 (5)	5	(小計)	254	
大社2	大社児童センター	大社幼稚園	170	138	夙川短大附属幼稚園	260	173	大社保育所	120 (120)	133	安井保育園	90 (90)	105	すずらん家庭保育所	5 (5)	0	ゆめ保育園	12	
		子育て総合センター	105	59	松秀幼稚園	242	219				安井さくら保育園(分園)	50 (50)	65	すくすく保育ルーム	4 (4)	3	チャイルドスクール苦楽園	30	
											ニコニコ桜保育園	60 (60)	69	保育ルームここここ	4 (4)	4			
											夙川夢保育園(分園)	60 (60)	71	保育ルームポニー	4 (4)	1			
											幸和園保育所	120 (150)	125	そらいる保育園	5 (5)	3			
									マーヤ保育園	60 (60)	67								
		(小計)	275	197	(小計)	822	744	(小計)	120 (120)	133	(小計)	440 (470)	502	(小計)	22 (22)	11	(小計)	42	
広田1	関西学院子どもセンター「さばさば」	上ヶ原幼稚園	210	63	くるみ幼稚園	80	100	甲東北保育所	90 (90)	104	月影保育所	60 (60)	59	保育ルームまっきー	5 (5)	3	保育所ちびっことらんど西宮ひろた園	20	
											聖和乳幼児保育センター	120 (120)	136	保育ルーム木の実	5 (5)	2			
														保育ルームchouchou	5 (5)	2			
		(小計)	210	63	(小計)	725	723	(小計)	90 (90)	104	(小計)	180 (180)	195	(小計)	15 (15)	7	(小計)	20	
広田2	むつみ児童館	瓦木幼稚園	140	75	西宮共同幼稚園	120	182	芦原保育所	120 (120)	123	なでしこ保育園	60 (60)	70	保育ルームたんぼぼ	5 (5)	2	はらっぱ保育所	35	
											むつみ保育所	90 (90)	107	保育ルームうさぎ	5 (5)	2	キッズインターナショナルスクール	109	
												和光幼稚園	120	169	保育ルームすみれ	5 (5)	5	コナミスポーツクラブ本店西宮アクセス	100
														保育ルームれんげ	5 (5)	5	家庭保育園「はじめてのいっば」	11	
														保育ルームつくし	4 (4)	4	保育所ちびっことらんど阪急北口園	30	
														保育ルームぼぶら	5 (5)	3			
		(小計)	140	75	(小計)	400	530	(小計)	300 (300)	337	(小計)	120 (120)	131	(小計)	29 (29)	21	(小計)	285	
甲東1	段上児童館	門戸幼稚園	140	93	一里山幼稚園	120	123	段上保育所	120 (120)	122	段上保育所	120 (120)	122				都市型保育園ボラー西宮甲東園	38	
											新甲東保育園	90 (90)	113				チャイルドケアハウス トット	20	
												あんず保育園	45 (45)	49				アクティブラーニングスクール甲東園	32
												ひかり保育園	90 (90)	99					
												段上認定こども園きりん園	60 (60)	28					
		(小計)	140	93	(小計)	890	755	(小計)	0 (0)	0	(小計)	405 (405)	411	(小計)	0 (0)		(小計)	90	
甲東2	つぼみの子保育園「つぼみのひろば」	高木幼稚園	175	144	甲子園学院幼稚園	420	181	上之町保育所	100 (100)	130	一妻保育園	150 (150)	177	虹の子家庭保育所	8 (8)	1	ボレ・ボレ西宮北口ベビールーム	20	
											西北夢保育園(分園)	60 (60)	69	保育ルームMAMA	5 (5)	4	ボレ・ボレ西宮北口キッズルーム	20	
												つぼみの子保育園	20 (20)	20	保育ルームKIDS	4 (4)	4	保育所 なかよし	17
												日野町保育園(H25.4新設)	0 (80)	0	保育ルームBABY	5 (5)	0	リッツナーサリースクール	15
																	(小計)	72	
		(小計)	175	144	(小計)	900	622	(小計)	100 (100)	130	(小計)	230 (310)	266	(小計)	22 (22)	9	(小計)	72	
山口	山口児童センター	山口幼稚園	140	72	幸幼稚園	265	306				船坂保育園	50 (50)	41				ちびっこ天国	30	
		(小計)	140	72	(小計)	265	306	(小計)	0 (0)	0	(小計)	170 (210)	184	(小計)	0 (0)		(小計)	30	
塩瀬	塩瀬児童センター	名塩幼稚園	140	57	東山幼稚園	365	219				名塩保育園	60 (60)	53	ひまわり家庭保育所	8 (8)	6	保育ルームチャイ・ランド 生瀬園	30	
		生瀬幼稚園	140	50								東山ぼぼ保育園	45 (45)	45				保育ルームチャイ・ランド 名塩園	45
												東山ぼぼ保育園(分園)	45 (90)	55					
		(小計)	280	107	(小計)	365	219	(小計)	0 (0)	0	(小計)	150 (195)	153	(小計)	0 (0)	6	(小計)	75	
地域未定													保育ルーム(新設7箇所)	0 (35)					
合計																			
			3245	1485		8692	7858		2180 (2260)	2529		2719 (3034)	2759		124 (159)	75		1417	

-1 私立幼稚園の預かり保育の状況（平成23年度現在）

	預かり保育	開始時間	保育時間	終了時間	定員/ 1回	専属教員	夏休みの預かり保育	夏休みの預かり保育時間	冬休みの預かり保育	春休みの預かり保育
1	仁川	8:30	9:00～14:00(11:45)	17:00	30		×	-	×	×
2	すずらん	×	8:45～14:00(11:45)	16:00	15		×	-	×	×
3	浜甲子園健康	8:00	8:45～14:00(11:30)	19:00	なし		×	-	×	×
4	甲子園二葉	×	8:45～14:00(11:45)	18:00	30			9:00～17:00		
5	上甲子園	7:00	9:20～14:00(12:00)	19:00	40			7:00～19:00		
6	こひつじ	×	9:00～14:00(11:30)	17:00	20		×	-	×	×
7	甲子園学院	7:45	8:50～14:30(11:30)	18:00	30			7:45～18:00		
8	甲子園口	8:00	9:00～14:00(12:00)	18:00	40			9:00～18:00		
9	仁川学院マリアの園	×	9:00～14:00(11:40)	17:00	なし			9:30～14:30		
10	みそら	8:00	8:45～14:00(12:00)	17:00	なし	×		9:30～14:30		
11	神戸海星女子学院マリア	×	8:30～13:30(11:30)	17:30	なし			9:00～17:00	×	×
12	甲東	×	-	9:00～14:00(11:30)	-	-	-	-	-	-
13	武庫川	×	9:00～14:00(11:50)	16:00	なし	×	×	-	×	×
14	松風	×	9:00～14:00(13:00)	18:00	なし			9:00～16:30		
15	安井	7:00	9:00～14:00(11:30)	19:00	なし			7:00～19:00		
16	花園	×	9:00～14:00(12:00)	17:00	なし	×	×	-	×	×
17	光明	8:00	8:00～14:00(12:45)	18:00	なし			8:00～16:50		
18	甲子園東	×	8:40～14:00(11:30)	17:00	なし	×		9:00～14:00	×	×
19	くるみ	×	9:00～14:30(11:30)	17:00	なし	×		9:00～14:30	×	×
20	苦楽園口	×	9:00～14:00(11:45)	16:00	なし		×	-	×	×
21	香櫨園	×	9:00～14:00(11:30)	17:00	なし	×	×	-	×	×
22	つぼみ	8:00	9:00～14:00	19:00	なし	×		8:00～18:00		
23	西光	×	9:00～14:00	17:30	30			9:00～17:30		
24	一里山	×	8:30～14:00(11:30)	16:00	なし	×	×	-	×	×
25	関西学院聖和	×	8:30～13:30(11:50)	17:00	なし			8:30～17:00		
26	阪急	8:00	8:30～14:00(11:30)	18:00	30			8:00～18:00		
27	こばと	×	9:00～14:00(12:00)	17:00	なし		×	-	×	×
28	西宮甲武	×	9:00～14:00	17:00	なし	×		9:00～17:00		
29	西宮公同	×	-	8:30～14:00(12:00)	-	-	-	-	-	-
30	段上	7:00	8:30～14:00(11:30)	20:00	35			7:00～20:00		
31	夙川学院短期大学付属	×	9:00～14:30	18:00	なし	×	×	-	×	×
32	甲陽	×	9:00～14:00(13:00)	16:00	なし		×	-	×	×
33	広田	7:30	9:00～15:00	19:00	なし	×		7:30～19:00		
34	和光	8:00	9:00～14:00(11:40)	17:00	なし		×	-	×	×
35	松秀	×	9:00～14:00(12:00)	16:30	なし		×	-	×	×
36	武庫川女子大学付属	×	9:00～14:00(12:00)	17:00	25			9:00～17:00	×	
37	睦	7:40	9:00～14:30(11:30)	18:30	なし			8:00～18:00		
38	幸	8:00	9:00～14:00(13:00)	18:00	60	×		8:00～18:00		
39	東山	8:00	9:00～14:00(11:30)	18:00	なし	×		8:00～18:00		
40	いるか	8:00	8:30～14:00(11:30)	18:00	60			8:00～18:00		
計	38	17				25	24		20	21

-2 保育需要率及び幼稚園入園率と就学前児童の状況の推移(西宮市)



-3 保育所需要と幼稚園入園率等の他市比較(中核市及び近隣都市) (平成22年4月1日)

区分		保育所需要率	幼稚園入園率	合計	待機児童数
西宮市	-	17.68%	33.05%	49.65%	310人
中核市 (40市)	平均	30.97%	24.61%	55.34%	55.60人
	分布	16.74 ~ 51.94%	11.02 ~ 38.84%	42.62 ~ 66.73%	0 ~ 357人
	順番	39 / 40	7 / 40	30 / 40	2 / 40
兵庫県内 近隣都市 (10市)	平均	21.46%	27.60%	48.53%	62.8人
	分布	14.92 ~ 31.16%	15.21 ~ 36.42%	42.30 ~ 55.15%	0 ~ 310人
	順番	8 / 10	2 / 10	4 / 10	1 / 10

近隣都市(10市): 神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、宝塚市、伊丹市、川西市、芦屋市、三田市

-4 保育所待機児童対策に係る市立幼稚園の余裕保育室の基本的な考え方
(平成23年度現在)

各園4歳児1学級、5歳児2学級の計3室を確保する。
 臨時的措置や保育所供用等の部屋を除き、各園に図書室等の1室を確保する。
 各園における残りの部屋数を「活用可能な余裕保育室」とする。

幼稚園名	保有室数					活用可能な 余裕保育室	備考	
		4歳児	5歳児	臨時的措置	保育所供用 教員室			図書室等
浜脇	10	1	2		1	1	5	
用海	2	1	1				0	
夙川	4	1	2			1	0	
越木岩	4	1	2			1	0	
大社	5	1	2	2			0	
あおぞら	4	1	2			1	0	
上ヶ原	5	1	2			1	1	
門戸	4	1	2			1	0	
高木	5	1	2	2			0	
瓦木	4	1	2			1	0	
春風	4	1	2			1	0	
今津	3	1	2				0	
南甲子園	2	1	1				0	
浜甲子園	7	1	2		1	1	2	
高須西	4	1	2			1	0	
鳴尾東	4	1	2			1	0	
鳴尾北	4	1	2			1	0	
小松	6	1	2			1	2	
山口	5	1	2			1	1	
名塩	4	1	2			1	0	
生瀬	4	1	2			1	0	
合計	94	21	40	4	2	16	11	

上記「活用可能な余裕保育室数」については、あくまで保育所待機児童対策に係る市立幼稚園の短期的な活用という観点から整理したものであり、将来的な市立幼稚園のあり方(統廃合も含めた)に基づく施設の活用については別途検討を行う。

平成 22 年(2010 年)11 月 22 日

西宮市長 河野 昌弘 様

西宮市幼児期の教育・保育審議会
会長 寺見 陽子

幼稚園における保護者負担について（中間報告）

本審議会では、平成 22 年 7 月 20 日に西宮市長から諮問を受け、西宮市の幼児期の教育・保育のあり方について審議してきました。このうち、幼稚園における保護者負担について、下記のとおり中間報告として取りまとめましたので、報告します。なお、西宮市の幼児期の教育・保育のあり方については、引き続き審議を行い、答申に向けて整理していきたいと考えています。

記

（１）これまでの審議の経過

平成 22 年 7 月 20 日の第 1 回審議会において格差是正部会と適正配置部会の 2 つの作業部会を設置し、8 月 4 日から 11 月 17 日の間に 4 回の格差是正部会を開催するとともに、審議会においても格差是正部会での整理を踏まえて議論を行い、特に緊急を要する課題である「幼稚園の保護者負担の格差是正」についての審議を重ねてきました。

（２）審議会としての基本的な考え方

幼稚園の保護者負担格差について

市民や保護者の中には「費用の安い公立幼稚園に行かせようとしても、近くには私立幼稚園しかない。どこに通わせても格差がないようにしてほしい」「私立幼稚園とは、園の運営や施設、保育内容が違うので、多少の保育料の差があっても当然」と相反する意見がありますが、当審議会では私立幼稚園 40 園のうち公立幼稚園と条件に近い一群を抽出するなど、比較に精査を加えたうえで議論を行い、保護者負担(保育料及び入園料)における公私間格差は存在するとの結論に至りました。なお、公私間の格差是正という観点から、3 歳児を除く 4 歳児と 5 歳児の第 1 子・第 2 子を中心に審議を行っております。

格差是正の手法について

西宮市における私立幼稚園関係の補助制度には、幼稚園に対して補助するものと保護者に対して直接補助する制度がありますが、当審議会では両者について補助金の性質を比較検討いたしました。その結果、保護者負担の格差是正という観点からは、市民や保護者にも使途が明確で分かりやすい直接補助(就園奨励助成金)を選択することが妥当であるとの結論に至りました。

なお、「子どもの教育環境を整えるという意味からは、幼稚園への補助を検討していくのも良いのではないか」「公立幼稚園の保護者負担増という格差是正の方法もあるのではないか」との意見があったことを申し添えます。

配分の優先度とバランスについて

格差の是正には多額の財源が必要であり、年齢や所得階層などを考慮した配分の優先度を検討する必要がありますが、所得金額 800 万円以上の階層に対する補助については、就園機会の保障という観点を踏まえ、他の階層とのバランスも考えながら進めるべきと考えます。なお、「1年保育の機会提供という観点から5歳児を軸に考えるのも1つのアイデアではないか」との意見があったことを付記いたします。

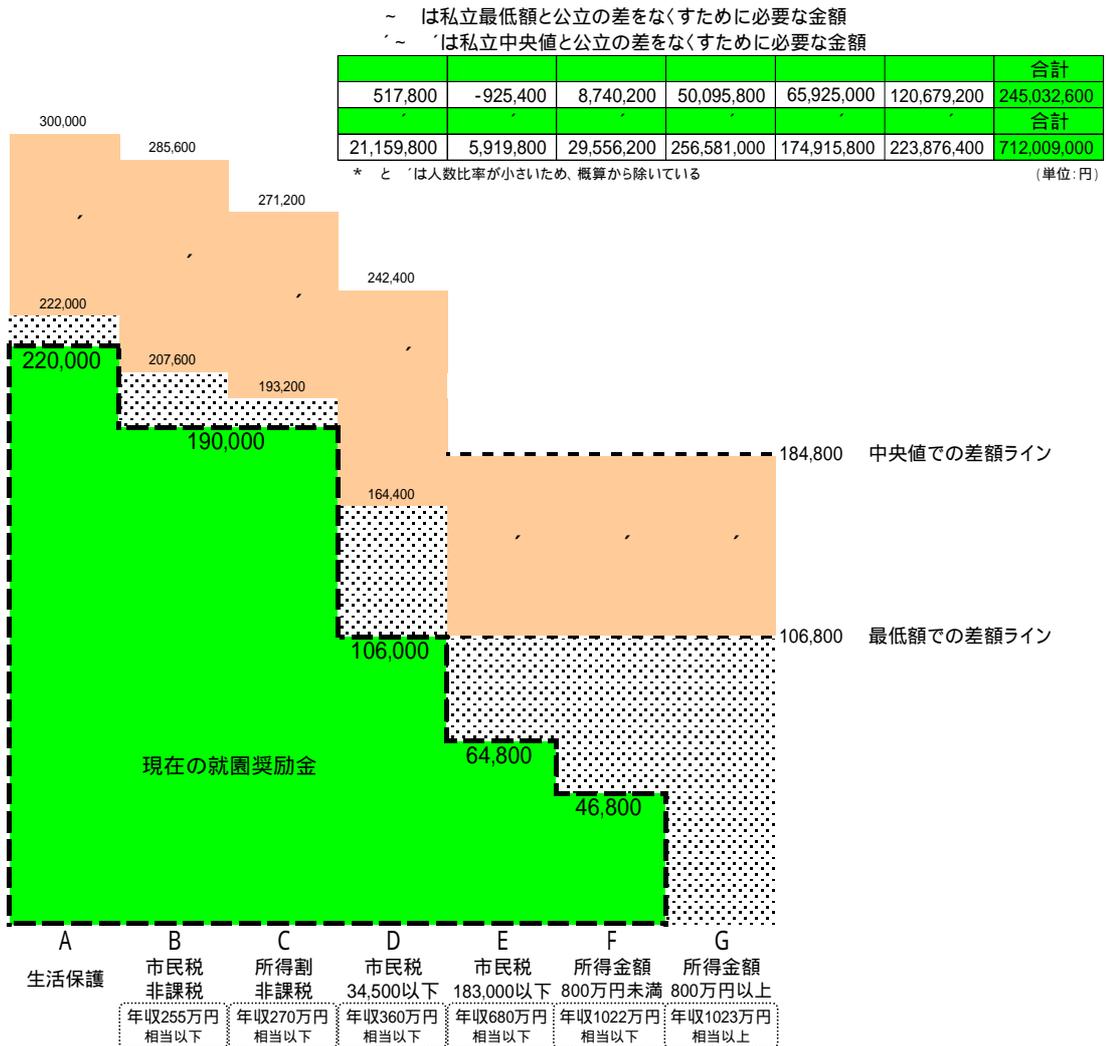
格差是正の目標について

格差是正の目標をどう設定すべきかについて、当面は私立幼稚園の最低額までへの格差是正を目指して、段階的に進めていくことが妥当であるとの結論に至りました。ただし、「低所得層に対する配慮という面では、最低額にとらわれずに検討していくことも必要ではないか」との意見があったことを申し添えます。

スケジュールについて

格差是正の早期実現のために、平成 23 年度西宮市私立幼稚園就園奨励助成金においても、対応できる部分については、可能な限り反映していく必要があると考えます。

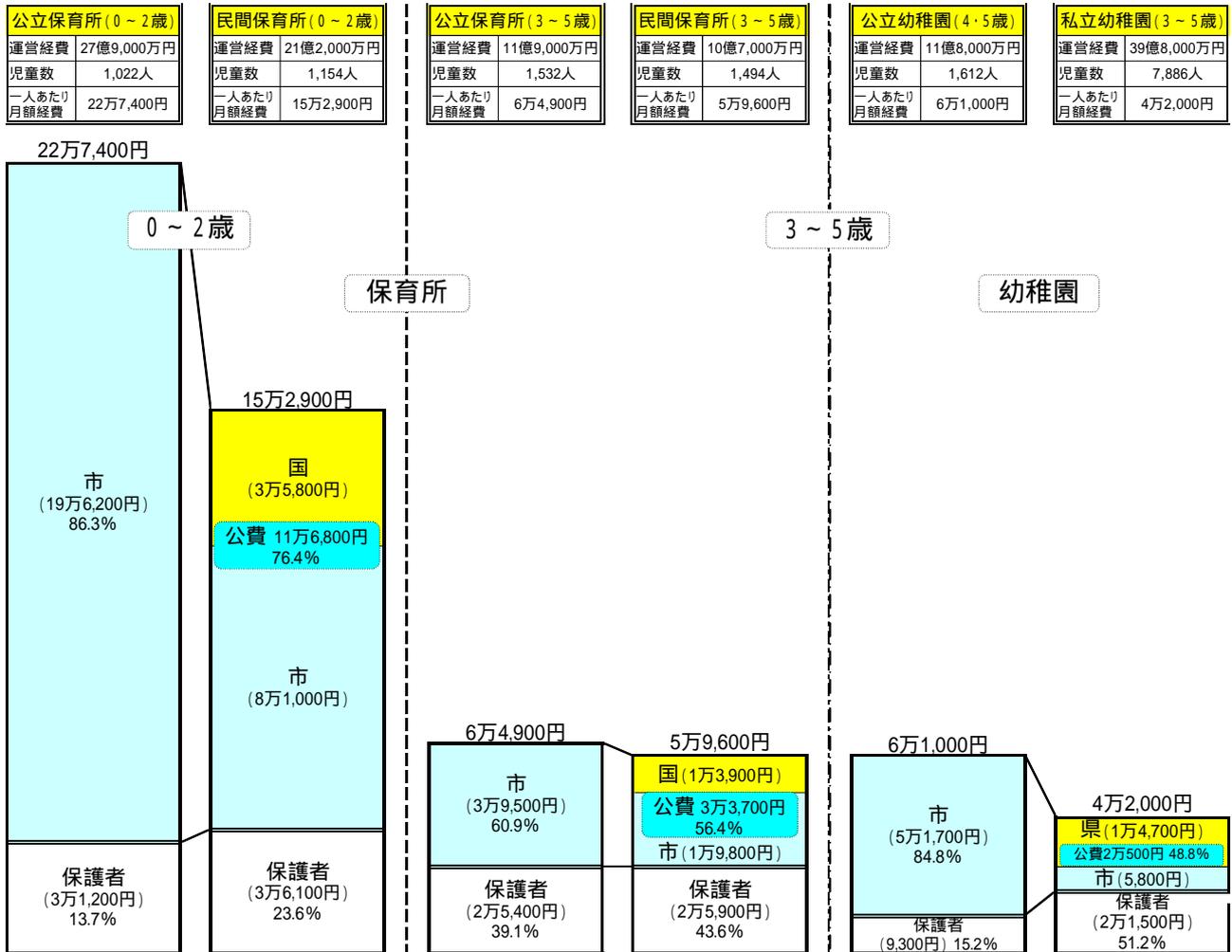
参考資料（保護者負担の格差是正における所要額概算）



* 参考として4歳児を表示。年収は目安、就園奨励金は平成22年度第1子(従来条件)の場合で、第2子以降等は更に金額が加算される。

-2 幼稚園と保育所の児童一人あたり月額公費投入と保護者負担の比較

(平成22年度決算)



上記の県・市の負担分には、地方交付税や国庫補助等の国負担分を含む。金額は四捨五入で端数処理している。民間保育所の保護者負担額には諸費(延長保育等)を含んでいない。私立幼稚園は預かり保育分を含む。保育所の国庫補助金は、0~2歳児、3~5歳児の運営経費の比率で按分して算出。

-3 幼稚園と保育所での運営経費に占める公費投入の割合 (平成22年度決算)

	公立幼稚園 (4・5歳児)	私立幼稚園 (3~5歳児)	公立保育所 (3~5歳児)	民間保育所 (3~5歳児)
公費投入	84.8%	48.8%	60.9%	56.4%
保護者負担	15.2%	51.2%	39.1%	43.6%

-4 保育士配置基準

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児
西宮市	公立保育所	3 : 1	5 : 1	20 : 1	
	民間保育所	3 : 1	6 : 1	20 : 1	
国の最低基準		3 : 1	6 : 1	20 : 1	30 : 1

特別支援学校におけるセンター的機能（地域支援）について

市立西宮養護学校

発達に課題のある幼児児童生徒が在籍する学校園等の要請に基づき教育相談を行ったり、特別支援教育に係る研修会等を企画実施したり、本市における特別支援教育の充実を図っています。

【支援内容】来校式教育相談（日常生活や学校生活、発達、教材教具などに関すること）

【対応組織】 支援部...専任コーディネーター、自立活動担当者、臨床心理士、作業療法士等

第2 コーディネーター...支援部を除く教職員すべて

県立芦屋特別支援学校...発達等で気になる幼児児童生徒の保護者を始めとした地域住民、教職員を対象に、保育や教育に関する全般的な教育相談を実施。

県立阪神特別支援学校...発達等で気になることがある幼児児童生徒の保護者を始めとした地域住民や地域の保育所・幼稚園・学校・福祉団体等の教職員を対象に、保育・教育・進路に関する全般的な相談を実施。

県立こばと聴覚特別支援学校...専任の教員がきこえと言葉に関する相談に個別に対応。

大学との連携について

市内 10 大学との地域連携・社会連携という観点から、大学交流センターを通じて、大学交流協議会とも講師アドバイザー等の派遣や人材に関するリストの作成などについて、協議・調整していく必要があります。

特別支援教育コーディネーター研修 特別支援教育ネットワーク会議

（趣旨）特別支援教育体制の構築にあたり、学校園内及び関係機関等との連絡調整や相談窓口、適切な支援等の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの養成を図る必要があります。

（対象）市立学校園及び希望する私立幼稚園の特別支援教育コーディネーター、希望する保育所の障害児担当保育士等

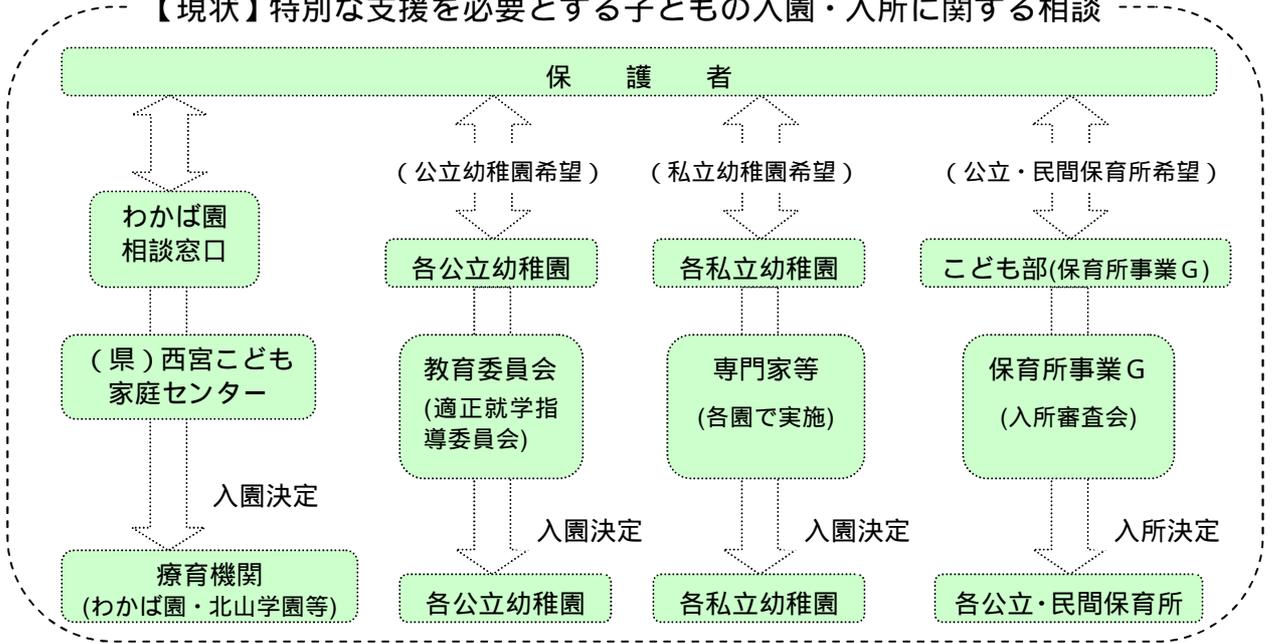
（内容例）「特別支援教育・校園内体制」「保護者に寄り添う支援とは」「就学前と義務教育との円滑な連携～みやっこファイルを活用して～」 「就学前機関及び小学校による実践発表及び交流」

（西宮市地域自立支援協議会こども部会との連携）

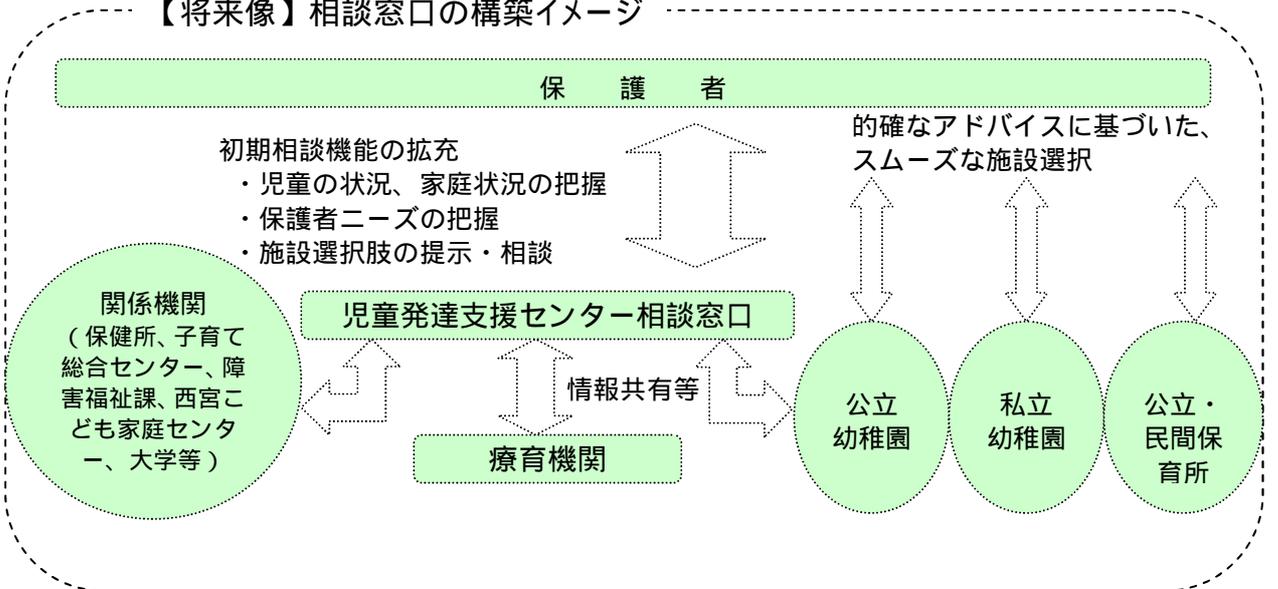
教育・福祉・医療・子育て等諸機関がネットワークの構築を図るため、本研修について案内するとともに、「みやっこファイルの効果的な活用」「教育と福祉」に関する内容の研修も必要です。

西宮市地域自立支援協議会とは、障害のある人が地域で生活していく上で関係する様々な関係者（保護者や相談支援事業者、行政など）でメンバーを構成し、障害福祉施策について幅広く意見交換を行い、障害のある人のニーズを中心とした地域における諸課題について、その解決に向けた方策の検討を行っていくことで、「障害のある人も地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指す組織。

【現状】特別な支援を必要とする子どもの入園・入所に関する相談



【将来像】相談窓口の構築イメージ



-1 西宮市のそれぞれの組織における所管一覧

健康福祉局(こども部、福祉事務所、保健所) < 児童福祉・母子保健・障害福祉 >	教育委員会(学校教育部、社会教育部) < 学校教育・家庭教育・社会教育 >
保育所全般(設置・運営・許認可)	幼稚園教育全般(私立幼稚園)
留守家庭児童育成センター(学童保育)	小学校・中学校(義務教育全般)
子育て総合センター、児童館・児童センター	公民館・図書館(社会教育)、青少年育成施策
家庭児童相談(児童虐待関連)、母子家庭・DV相談	教育相談、適応指導
わかば園等(肢体不自由児施設・療育)障害福祉	特別支援教育
子ども手当	スポーツ振興
母子保健・地域保健[保健所]	

私立幼稚園についての許認可・指導監査等は県の所管。

-2 子ども・子育てにかかる事務を所管する組織の状況 (平成23年度現在)
 中核市等44市の状況(中核市41市、中核市移行準備市3市)

事務の名称	西宮市の状況			44市の状況 (中核市41、中核市移行準備市3)			
	「子ども」 組織	教育 委員会	その他	「子ども」組織 所管率		教育委員会 所管率	
(1)子ども・子育て全般に関する企画・計画・調整に関すること				44	100%	0	0%
(2)子育て支援事業の企画及び実施に関すること				43	98%	1	2%
(3)母子保健及び母子の健康管理に関すること				14	32%	0	0%
(4)婦人相談、家庭児童相談及び要保護児童相談に関すること				40	91%	0	0%
(5)市立保育所の管理・運営等に関すること				34	77%	0	0%
(6)私立保育所の助成及び連絡調整に関すること				36	82%	0	0%
(7)保育所待機児童解消、保育所整備に関すること				35	80%	0	0%
(8)認可外保育施設の設置届出等に関すること				32	73%	0	0%
(9)認定こども園に関すること				34	77%	4	9%
(10)公立幼稚園に関すること				7	16%	29	66%
(11)私立幼稚園に関すること				16	36%	26	59%
(12)留守家庭児童育成センター(学童保育)の管理・運営等に関すること				21	48%	12	27%
(13)児童館・児童センターの管理・運営等に関すること				32	73%	5	11%
(14)障害のある子どもの相談、療養、支援に関すること(発達支援センター等)				17	39%	2	5%
(15)特別支援教育に関すること				0	0%	44	100%
(16)子ども手当、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること				41	93%	0	0%
(17)児童委員に関すること				8	18%	0	0%
(18)青少年健全育成の調査、計画、管理等に関すること				11	25%	29	66%
(19)青少年健全育成の各種事業に関すること				11	25%	29	66%
(20)青少年の補導・非行防止に関すること				11	25%	29	66%
(21)男女共同参画に関すること				0	0%	0	0%
(22)児童相談所に関すること			(県)	2	5%	0	0%

「子ども」組織が上記業務を所管している割合と、教育委員会が所管している割合を記載。

「子ども」組織以外の市長事務部局が所管する場合や担当組織がない場合(カウントなし)、また「子ども」組織と教育委員会の双方で所管している場合(双方でカウント)があるため、必ずしも計が100%とはならない。
 所管率が50%を上回る場合にセルを着色している。